

目 次

口絵	
2008年春季特別展開催にあたって	1
2008年春季特別展 濃尾の医術 ―尾張藩奥医師 野間家文書を中心に― によせて	2
野間家歴代系図	3
I 尾張藩医師野間家の歴代	4
コラム①「士林泝洄」にみえる藩医と在野医	12
コラム②野間家文書に残された歌道・茶の湯史料	16
II 野間家の知行所支配	22
III 藩医野間林庵の活動	28
IV 医療の実際	38
V 幕末維新期の野間家と伊藤圭介の登場	55
コラム③忠孝堂をめぐる人々	58
コラム④「北越従軍銃創図録」について	70
参考文献	73

町長師面出言為效私又同體休
 門人向如北子兼子傑洲可部
 兼子村心一庵治仁之傳於
 中城个沙富家治無也富在
 庵治意極忠勤一不文化年高
 六月
 中園其各信有國年三月國地
 以仙石勤信其似及政其其月
 及元年以有音類
 中園其各之信有國地及信有信
 西園其信亦不坊勤信年世
 庵治意其收之於大年其其其
 高信其年七拾其其其其其
 未文其信立庵治其功之為其其切
 及投其信其其其其其其其其
 意極忠勤信其其其其其其其
 在十一月其其其其其其其其
 其其其其其其其其其其其其
 其其其其其其其其其其其其
 其其其其其其其其其其其其
 其其其其其其其其其其其其
 其其其其其其其其其其其其
 其其其其其其其其其其其其
 其其其其其其其其其其其其

六行

名譽律師
 野間林庵

写真 1 4代野間林庵申状 (天保3年<1832>) 6月 [野間2-82]

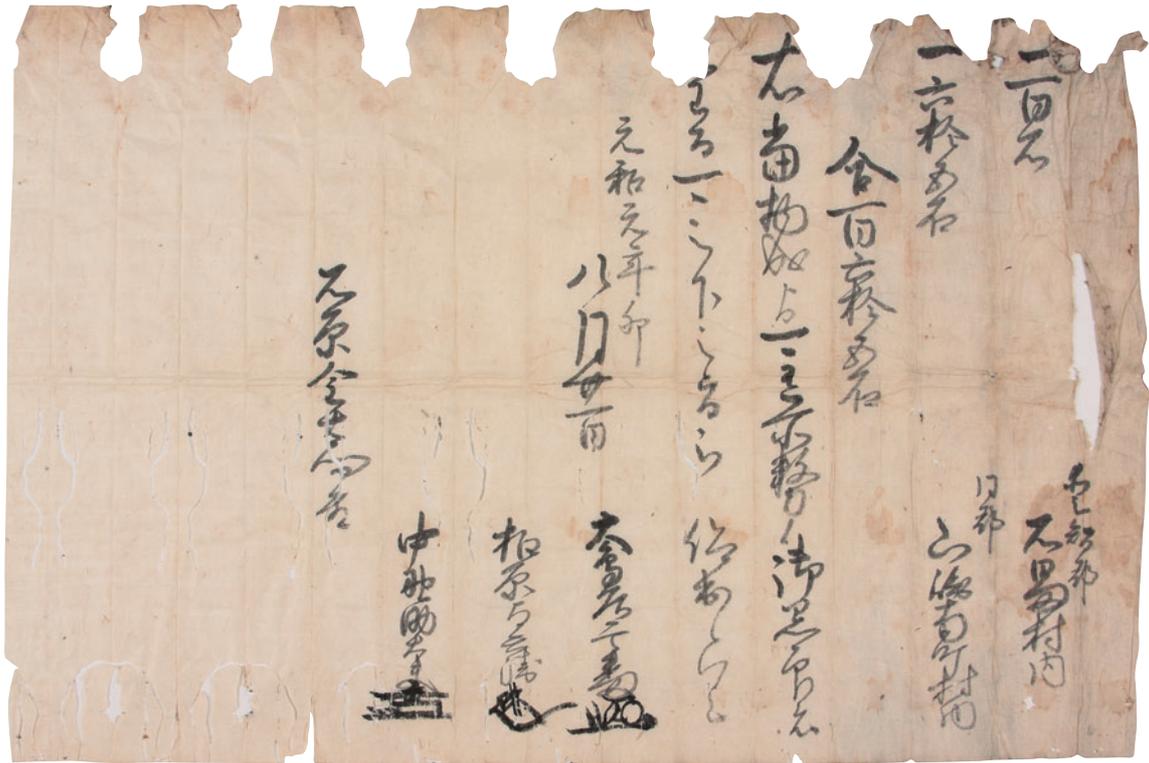


写真2 中野助大夫等連署奉書 元和元年（1615）8月21日〔野間4-72〕

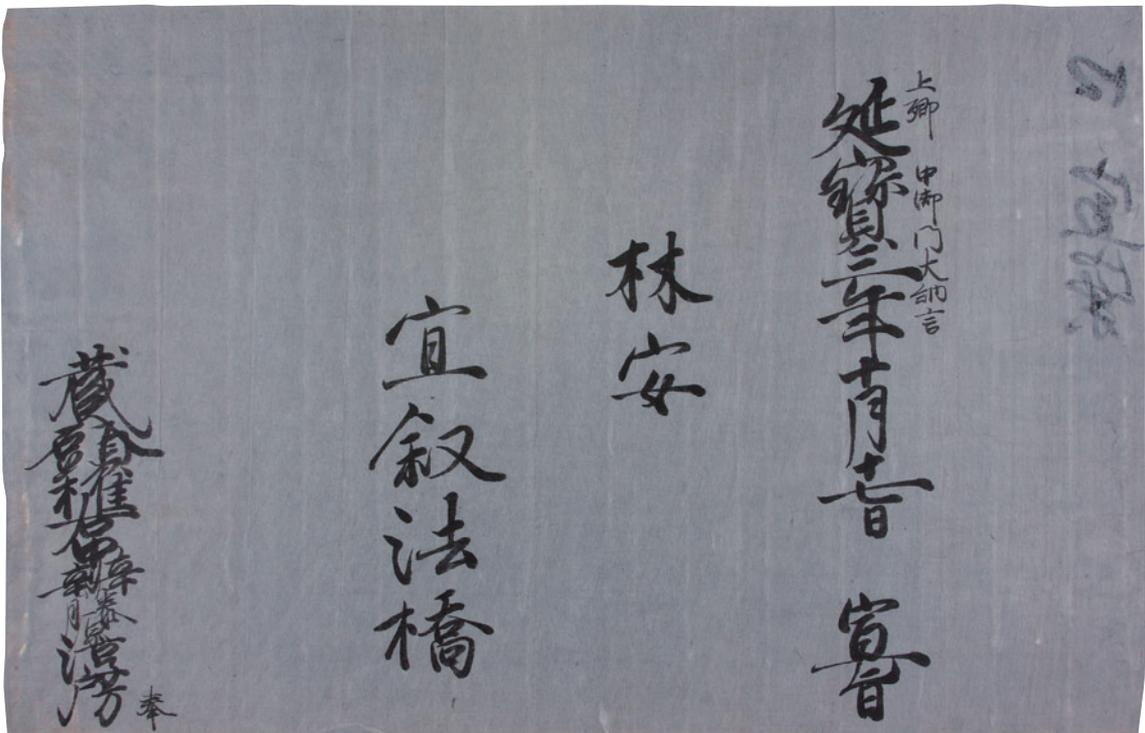


写真3 靈元天皇口宣案 延寶3年（1675）10月17日〔野間4-8〕

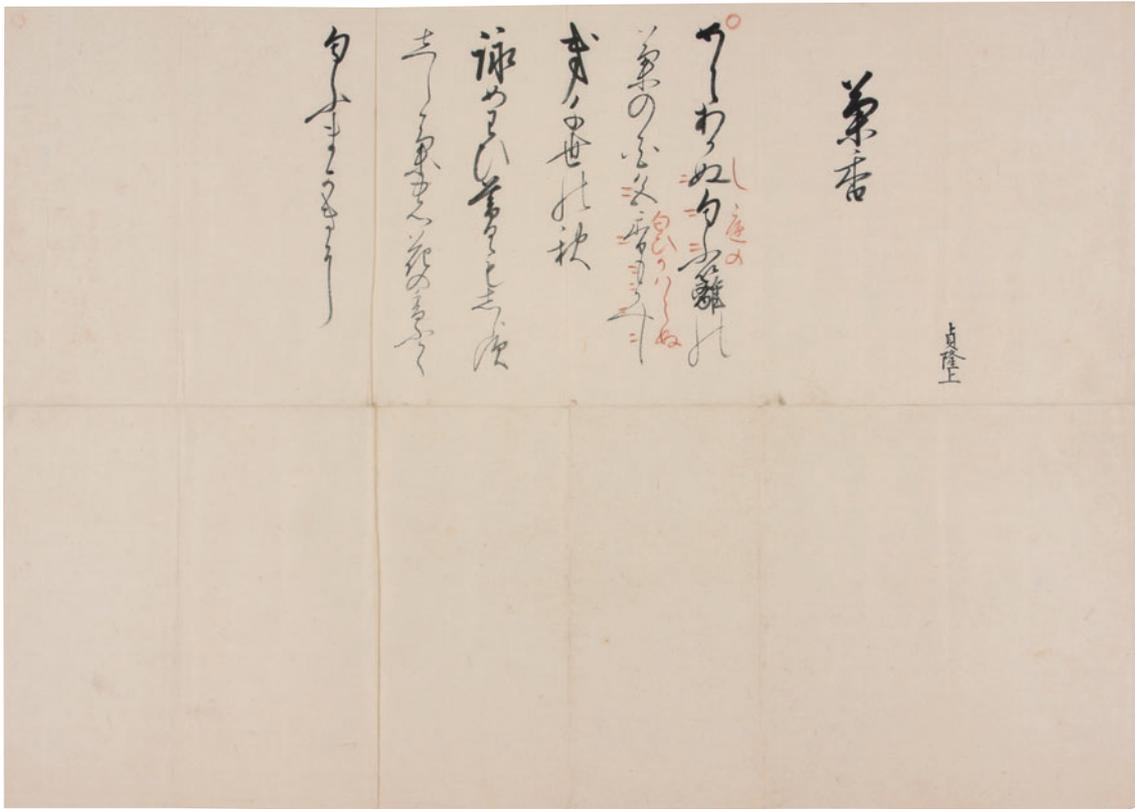


写真4 藩主宗睦添削 4代林庵作の和歌 天明3年(1783)10月21日 [野間4-137-4]

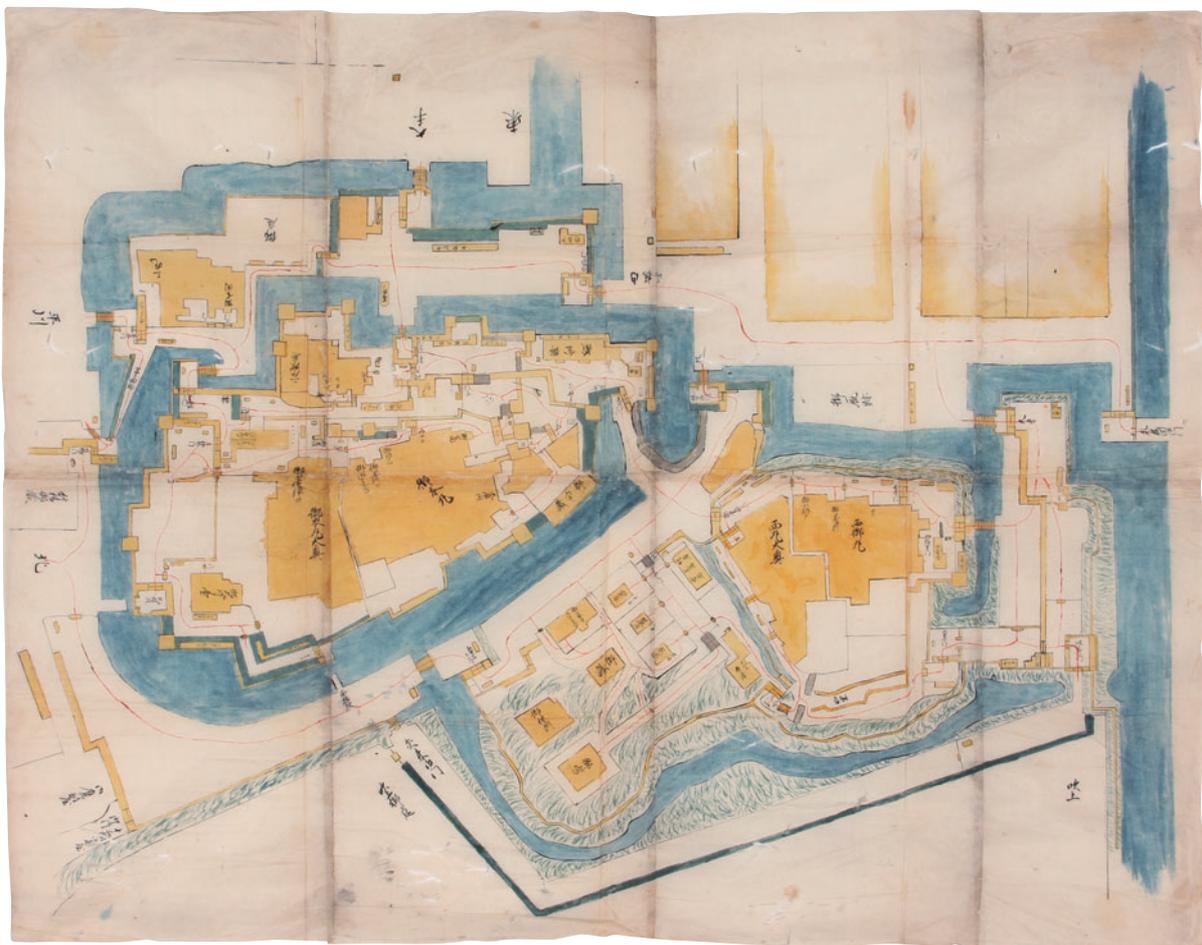


写真5 江戸城内経路図 年未詳 [野間4-10]



写真6 野間たき画像 [83.0×30.0]
〔名古屋市東山植物園所蔵〕

(短冊)
年つみてさかへし宿の寿八
千代をたのしむ松下庵

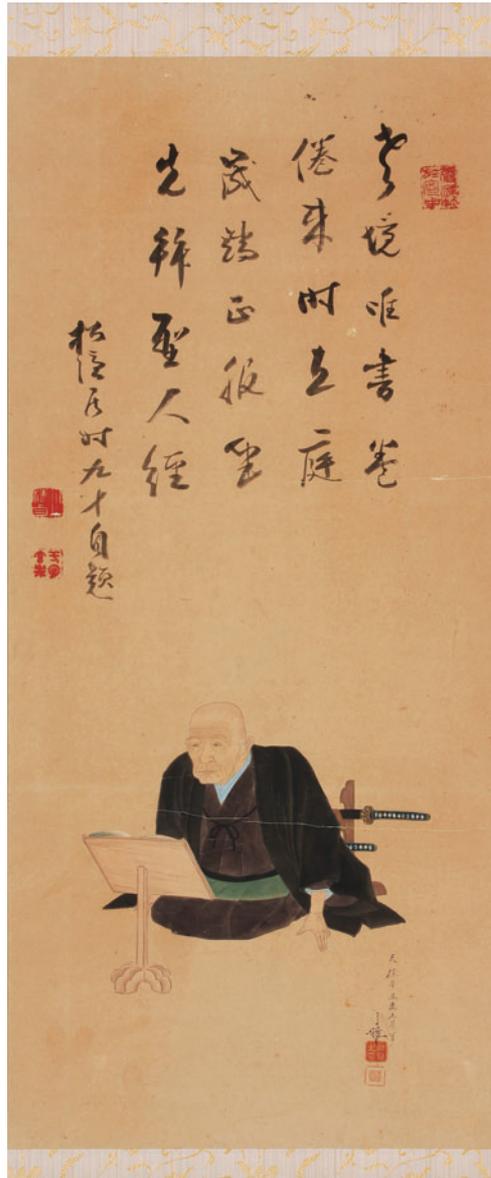


写真7 西山玄道画像 [83.5×37.4]
〔同左〕

(賛)
老境唯書卷
倦來時立庭
歲端正服坐
先拜聖人經
松隱候時九十自題

(款記)
天保辛丑春正月写
高雅



写真8 伊藤圭介画像 [92.8×29.0]
〔同左〕

(賛)
東奔西走藥囊隨忙
裏空過春時藻思
近來渾若洗三句不
有看花詩
錦窠老人録五十余年
前旧製
紀元二千五百四十二年
時齡八十

2008年春季特別展開催にあたって

名古屋大学附属図書館及び附属図書館研究開発室では、ハイブリッド図書館構築の一環として、附属図書館所蔵資料を中心に、関連資料も含めた調査、研究を進めるとともに、学内外の連携のもと、特別展や企画展を通じてその成果を公開してまいりました。

今回の2008年春季特別展では、「濃尾の医術—尾張藩奥医師 野間家文書を中心に—」と題し、名古屋大学附属図書館資料を通じて知ることができる江戸時代の医術について考えます。名古屋大学附属図書館所蔵「野間家文書」は、尾張藩の奥医師である野間林庵家の残した古文書で、今回が初公開となるものです。この資料により、江戸時代の尾張藩に仕えた一医家の活動状況がうかがえるだけでなく、我が国の先駆的な植物学者、博物学者で、名古屋大学附属図書館も関係資料を有する伊藤圭介が登場する知の土壌を知る上でも、重要な手がかりとなることがわかってまいりました。すなわち今回の展示では、圭介の父、西山玄道は野間家の門人であり、圭介の母、たきは野間家一族の出身で、実兄の大河内存真も野間家と行動をともにしている事実などを紹介しております。このほか、「野間家文書」をはじめとした附属図書館所蔵資料を中心に、濃尾という地域的な広がりの中で、江戸時代の人々が医学的なものにどのような関心の持ち方をしていたのか、また、その情報をどのように記録、伝達しようとしていたのか、史資料の展示と解説により理解できるよう努めています。先人たちの医術への取り組みの一端に触れていただけましたら幸いです。

最後になりましたが、名古屋市東山植物園、名古屋大学附属図書館医学部分館をはじめ、特別展開催にご協力くださいました関係機関、関係各位に対し、厚くお礼を申し上げます。

2008年4月

名古屋大学附属図書館長

同研究開発室長

教授 伊藤 義人

ご挨拶

2008年春季特別展

濃尾の医術 ―尾張藩奥医師 野間家文書を中心に― によせて

名古屋大学名誉教授

藤田保健衛生大学教授 山内 一 信

このたび尾張藩御医師野間家に関する展示および講演会が開かれることとなった。講演会は酒井シヅ先生（順天堂大学医学部客員教授）をお招きして「濃尾の名医たち」という演題で開かれる。医史学界の第一人者で、かつ国内外の医史学に造詣の深い先生からどんなお話をうかがえるのか興味深い。

さて、この尾張・美濃地区は伊藤圭介、水谷豊文、藤浪万得、三村玄澄、柳河春三、江馬蘭齋、飯沼慾齋はじめ尾張医学館の浅井家、馬島明眼院の馬嶋家、さらには文化勲章受賞者の久野寧などを輩出し、かつまた後藤新平、勝沼精蔵、ローレッツなど医学医療の学術文化を開花させた多士済々の面々が育った地でもある。実はこの地で、あまり医療・医史学上、注目されることのなかった尾張藩御医師野間家が、江戸時代260年の間、脈々と藩医としての任を果たしてきた。この特別展はこの野間家にスポットを当てて医術と医療システムの歴史をさぐる企画展であり、藩医のことについて、当図書館が展示するのは初めてのことで、大いに期待されるところである。

この特別展では990点に及ぶ野間家の資料を尾張初代藩主の義直の頃から幕末に至るまで、代々にわたって詳細に分析し、医家が藩医としてどのように家格を守り、かつ医療を受け継ぎ、医家としてどのような貢献をしたかを、当時の医療システムを分析しながら明らかにするものと思われる。

尾張初代藩主徳川義直あるいは二代藩主光友は大藩としての面目を保つために、あるいは医療への関心が高かったのかも知れないが、当初から、医家の著名人を尾張に招き入れた。堀杏庵、賀島道圓、張振甫、大田什安らであり、そこに野間林安が加わることとなる。

野間家は幸運といえはそれまでであるが、とくに養子を迎えることもなく、直系で家をつないできた。跡継ぎは居ても、家格を保つには医家自体、専門職であり、知識・技術とそれなりの資質を備えた人物が居る必要がある。従ってその医家としての家格を維持するためには大変な努力があったものと想像される。幕末期琳庵（道安）および林庵（養春）は奥医師に上るためにいろいろと努力したようであるが、結局、寄合医師のまま明治維新を迎えた。

医家としては烏犀円、紫雪、沃雪などの調薬を通して、医療に貢献したが、それ以上のことはあまりはっきりしない。明治維新を迎える直前、北越戦争に医師として従軍したことは医療者としての最後の貢献であったろう。

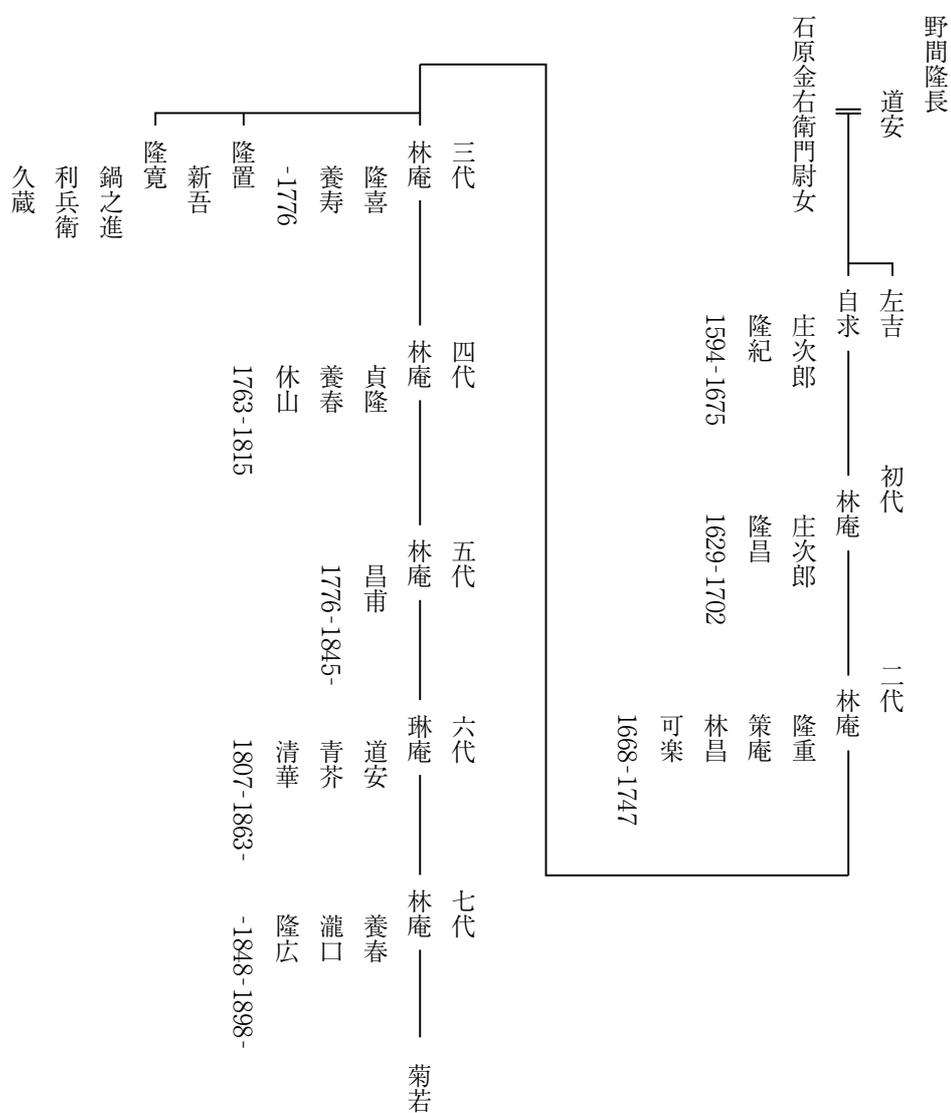
一方で幕末期には忠孝堂を建て、比較的軽輩の武士に忠孝についての教育を行ったようである。このきっかけが何によるものか、はっきりしないが、主君への忠誠を誓うことの重要性を説いたことは、幕末期の勤皇佐幕対立構造のなかで注目される要素であろう。

もっとも興味が持たれたのが、尾張藩御医師・野間林庵家と伊藤圭介母、つまり西山玄道の妻多喜の里方である野間家との関係である。いくつかの資料から関連性を示す可能性が示唆されたが、直接的なつながりについてはさらに検討を要するという。

最後に、これだけ詳しい調査がひとつの藩医家について行われたのはあまり例がないと

思われる。名古屋大学附属図書館館長伊藤義人教授のリーダーシップや研究開発室教員のもつ底力によるものであろうし、協力を惜しまない数々の協力者の支援の賜物であると感謝申し上げたい。これらの研究が益々発展することを希望したい。

野間家歴代系図



I 尾張藩医師野間家の歴代

1. 野間家の出自

(1) 最古の「野間家文書」

尾張藩奥医師野間家に伝来した古文書は、その一部が他機関に所蔵されている事実が判明している（財団法人徳川黎明会、平成16年度収支決算報告書の6頁に「尾張徳川家御典医野間林庵家文書」の記載あり）。しかし、その詳細な検討は今後の課題である。名古屋大学附属図書館所蔵の「野間家文書」（990点）のうち、最古のものは、次の元和元年（1615）8月21日付中野助大夫等連署奉書である。

〔史料1、野間4-72、口絵写真2〕

一、百石	愛智郡 石畠村内
一、六拾五石	同 郡 山崎南町村内
合百六拾五石	
右、当物成り可有所務候、御黒印者、追而可被下之旨、被 仰出候、以上	
元和元年卯 八月廿一日	大鳥居玄蕃（花押） 柏原与兵衛（花押） 中野助大夫（花押）

石原金右衛門尉殿

本文書は、慶長20年（7月元和改元）の大坂夏の陣直後のもので、中野助大夫・柏原与兵衛・大鳥居玄蕃の3名が連署して「仰せ」により、石原金右衛門尉へ尾張国愛智郡石畠村内100石、同郡山崎南町村内65石の計165石の宛行を認めたものである。愛智郡石畠村の現在地は不明である。同郡山崎南町村は現在の名古屋市南区山崎にある。かつて山崎川橋辺を橋町といい、橋町より南に湯谷地藏堂前まで坂町・新町と続き、地藏堂前から南を南町といった。

慶長11年（1606）、尾張国に52万石を得ていた徳川家康四男の松平忠吉が、27歳の若さで死去すると、この家（東条松平家）は断家改易となる。忠吉に替えて家康は、彼の九男徳川義直を甲斐国甲府から尾張国清州へ転封させた。この時、義直は8歳であったため、家康の居城駿河国駿府にとどまり、尾張には、義直の伝役の平岩親吉が犬山に入り、家康の指揮の下、尾張支配を代行する。傳役の親吉が慶長16年の大晦日に死去すると、成瀬正成と竹腰正信の2人が、尾張藩付家老として、駿府において義直の後見役としての勤めを果たしながら、尾張国の統治を代行することとなった。成瀬・竹腰は「両家年寄」と称された。また成瀬・竹腰両氏が駿府にいたため、志水忠宗がその補佐として加判役となっていた。この体制も元和2年（1616）4月に家康が死去したことにより、翌3年には義直も尾張国へ入国し、本格的な領国支配が始まることとなった（新修名古屋市史）。

以上の状況から本文書は、元和元年時、尾張国支配を代行していた、付家老の成瀬正成・竹腰正信、加判役の志水忠宗時代の文書となる。また文中の「御黒印」は、駿府の義直の黒印のことで、追って発給されるであろうとしている。翌々年、義直は尾張国に入部すると、元和6年9月に家中の者へ黒印状で知行を宛行う「黒印初め」を行った。しかしその黒印写の一部を収載した「源敬様御黒印之写」（徳川林政史研究所所蔵）には、石原金右衛門尉は見えない。

宛名の石原金右衛門尉は、後述する如く、石原金右衛門尉の娘が野間家へ嫁いでおり、その姻戚関係から本文書が野間家に伝存したものと考えられる。

(2) 3種類の系譜

曲直瀬玄朔弟子野間玄琢に由緒を求める 野間家は、「野間家文書」中の系図や先祖書によれば、毛利輝元・豊臣秀次・徳川秀忠らを治療した曲直瀬玄朔（1549-1631）の弟子の野間玄琢に始まるとしている。日本医学中興の祖といわれ、室町將軍足利義輝とも親交があり、後陽成天皇から橘姓・今大路の家号を得た曲直瀬道三（正盛。1507-94）の妹の子が玄朔である。彼は道三の孫娘を娶り曲直瀬家を継いだ。

玄朔の弟子野間玄琢（1590-1649）は、「野間家文書」中の明暦元年（1655）作成の寿昌院法印玄琢墓誌銘（野間4-5）および野間系図（野間4-99）によれば、次のような経歴をもつ人物である。

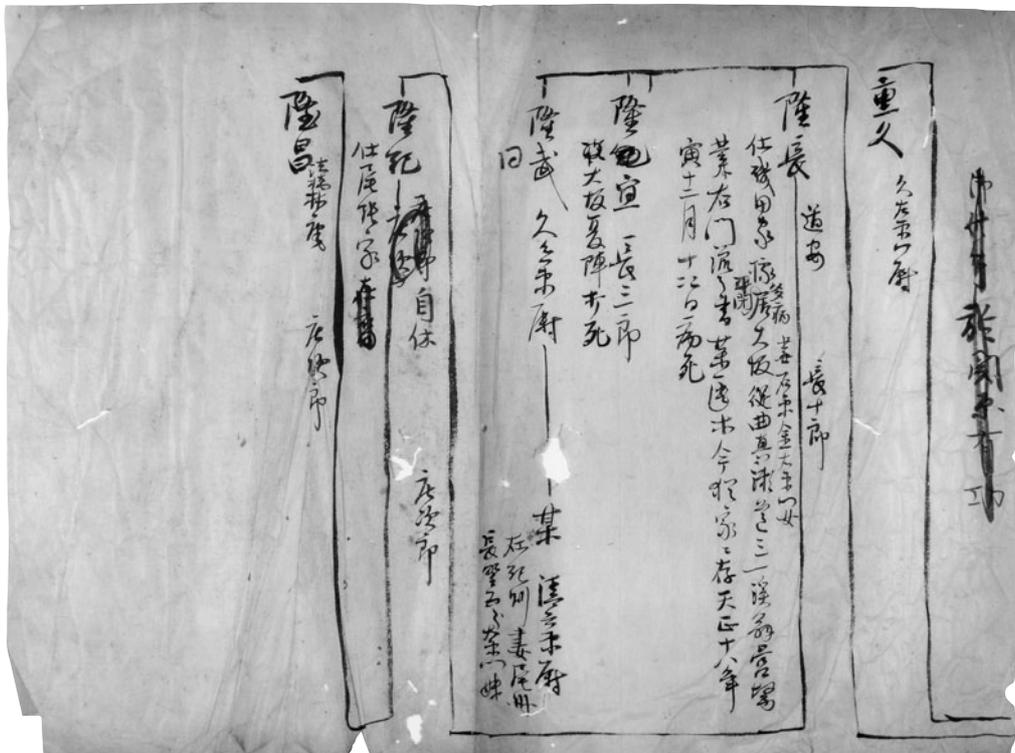
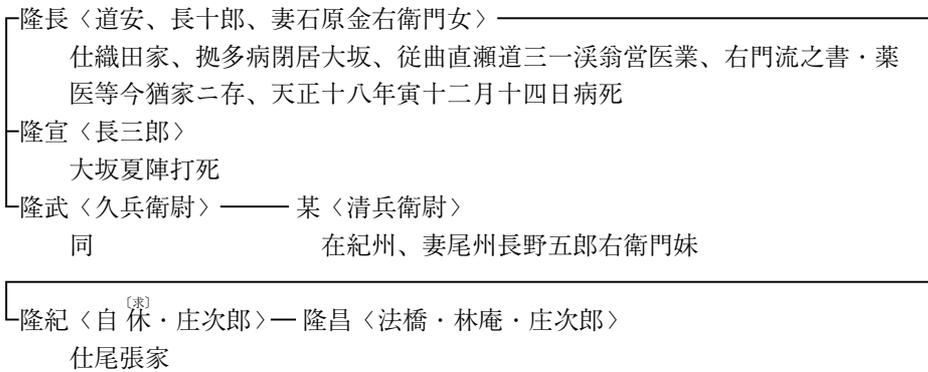
玄琢は、尾張国知多郡野間に居住していたから野間姓を名乗り、父は次郎宗卯、先祖は左衛門次郎宗安で織田信長に仕えたという。父宗卯の母は京都相国寺の僧有節瑞保の妾であった。玄琢は、兄の時分にすでに悟ってい

たといい、7・8歳で書を読み、写字を行っていた。12歳で曲直瀬玄朔に入門する。14歳で玄朔の脈法を伝えられ、京都所司代板倉勝重のもとへ玄朔の代わりに赴き治療を行っていた。15歳で投薬に優れ、また医経を講じた。20歳でその名は広く知られ、天皇の疾病にも侍した。慶長15年12月、法橋に加階し、元和3年、法眼に叙された。同6年に寿昌院の勅許を得、同9年に法印に叙された。寛永3年(1626)の徳川家光入洛時は、二条城にて目見を果たし、淀城で奉仕し、家光上洛の供を勤めた。これより隔年で江戸へ参勤し、将軍家が痲瘡のとき、脈をみた。東福門院(徳川秀忠娘和子)が病気の時、薬を献上し平癒し、家光はこれを大いに褒めたという。享年56歳。遺命により白雲峰に葬られた。2男1女を儲けるも娘は夭折した。長男は三竹、次男は安節といい、皆その医業を守った。玄琢の子三竹は、同13年に法橋に、同15年に法眼に叙された。

この様に野間家は、曲直瀬玄朔の弟子で、同姓の野間玄琢についての事績を収集している。しかし、この墓誌銘および野間系図は、玄琢の子供の代までしか記しておらず、後に尾張藩医師となる野間家と野間玄琢とをつなぐ確実な史料はない。玄琢の子孫は、後に幕府の医師(幕医)となってゆくが、「野間家文書」からは、尾張藩医となる野間家と幕医となる野間家との関係は不明と言わざるをえない。

先祖書の比較検討 尾張藩「奥医師」になる野間家の出自を語る史料は、次に挙げる系譜・先祖書くらいしか残されていない。

[系譜1、野間3-123]



[系譜1 写真]

[系譜 2、野間4-109]

先祖

野間刑部少輔藤原隆長後胤

野間佐吉 信長公江奉公仕、阿州若江ニ居住仕候

同左吉弟

野間庄二郎 幼少ㇵ病身故、大坂ニ蟄居、母方石原金右衛門尉与申者之方ニ罷在、医業仕後道安と改申候

同道安悻

野間自求 大坂ニ居住、医業一溪翁道三門弟ニ罷成、御当地江下り居住仕罷在候、源敬様御代御用之節も御前へも罷出御用相勤申候、御服等も頂戴仕旨 (初代徳川義直)

同自求悻

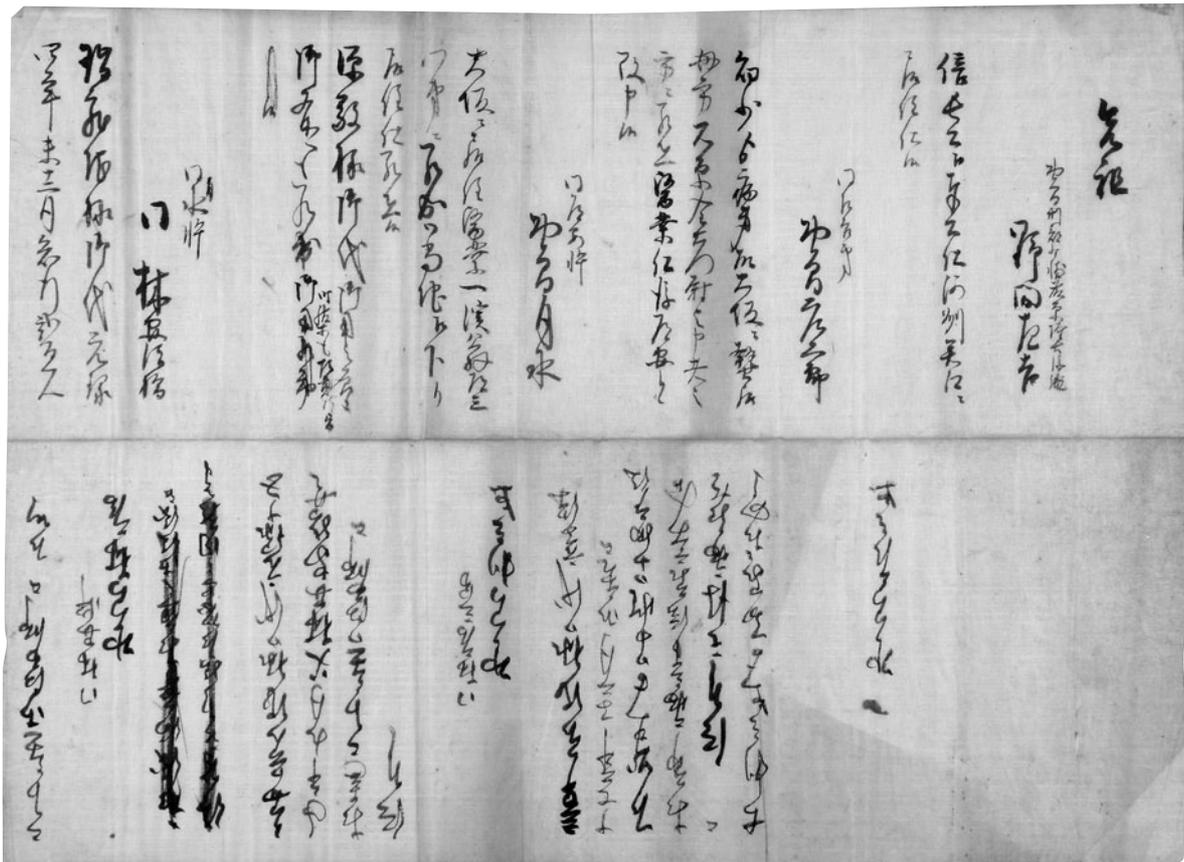
同林安法橋、(二代徳川光友) 瑞龍院様御代、元禄四年未十二月知行二百石被下置、御医師被 召出候

同林安悻

野間林庵 (四代徳川吉通) 円覚院様御代、元禄十五年午九月父林庵家督無相違被下置、御医師被仰付候

同林庵三男

野間利兵衛 (七代徳川宗春) 章善院様御代、享保十七年子二月御禿被 召出、夫ㇵ御小性御小納戸役相勤、病氣依願、寄合被 仰付候、其後病死仕候、右利兵衛ㇵ別家ニ相成候



[系譜 2 写真]

〔系譜3〕「士林派廻」野間

某〈久兵衛〉——某〈庄次郎〉
 仕于秀吉 住居摂津国大坂、学医業、改自求、其後來于尾州、延宝三年卯十二月十五日卒、享年八十二

隆昌〈林安〉——隆重〈策庵・林庵〉
(二代徳川光友) 瑞公御代、元禄四年未十二月廿二日、被召出、為御医師、賜采地二百石、十五年午八月廿日卒、享年七十四
(三代徳川綱誠) 泰心公御代、元禄十五年午閏九月十一日、継父家領、為御医師、寛保元年酉五月九日、依願辭職、致仕、号可楽、延享四年卯十月二日卒、享年八十

隆喜〈林庵〉
 寛保元年酉五月九日、継父家領、為御医師

隆置〈新吾〉
 延享元年子二月朔日、被召出、為五十人組、賜俸十八石

隆寛〈久蔵〉
 享保十七年子二月十三日、被召出、為御禿、賜俸、元文二年巳正月十五日、為御小性、増俸、四年未正月、附属于(徳川)宗春卿菟裘、職如元、延享三年寅二月廿九日、為同御小納戸並

〔系譜1〕系譜、〔系譜2〕先祖書、〔系譜3〕「士林派廻」の3点が、野間の先祖について記したものである。3点とも野間自求（系譜1では実名を隆紀とする）以前の記述が完全には一致しておらず、自求以前の状況がはっきり判っていないことを示している。自求の事績も〔系譜3〕「士林派廻」は、もともと摂津国大坂において、医業を学び、尾張国へやってきたと簡潔に記している。しかし〔系譜2〕先祖書では、大坂にて曲直瀬道三（一溪）の門弟となり、尾張へ来てからも初代尾張藩主徳川義直の御用を勤めたという。道三一派の門弟とするならともかく、自求の生まれた年に没する道三に学ぶのは不可能である（系譜3から自求の生年は1694年）。恐らくは、曲直瀬道三の跡を継いだ玄朔の弟子に野間玄琢がいることと、重ねようとしたのではないか。また徳川義直の御用を勤めたというの、他に傍証はなく、「士林派廻」にもその記述がないため留保すべき事績である。〔系譜1〕系譜では、曲直瀬道三の流派の書物を伝えているとの記述から、野間家では道三の流派に属する医術を伝え、実践しているとの意識があったものと考えられる。

石原金右衛門尉娘は野間道安の妻 ただ、自求以前で注目される点の一つがある。それは、自求の父道安（系譜1では長十郎隆長、系譜2では庄次郎）の妻についての記述で、道安の妻、すなわち自求の母が、石原金右衛門尉の娘だとしている点である。野間家に現存する最古の文書である、石原金右衛門尉宛て元和元年8月21日付中野助大夫等連署奉書〔史料1〕は、この自求の母方の文書が野間家に持ち込まれたものであったのである。

（3）町医師野間自求（1594-1675）

妻の実家の給地を頼り尾張へ移住 野間家そのものについての最古の一次史料は、寛永14年（1637）正月付年筮〔史料2、野間4-207〕で、本銃叟なる人物がこの年の「野間自求老」について占ったものである。そのため、自求の存在は確実である。時代は野間玄琢の時代と重なるが、玄琢とのつながりを窺うことはできない。系譜上からも、現存史料からも、自求が後に尾張藩医師となる野間家の祖といえよう。

延享4年（1747）に堀貞高・君山らが、尾張藩2代藩主徳川光友の代までに仕えた藩士の家譜を編纂し、藩主へ献上した「士林派廻」（系譜3）によれば、野間家は藤原姓で、豊臣秀吉に仕えた「久兵衛」に始まる。その子「庄次郎」は、摂津国大坂に居住し、医業を学び、名を「自求」と改め、その後、尾張に来て、延宝3年（1675）12月15日に死去したという。享年82歳。元禄11年（1698）10月21日に自求の孫、野間伴左衛門が記した先祖書〔史料3、野間4-186〕には、「祖父 町医師 野間自求」とあるから、自求が町医師として生計を立てていたことが判る。すなわち野間自求は、摂津国大坂から尾張国へやってきて、町医師として生計を立てていたということになる。

自求が尾張国へ来た理由は、知行地の権利文書である〔史料1〕が野間家に伝来していることから、母の実家の給地が尾張国内にあったため、それを頼りに移住したものと考えられる。以上、初期の野間家の系譜をまとめると、次のようになるだろう。

隆長〈道安〉 ┌ 左吉
 └───┬───┐
 隆紀〈庄次郎・自求〉 ── 隆昌〈庄次郎・林庵〉
 石原金右衛門尉女



〔史料2写真、右は包紙〕



〔史料3写真〕

2. 藩医への登用

(1) 初代野間林庵（隆昌 1629-1702）

法橋叙位 自求が没する2か月前の10月17日、子の野間林安は朝廷から法橋位の叙位を受けた。

〔史料4、野間4-8、口絵写真3〕

(包紙ウハ書)

「乙卯年 口宣案」

(端裏)

「口宣案」

(資熙)
上卿 中御大納言
(1675)
延宝三年十月十七日 宣旨

林安

宜叙法橋

(万里小路)

藏人頭権右中辨藤原淳房 奉

薄墨紙に記された本口宣案は、正文と判断される。法橋位は中世以後、僧侶に準じて、医師・絵師・連歌師などに与えられた称号である。

町小児医から63歳で藩医になる 延宝3年10月17日に法橋位の叙位を受けた林安は、〔系譜1〕系譜、〔系譜2〕先祖書、〔系譜3〕「士林派洄」から自求の子隆昌である。〔系譜1・3〕および寛永期から天保期までの尾張藩医師の履歴を記した徳川林政史研究所所蔵「高附」(架蔵番号138-39)によれば、「町小児医」であった隆昌は、元禄4年(1691)12月22日に2代藩主徳川光友により医師として召し出され、知行200石を得たという。法橋位をもち、同15年8月20日に74歳で病死したから、逆算して寛永5年(1629)生まれ、法橋に叙されたのが47歳、尾張藩「御医師」に召されたのが63歳ということになる。尾張藩へは還暦を過ぎての召抱であった。また法橋叙位の年は、父自求82歳、隆昌も47歳であったから、親子2代にわたる法橋位獲得運動の結果とみられる。また彼が登用された時期は2代藩主徳川光友が、野間隆昌の他、谷田茂庵・山田玄祐・楠正刻・太田什庵・轟竹隠・住山見龍など藩医の登用を積極的に行っていた時期にあたり、この様な時期であったことも仕官できた要因として挙げられる(奈倉 1995)。

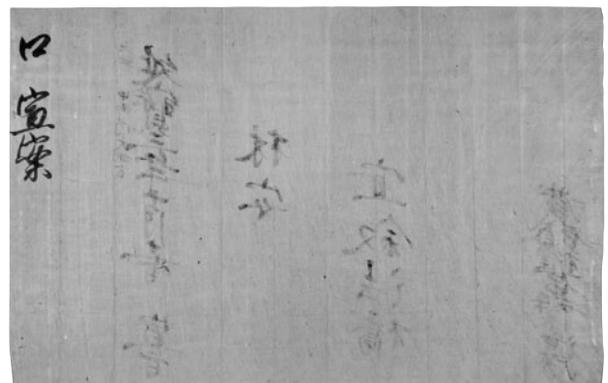
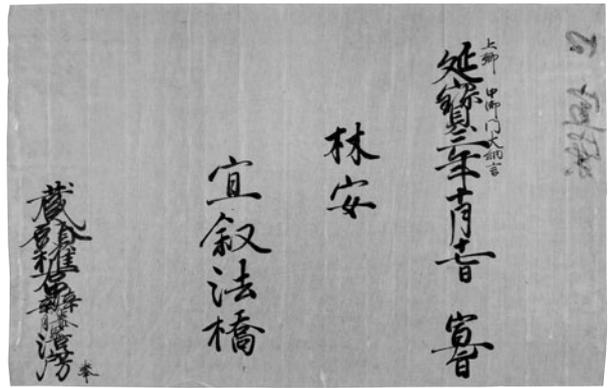
寛文8年(1668)3月18日に発布された、朝廷における官位規定「官位申条目之事」によれば、医師の位階申請には、師匠の副状が必要で、師匠のない者は門弟や親兄弟の副状を添えて官位の申請を行う。ただし扶持人については藩主(国主)か公家の家司(雑掌)の副状を添えることとなっていた(鍛冶 2007、安田 1967)。隆昌の法橋叙位は尾張藩に仕える以前であるので、師匠か門弟・親兄弟のいずれかであろうが、今のところ不明である。もっとも師匠の副状発給には実質的師弟関係は必要なく、親である自求が存命であったため、実質的師匠の自求の副状で申請されたと推察される。

林安が元禄10・11両年の元旦に年始を祝った和歌書付(野間4-266、4-152)には、「野間法橋林安隆昌(花押)」とあり、彼の実名が隆昌であることが確実となる。彼は元禄15年8月20日の朝、74歳で病死した(野間4-109、2-202、2-10)。なお、死去時には林安ではなく、「林庵」として史料に記載されている。

隆昌(林安・林庵)は、野間家で初めて法橋位を獲得し、かつ尾張藩に「御医師」として召し抱えられ、知行200石を得、野間家の礎を築いた人物であった。法橋位は隆昌の代のみで、以後の歴代にはないことから、法橋位の獲得は仕官運動のための一環としてなされたものと判断される。

(2) 2代野間林庵(隆重・策庵・林昌・可楽 1668-1747)

相続 元禄15年8月20日に林庵(隆昌)が死去すると、当日中に五十人頭の吉原甚大夫を通じ藩年寄へ知らされ、藩からは、その知行については追って沙汰ある旨、子の林昌に知らされている(野間2-202)。



〔史料4写真 上から本紙、紙背、包紙〕

林昌は9月に入り、野間家が代々浄土宗で名古屋南寺町の養林寺に属している旨を認める一札を、藩へ提出して宗門を明らかにし〔史料5、野間4-73〕、閏9月11日によく父林安隆昌の遺跡を継ぐことを藩から認められ、尾張藩の医師となった（士林浜洄）。藩主は3代徳川綱誠の時である。養林寺の過去帳によれば、初代「林庵子」として明暦3年(1657)7月12日に男子が、寛文2年(1662)9月26日に女子が夭折しており、当初野間家は養林寺を菩提寺としていたことが判る。



〔史料5写真〕

また、〔系譜3〕「士林浜洄」によれば、林昌は延享4年(1747)に80歳で死去したとあるから、寛

文8年(1668)生まれということになる。初めは隆重と名乗っていた。元禄11年10月21日に藩の目見帳改めにつき提出された「覚」には、林安隆昌には2人の子がいて、嫡子は策庵で、元禄4年(1691)元旦に目見を果たした。策庵24歳のときである。策庵は「覚」作成時、藩に「林昌」への改名願いを提出している最中であり、同15年9月の代替わり時には林昌を名乗っている（野間2-196、2-78他）。

小児医担当 林昌は父の遺跡を相続すると、藩から父林庵隆昌と同じ高200石を得、その翌年(元禄16年)8月24日に林庵へと改名した。正徳年間(1711-15)作成の「正徳年中分限帳」(徳川林政史研究所所蔵)には、「御医者」のうち「小児医師」に野間林庵(林昌)を分類しており、この頃彼は小児医担当であった。

居住地 宝永3年(1706)12月に林庵(林昌)は藩主から奥番の多羅尾武矩の屋敷を拝領する。

〔史料6、野間4-31〕

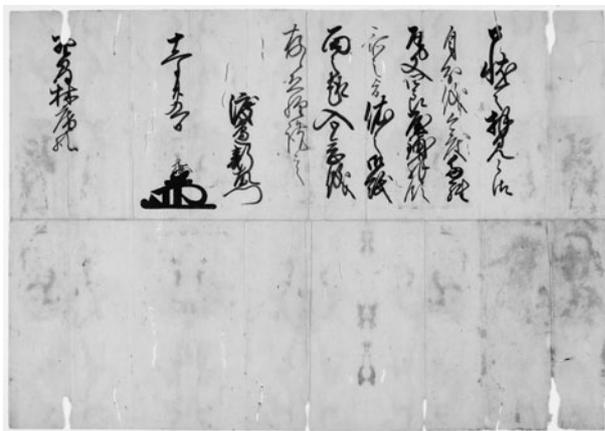
(武矩)

御状令拝見候、御自分儀、今度多羅尾又四郎屋鋪拝領忝之旨、依之御紙面之趣、入御念儀存候、恐惶謹言
(宝永3年) 十二月廿九日 元綱(花押)

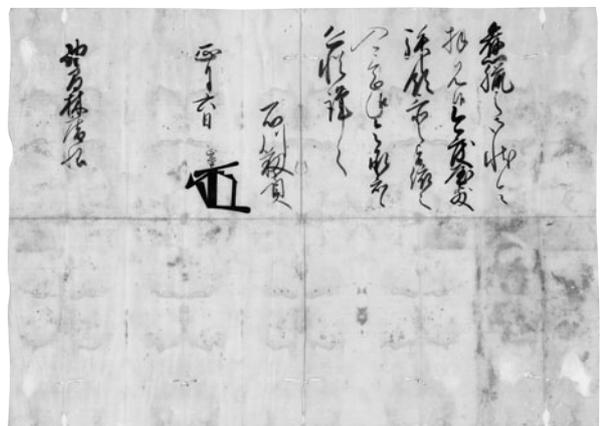
野間林庵様

この屋敷は、恐らく19世紀以降の史料で確定できる「^{はぼした}巾下前之川」(現在の名古屋市西區城西3丁目。名古屋城北西の武家町)の屋敷ではないかと推定される〔史料7、野間4-274-1・2〕。

彼は39年間の在職後、寛保元年(1741)5月9日、願いにより隠居する。隠居後は可楽と号し、6年後の延享



〔史料6写真〕



〔史料6の関連文書、野間4-23〕



〔史料7写真、名古屋城下絵図（部分）〕年未詳



野間林庵宅跡(左側)前の道。西方を望む。
現在の名古屋子ども適応相談センター。

4年(1747)10月2日に80歳で死去した(高附・士林浜廻)。

3. 側医・奥医師への昇進

(1) 3代野間林庵(隆喜・養寿 -1776)

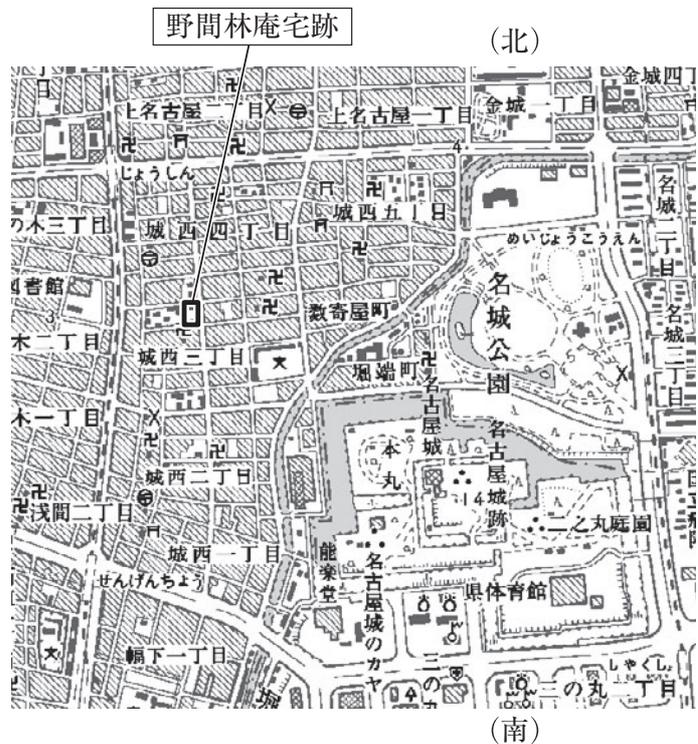
相続 林昌(林庵)の跡を継いだのは、子の隆喜であった。隆喜は、享保7年(1722)10月までに養寿と改名し(野間2-238)、寛保元年5月9日の父林昌の隠居と同日、その跡を継ぎ、藩の医師となる(士林浜廻)。知行200石を得、同年6月18日に林庵と改名した。

林庵は、4年後の延享3年(1746)7月19日に側医に昇進すると、足高50石を得、9月22日には藩主の尾張・江戸間上下時の「定供」を命ぜられ、宝暦元年(1751)12月13日には、さらに足高50石を得た。そして宝暦5年正月4日に足高50石分が加増となり、同11年2月には残りの足高50石も加増となり、計300石の持高となった。8代藩主徳川宗勝の時である。

側医への昇進 側医は藩主の側に侍する医師のことで、寛政8年(1796)4月27日に「奥医師」と役名が変わる(高附)。尾張藩は、寛政期頃に町医師を含め城下の医師を制度化してゆくが、側医の奥医師改名もその一環とみられる。野間家は尾張藩に仕えて3代目にして側医(のちの奥医師)にまで上り詰めたのである。

製薬 明和2年(1765)12月28日、側医の野間林庵・古川宗三・吉田其格は、秋に調合し、藩主に進上した薬「鳥犀円」に対する褒美として銀2枚を得た。翌年正月15日に、藩主の尾張・江戸間上下の「定供」は免ぜられるが、側勤はこれまで通りとなり、そのまま安永5年(1776)7月27日に病死した(高附)。在職年数は35年であった。

由緒の作成と医術の流派 彼が側医になった翌年、堀君山らにより編纂された尾張藩士の家譜「士林浜廻」が藩



図表1 野間林庵宅周辺地図

(この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)及び数値地図メッシュ(標高)を使用したものである。(承認番号 平19、総使、第624号))

コラム① 「士林浜廻」 にみる藩医と在野医

尾張藩は藩医をどのように調達していたのか。伊藤圭介が町医の家の出身であることを考えるならば、自力で養成していたというよりは、在野の名声ある医師を登用していたとも予測されるが、延享4年(1747)に編纂された尾張藩士の家系図集である「士林浜廻」により、江戸時代前半の状況を整理してみよう。

「士林浜廻」によれば、一家のなかから医師(馬医を除く)を輩出している家は、全部で42家を確認できる。そのうち藩医を出している家は31家である。松平忠吉および義直以下歴代尾張家当主の時期ごとに、藩医として召し出されている人数と、その前歴、および後歴(後継者の状況など)についてまとめたのが下の表である。この表で注目される点をいくつか述べておきたい。

第1に、尾張藩医集団の基礎が築かれたとみられる義直、光友の代には、前歴未詳の分も目立つが、すくなくとも8件は、信長、秀吉を含めたいずれかの大家の旧臣家という主張をもつ諸家からの登用である。野間家もその一つで、光友に召し出された秀吉旧臣の家柄とされている(本文[系譜3]参照)。果たして野間家が秀吉に仕えて

いたというのは事実であるのか、疑わしい面もあるが、このような諸家の由緒に基づくならば、初期尾張藩の医師は、主として、諸大名の禄を離れたため医業で身を立てようとしていた浪人身分の人々の中から調達されていたとも考えられる。

	召出数	召出前				召出後			傍系等 在野医
		旧臣	在野医	藩士家	未詳	藩医継承	一般藩士	その他	
忠吉	1	0	0	0	1	0	1	0	1
義直	7	3	0	1	3	6	0	1	1
光友	15	5	1	0	9	9	4	2	1
綱誠	2	0	0	2	0	0	2	0	0
吉通	3	0	0	2	1	1	1	1	0
継友	2	0	1	1	0	2	0	0	1
宗春	1	0	0	1	0	0	1	0	0
	31	8	2	7	14	18	9	4	4

第2に、もともと医業に従事していたことが明記されている在野の医師を藩医に登用している事例は、「士林浜廻」をみるかぎりでは2家にとどまる。上にみた旧臣登用の事例も、実態は野間家のように、町医師などとして身を立てていた事例を含んでいるとみるべきだが、少なくとも江戸時代前期の尾張藩医の場合、その地位を支える要素としては、医療技術以上に旧臣の家柄というものが重視されていたかのである。ちなみに、藩医に登用されたのち、後継者が藩医を継承し、藩医家が確立していると思し得る事例は、18家と主流ではあるが、一般藩士に転じている事例も9家を確認できる。野間家も幕末には一般藩士に転じているが、この転身が、幕藩体制の崩壊にともなうものであるのか、それとも、藩医の地位継承に必要な一定レベル以上の医療技術の継承が実現しなかったためであるのか、その見極めはなかなか難しい(V章参照)。

第3に、「士林浜廻」にみえる医師のうち、藩医にはなっていない在野医師を輩出している家は11家を確認できるが、在野の医師から一般藩士に登用されている1家を除く10家の医師の事例は、いずれも藩医家ではない一般藩士家の出身で、家督継承者ではない庶子の生業である。その活動内容が判明するものを挙げておくと、町医3、町針医1、村医(蟹江村)1、江戸で医業2、京都で医業1である。なお、上記表の右端に表示したように、藩医の4家の庶子からも在野の医師5名が出ている。その活動内容は、尾州医1、村医(春日井郡如意村、知多郡緒川村)2、尾州町医2であるが、一般藩士庶子出身の医師と、その内実にさほどの違いはないとみるのが妥当であろう。たとえば、尾張家3代綱誠以降、藩医家の相続ではない藩医の新規登用が、主として医術の心得をもつ一般藩士の庶子から行われるようになってきている点にも注意しておきたい。

以上、藩医であれ一般藩士であれ、家督を継承できず、武家として食べていけない庶子たちが、少なからず医術によって身を立てるといった基本的な状況が、戦国時代から江戸時代前半にかけて存続しており、そのような医師集団の中から、藩医や一部在野の医師が供給されていたと考えられる。もちろん、「士林浜廻」には百姓町人等出身の医師は記載されないことに注意する必要があるが、江戸時代の一般庶民が、医師に近寄りたがった威厳を感じていたとすれば、医師のうちの一定部分は、「家督を継承できなかった元武家」という、屈折した心情の持ち主であったことに由来するともいえようか。

(斎藤夏来)

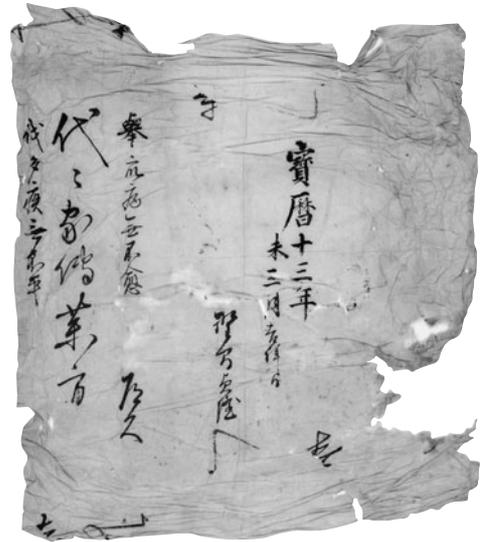
へ提出された。〔系譜1～3〕の系譜が彼の代より前の世代を記しているところを見ると、この編纂事業を契機として、野間家は尾張藩医師としての自家の系譜を作成し、その医術を曲真瀬道三の流派に事寄せようとしたものと考えられる。

後世派 道三の流派は、15・16世紀の中国明の医学を日本に導入し、日本化して実践するもので、漢代の医学に立ち戻ろうとする古方派に対し、後世派と呼ばれた(矢数 1991、安井 2000、酒井 1982)。尾張藩においては、享保10年(1725)に京都から招かれた浅井東軒以降、浅井家が藩医の中心的存在となつてゆく。浅井家の流派は、曲直瀬玄朔の弟子饗庭東庵の流れで、後世派の別派、金の劉完素・元の張子和の説を主張した劉張派であるから、玄朔の弟子野間玄琢に由緒を求めようとした尾張の野間家は、浅井家と同じ後世派ということになる。

(2) 4代野間林庵(貞隆・養春・休山 -1763-1815-)

製薬書・医学書の収集 林庵(養寿)の子貞隆(養春)の初見は、宝暦13年(1763)2月に医師と思われる「道久」から、「代々家伝薬方」を渡されたと記す包紙である〔史料8、野間2-172〕。文化7年(1810)2月23日には、貞隆が書写した曲直瀬玄朔著「医学天正記」〔史料9、野間1-18〕が残るなど、製薬書・医学書の収集を行っている。このような医学への熱意が、後に側医として登用される一因をなしたものと考えられる。

相続 貞隆(養春)は、安永5年(1776)9月20日に藩主徳川宗睦に目見を果たし、「家業出精広く令療治」むるにより、亡父養寿の遺跡相続を許され、知行300石を相続し、藩の医師となった。この時、宗門について一札を藩に提出している。それによれば、野間家は代々日蓮宗で、名古屋光明寺町の妙行寺が菩提寺であるという(野間2-208)。2代林昌の時は浄土宗養林寺を菩提所としていたから、この間に宗旨替をしたものと考えられる。



〔史料8写真〕

醫學天正記		六地骨皮	
中風	一	傷寒	二
感冒	三	癩疹	四
傷風	五	中寒	六
中暑	七	中濕	八
瘧疾	九	霍亂	十
泄瀉	十一	痢疾	十二
内傷	十三	痰飲	十四
咳嗽	十五	喘急	十六
嘔吐	十七	翻胃	十八

〔史料9写真、目次部分〕

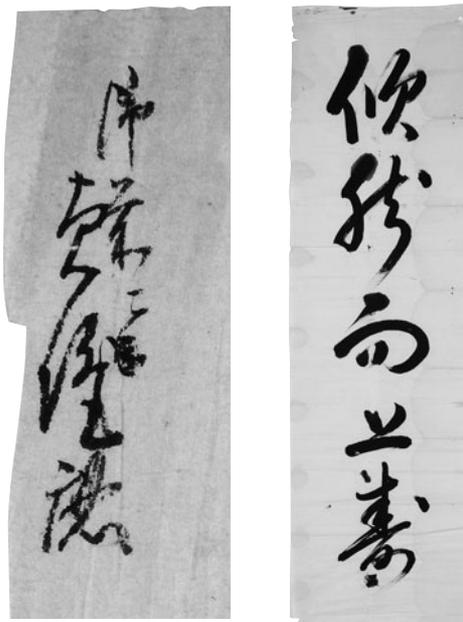
側医・奥医師になる 養春は、翌6年5月28日に側医となり、6月8日には名を林庵に改めている。藩主の側に仕えたため、藩主との距離の近さがその文芸活動にも表れている。天明3年(1783)10月21日に貞隆が作成した和歌は、千秋郎で藩主徳川宗陸が朱で添削したもので(野間4-137-1~4)、その他にも年未詳の和歌10点がある。さらに藩主の「御前ニテ貞隆認」と端裏書にある「欣然而上寿」と書かれた書も残されている〔史料10、野間4-135〕。これらは、藩主による添削や御前で認めたものであったため、「野間家文書」中に多く残された。それは彼が側医だからこそ行えた行為であった。

寛政3年(1791)2月29日に病気になる、願出により側医を免ぜられ、寄合医師となった。寛政8年4月27日には、品姫(8代徳川宗勝7女)の医師となり、寛政9年9月2日に到り藩の奥医師になる。同11年2月晦日に定詰となるが、これは翌年正月に解かれた(以上、高附)。

江戸参府 奥医師としての活動は、例えば文化4年(1807)に林庵は、江戸に滞在している藩主徳川斉朝の許へ詰めるため下っている。その時の「覚」〔史料11、野間4-136〕によれば、彼は10月10日に名古屋を出発し、東海道を下り江戸へ向かった。

この時、藩から1年分の滞在費用として、金17両、銀3匁、路銀金10両、雑用金10両の計37両と銀3匁を林庵は受け取っている。翌年10月10日に江戸詰が明け、18日に江戸を発ち木曾路を通り尾張へ戻っている。

林庵(養春)は文化12年に藩へ願い出て隠居した(高附・藩士名寄)。在職39年。天保15年6月作成の「野間家親類書・遠類書」(野間4-98)によれば、彼は休山と呼ばれているから、隠居後休山と号したようである。彼は隠居後も80歳に至るまで、その存命が確認できる。



〔史料10写真 左は端裏部分、右は本誌表〕



〔史料11写真 右は表紙、左は覚部分〕

コラム②野間家文書に残された歌道・茶の湯史料

中世以来、歌道にある程度精通していることは為政者として当然の素養と認識されていた。甲斐の戦国大名武田信玄の弟武田信繁が残したとされる家訓にも、「歌道を嗜むべき事」とある（河合1965）。このような歌道に対する認識は、江戸時代に入っても受け継がれる。また、茶の湯は織田信長が茶器と茶の湯を嗜む権利を家臣への褒美として利用したことから、まず信長の家臣たちに広まることになる。その後、天下をとった秀吉が、大規模な茶会を何度となく行ったこともあり、広く公家・武家にひろまった（谷端1999）。そして、江戸時代になると、茶の湯は大名・旗本や大名家の重臣など上級武士同士のもてなしに使われるようになり、武士が身につけるべき教養と認識されるようになってゆく（八尾2007）。

野間家文書にも、歌道や茶の湯に関する史料が幾ばくか残されている。歌道関係の史料は、大きくわけて歌を学び鑑賞するために使用したであろう『奇特百歌撰初編』などの版本類と、野間家関係者が詠んだであろう歌の書付に二分される。後者の内、4代目林庵と同一人物であろうと考えられる貞隆が詠んだ歌（漢詩を含む）の書付が21点ある。この中に、「卯十一月六日夜大納言様御筆御直し被下置候」と書かれた包紙にくるまれて、「前亜相天祥院殿鑿譽峻徳源明公」と書かれて札と共に入っていた寄松祝と題した歌の書付がある（野間2-174）。また、「天明三卯十月廿一日於千秋亭御当座之節御添削被成下御筆入」と書かれた包紙（野間4-137-1）に入っていた歌の書付3通も残されている。「天祥院殿」とは、生前大納言まで登った徳川宗睦の法名で、彼は宝暦11年（1761）から寛政11年（1799）まで9代目尾張藩主の座にあった。したがって、これら4通は、藩主宗睦に添削をうけたものと考えられる。ただし、「卯十一月六日」とある包紙に入っていた寄松祝と題された歌の書付は添削されていないので、中身が入れ替わっている可能性が高い。なお、どのような添削をうけたかについて一例を挙げるならば、菊香と題された歌では、貞隆が

めであかぬ^(鮫) 匂ふ籬の 菊の花 色香もかへじ 幾千世の秋

と詠んだものを、宗睦は

めであかじ 庭の籬の 菊の花 匂ひかハラぬ 幾千世の秋

と直している（野間4-137-4 口絵写真4）。もう一首の

詠めわび 暮るもしらず しら菊の 花の香ふかく 匂ふまがきに

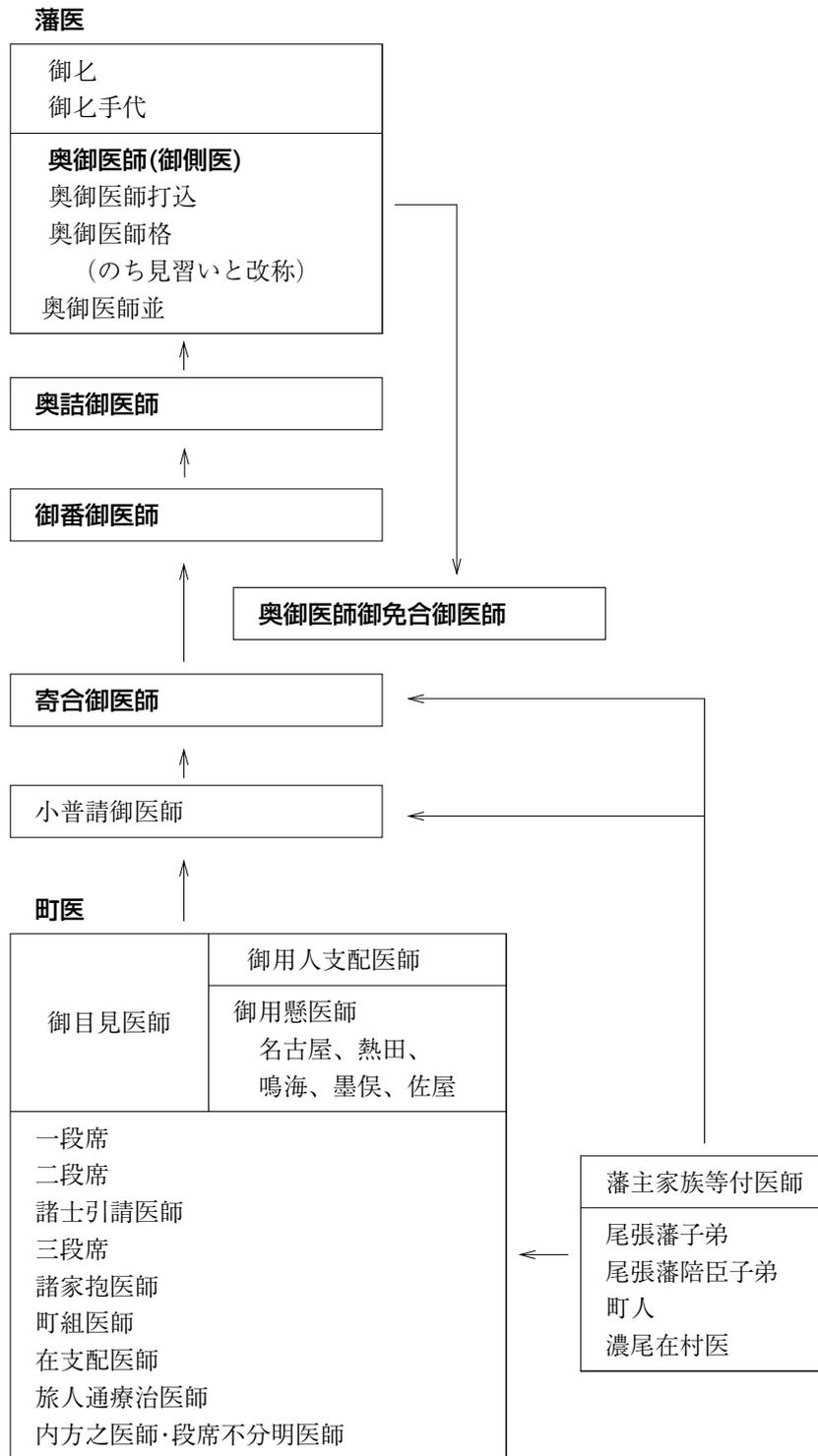
の歌は添削されていないので、こちらは宗睦の眼鏡にかなったのであろう。

一方、茶の湯に関する史料は、藩主宗睦が松平勝長（8代目尾張藩主宗勝6男、宗睦弟）らをもてなすために御茶を立てたり、あるいは逆に松平勝長らが藩主宗睦に御茶を差し上げた時に、3代目林庵が御詰として名古屋城内の鎌の間・松山の数寄屋・瀬戸の数寄屋や江戸屋敷で相伴した際に使用された茶道具類の目録や、その際に振る舞われた懐石料理の献立がその大部分を占めている。鎌の間や松山の数寄屋は幕府の上使衆へ濃茶を饗したりするなど公的な場として、瀬戸の数寄屋は歌舞管弦などを楽しむ空間として設けられたものである（『名古屋市史』地理編）。

3代目林庵は延享3年（1746）から安永5年（1776）まで側医を勤めている。また、貞隆と同一人物と考えられる4代目林庵は安永6年から寛政3年（1791）まで側医を勤め、その後病気に罹ったため側医を免じられるも、寛政9年（1797）には再び奥医師（寛政8年に側医から役名替）に任じられている。側医とは、藩主の廻りに侍する医師のことである。彼らが茶の湯を相伴したり、藩主宗睦に歌の添削をしてもらっているのは、ちょうど彼らが側医に任じられていた時期と重なる。したがって、茶の湯や藩主手づからの和歌の添削は、側医という役目柄に所以するものと考えられる。言い換えれば、それだけ藩主と側医という関係が近いことを示していると言えるであろう。また、野間家がこれらの史料を大切に残したのは、家格を誇る根拠となりえたからと推測される。

（長屋隆幸）

図表2 尾張藩の医師制度



注：岩下2003-5をもとに作成。

春) が奥医師の時に藩主徳川斉朝から拝領した「御召御紋附衣服并時服御紋附衣服」を、父から譲られたので着用したい旨、彼は藩へ届け出て許されている〔史料14、野間2-167〕。

奥医師になる 2か月後の10月25日、昌甫は番医師に昇進する。名前も11月28日に林庵と改めた。そして翌文化13年(1816)2月18日、奥医師となり、守殿勤めとなる。祖父・父に次いで奥医師昇進であった。

誓紙 奥医師になる時、藩へ誓紙の提出が求められた。「野間家文書」に残る心得〔史料15、野間4-133-11〕には、

以下のように記してある。

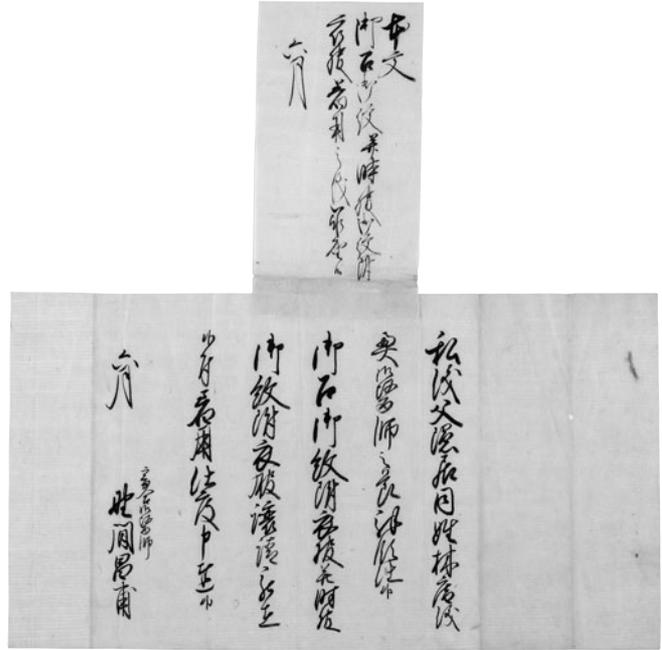
- ① 誓紙前書は美濃紙を使うこと。②罰文等は牛王（宝印）の裏に認め、年号・干支・姓名・宛名は真文字には及ばずともよいこと。③連名の場合、筆頭の名は最奥に記し、また牛王の紙継は逆継とすること。④衣服は十徳を着用し、紋付袴は遠慮すること。⑤血判は小刀を用いること。⑥誓紙に上包は不要であること。⑦別紙の案文や、この書付（心得）も返却すること。

その年の12月には、藩主の違例中での出精勤めに対し、祝義の白銀3枚が下され、翌14年8月には、10代徳川齊朝の正室淑姫（清湛院様）の病気を介抱し、奥より白銀5枚が下され、10月にも白銀3枚が下された（野間4-127「勤書」）。このような激務のため、同月25日に、林庵（昌甫）は奥詰医師に戻るが、12月18日には、再度「奥医師」を命ぜられた。

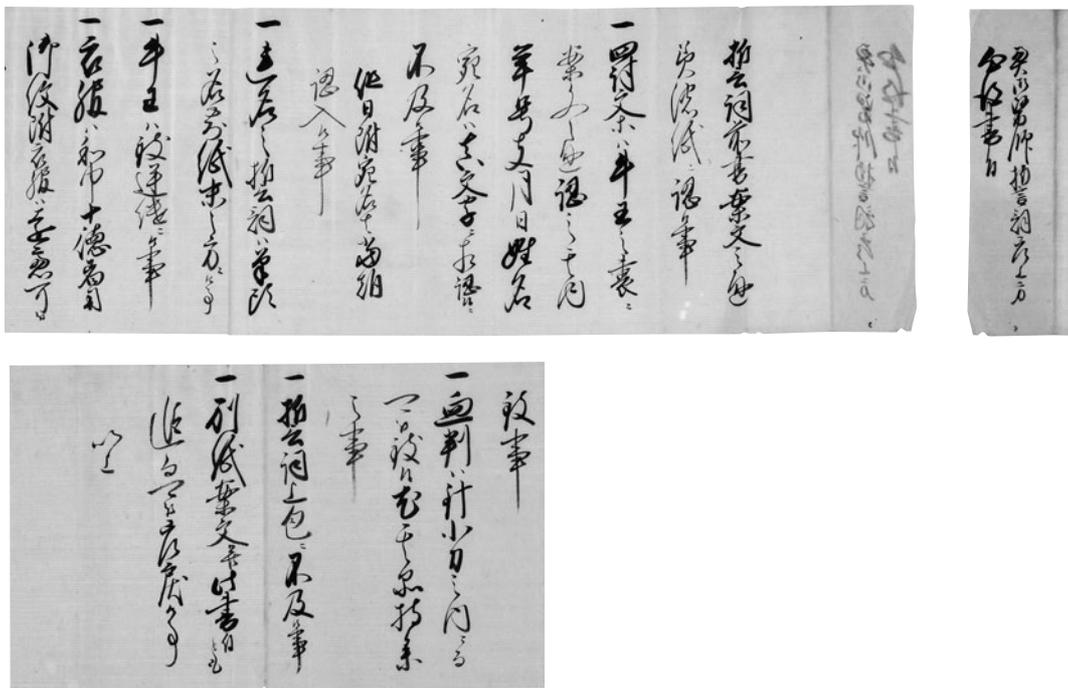
「野間家文書」には、12月17日付の御用のため

明日の登城を命ずる書状〔史料16、野間4-133-14〕や、18日付の2度目の奥医師仰せつけの申渡状〔史料17、野間4-133-13〕など関連する書付〔史料18、野間4-133-8〕が残されている。そして21日には、翌日五ツ半に役儀の誓詞差し上げに、服紗十徳で登城するよう命ぜられている〔史料19、野間4-133-9〕。林庵は、前回と同様に、奥医師としての誓紙を提出したものと考えられる。同じ月に、来春の藩主徳川齊朝の江戸参府に供するよう申し渡されているのを見ると、奥医師への再任は藩主の江戸参府に合わせた人事と思われる（野間4-133-12）。

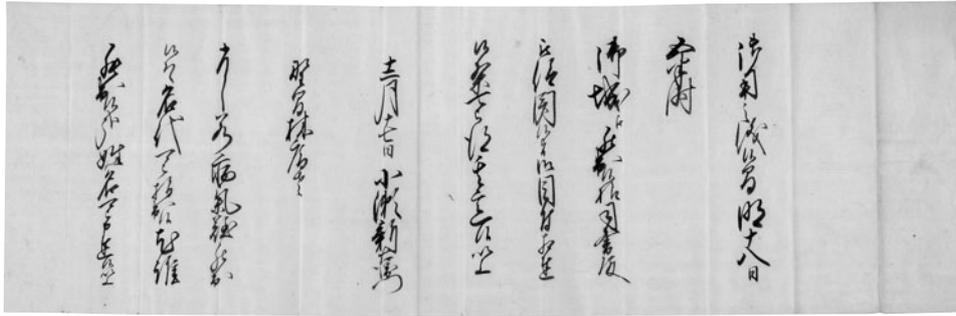
幕医野間玄琢との交信 この江戸参府において、曲直瀬玄朔の弟子で幕府の医師（幕臣）となり江戸に居住していた野間玄琢の子孫「野間玄琢成式」との交信があった。玄琢成式は、林庵から緑鴨一対を贈られたことに対するこの年（文化14）の12月21日付礼状に、さきの在府中おいでになることもなかったと記している〔史料20、野間



〔史料14写真〕



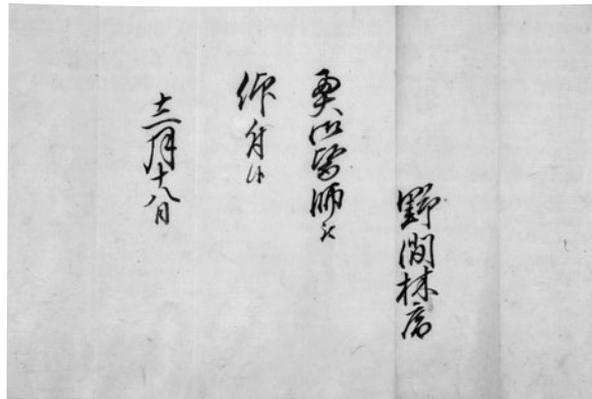
〔史料15写真〕



〔史料16写真〕

4-50〕。このことから、文化13年3月から翌年3月までの藩主の江戸参府に林庵は付き従っていたことが判る。さらに包紙に「始而文通之返翰」とあるから、林庵から始められた文通で、それまで双方には交流がなかったことを窺わせる。

製薬用懸り 次いで林庵（昌甫）は、文政3年（1820）6月に「紫雪」の製薬用懸りとなり、12月には「紫雪」製薬に対し縞一反が下された。翌年11月にも「沃雪」「荆花膏」の製薬を命ぜられた（藩士名寄）。同じく同6年12月に「紫雪」その他の製薬用懸りを勤めたことに対し縞2反が下され、同7年7月にも「反魂丹」製薬に対し縞1



〔史料17写真〕

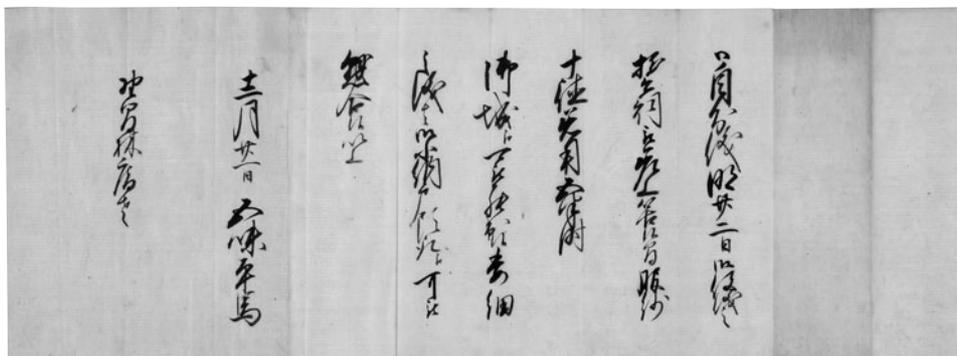


〔史料18写真〕

反が下された。同様の製薬とその勤めに対する下賜は、この後も翌8年1月（縞一反下賜）、同年10月（縞二反下賜）、同年12月（縞二反下賜）、同9年12月（「烏犀円」製薬。白銀二枚下賜）、同12年3月（縞二反下賜）と続く（前掲、「勤書」）。このように昌甫は、「奥医師」として製薬を命ぜられることが多くなる。

文政5年閏正月23日、彼は奥詰医師に戻り、琴姫（維学心院。9代藩主徳川宗睦養女）の用向を勤めることとなり、同10年6月28日まで勤める（藩士名寄）。

同12年12月および翌天保2年（1831）12月、同5年正月には、城新殿の番を各2年間怠慢なく勤めたことを、藩主から賞された。また天保6年閏7月29日には藩主の鷹狩等での奥医師の供奉が許可されている（野間2-74、4-127「勤書」）。



〔史料19写真〕

II 野間家の知行所支配

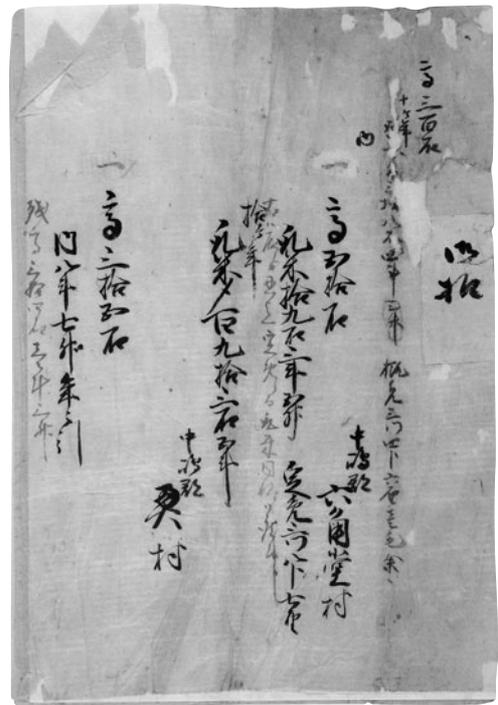
1. 藩家臣の領主たち

幕府や藩から家臣たちへ与えられる給与は、大きく切米（蔵米）・扶持・知行（地）の3つに分かれる。切米（蔵米）とは、幕府や藩の米蔵から年に数回給与として支給される米のことである。扶持とは1年分の食料費として渡される米のことで、例えば5合1人扶持といえ、1人前1日5合の計算で1年分（仮に1年を360日とすれば1石8斗）の米が支給される。扶持・切米（蔵米）は武士身分以外でも、領主に対してなんらかの功績があった者にも給与されることがあった。

知行（地）とは、藩より家臣へ与えられた領地のことで、知行を得た家臣はその領地を直接支配した。知行100石といえば、100石の米が収穫できる領地のことを指し、その収穫高の一部が年貢などとして領主の懐に入る。これを地方知行という。もっとも、江戸時代中期になると幕府や大藩以外の藩では名目的となり、実際は領地を与えずに、知行高に応じた年貢米のみを藩庫から支給する形をとるようになり、実質的に切米とほとんど変わらなくなる。これを「蔵米知行」という。また、幕末まで地方知行を採用していた幕府や大藩でも、新参者や下級武士の給与は「蔵米知行」であったところが多い。ちなみに、尾張藩では地方知行が幕末まで残存している。なお、この他に、現在の労働者同様に月極^{きぎめ}などで給金をもらっていた下級武士も少なからずいた。なお、切米（蔵米）・扶持・知行といった給与を得ていた武士を、それぞれ切米（蔵米）取・扶持米取・知行取という。基本的に切米（蔵米）取・扶持米取より知行取の方が格式が高いとされる。知行取家臣のことを、一般に給人あるいは地頭という。

尾張藩の医師たちは、知行取から切米（蔵米）取・扶持米取までいるが、野間家は給人（知行取）であった。野間家が藩から知行をもらうようになるのは、町医師であった初代隆昌（林安）が元禄4年（1691）に藩士として召し出され、知行200石を尾張藩から拝領したのが最初である。その後、3代林庵（養寿）の時に宝暦5年（1755）50石、同11年に50石加増されて計300石となっている。なお、野間家の知行所は、尾張国内に広く分散して与えられた。また、一村全体を与えられたのではなく、他の給人たちと相給（一村に複数の知行取がいる状態）の形をとっている。野間家の知行の内訳は、尾張国海東郡北間島村（現海部郡大治町北間島）で23石、愛知郡本井戸田村（現名古屋市河岸町・妙音通近辺）で138石、春日井郡下飯田村（現名古屋市北区下飯田町）・同郡稲生村（現名古屋市西区稲生）で各27石を、中嶋郡六角堂村（現稲沢市六角堂）で50石、同郡奥村（現一宮市奥町）で35石である〔史料21、野間4-61〕〔図表3、野間家知行所〕。

さて、知行所を得ると土地とそれに附属する百姓（支配百姓）が与えられる。給人たちは彼らから年貢を徴収した。この年貢徴収権は、給人のもっとも根源にして主たる支配権限といってもよい。尾張藩では、知行所における年貢率の決定は、百姓が再生産するための生活基盤を破壊するような極端に高い年貢率でない限り、基本的に給人たちに一任されていた。給人たちは、藩に対して毎年村ごとの年貢率を報告するのみでよかった。もっとも、年貢率の決定は領主である給人が一方的に百姓に押しつける性格のものではなく、あくまで年貢を取り立てる領主と年貢を納める百姓との間で交渉が持たれ、年貢率を定めていた。江戸時代前期においては、毎年秋になるとその年の作況を見る検見を領主側が行い、その結果に応じて年貢率を決定し、百姓から年貢を取り立てていた。これを検見取りという。もっとも、一村に複数の知行取が混在する相給の村で、各給人がそれぞれ検見を行い年貢を取り立てるのは非常に効率が悪い。そこで、相給領主たちは、連帯して年貢徴収作業を行っている。城代組同心で高百石の知行取であった朝日文左衛門重章が残した日記『鸚鵡籠中記』^{おうむろうちゅうき}によれば、一部の村で相給の給人同士が連帯して免番衆という当番を立てていた。そして、免番衆が給人たちの代表として検見を行い年貢率を決定し、年貢徴収を行っていた（伊藤1990）。また、江戸時代中期以降になると数年から10数年間分の年貢率をあらかじめ給人と百姓間の合意の下



〔史料21写真〕

図表3 野間家知行所

村名	村高(尾張藩分)	蔵入地高	給知高(総知行取数)	野間林庵給知高	備考
海東郡北間島村	514.827石	20.327石	494.5石(13名)	23石	
愛知郡本井戸田村	1722.192石	58.567石	1663.625石(33名)	138石	
春日井郡下飯田村	1520.137石	21.982石	1498.155石(27名)	27石	
春日井郡稲生村	1297.619石	50石	1247.619石(24名)	27石	
中嶋郡六角堂村	224.925石	なし	224.925石(4名)	50石	長光寺領10石あり
中嶋郡奥村	2580.670石	3.911石	2576.759石(40名)	35石	

尾張徇行記、林董一『尾張藩の給知制』一條社 1957年、野間家4・61文書から作成

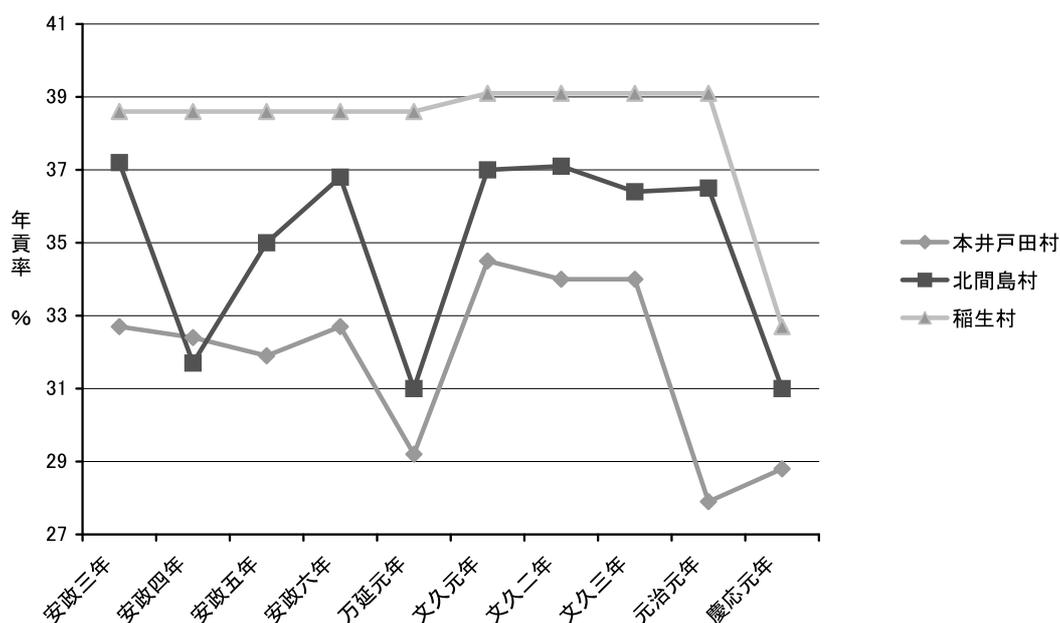
で定め、毎年その年貢率で年貢を徴収する定免も行われるようになってゆく。

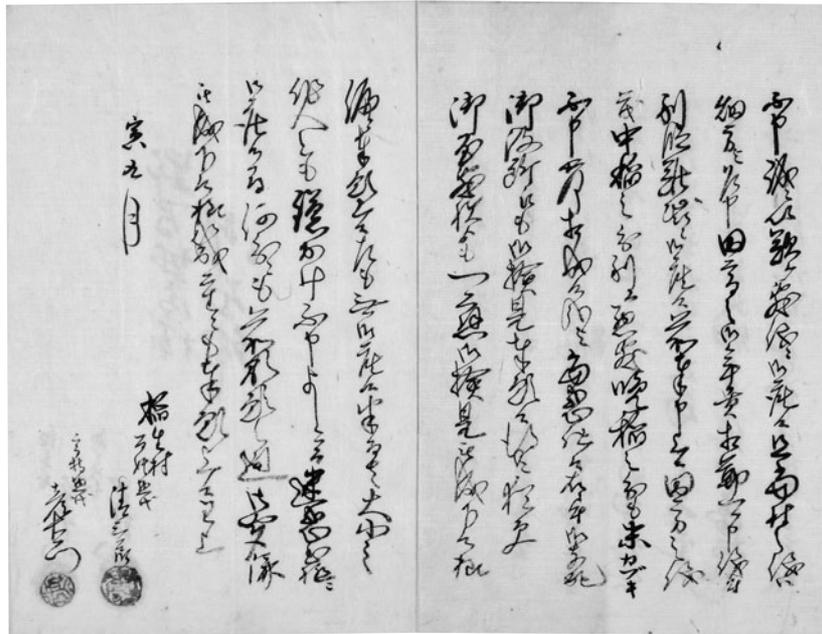
尾張藩では、寛永11年(1634)から同20年までの間、藩の直轄地である蔵入地の年貢率が平均40パーセントになるように定めた概高制を採用している。その後、徐々にこの40パーセントの年貢率を維持することが難しくなり、享保16年(1731)頃からは30パーセント近くで推移するようになる。一方、愛知郡御器所村(現名古屋市昭和区)に知行所を持っていた藩士武野氏は、蔵入地の年貢率よりやや高い40パーセント以上を元禄10年(1697)～元文4年(1739)まで維持していた(『新修名古屋市史』3)。また、寛政9年(1797)時の愛知郡北熊村内の蔵入地の年貢率は約30.8パーセント、これに対して同時期の寛政7年時における給人知行所の年貢率は47パーセントであった(『長久手町史』資料編7第1章所収、文書番号23、52)。このように、一般的に尾張藩では給人知行所の年貢率の方が蔵入地の年貢率より高い傾向を持っていた。しかし、蔵入地より高率であった知行所の年貢率も年々低下してゆき、幕末期頃にはこちらも蔵入地とほぼ同率の30パーセント程度になってゆく(『新修名古屋市史』3)。

2. 野間家の年貢徴収

免率をめぐる交渉 野間家の知行所における年貢率(免率)は、残念ながら史料がそれほど多く残されていないため、幕末期の状況しかわからない。慶応3年(1867)2月に安政3年(1856)～慶応元年(1865)までの10ヶ年間の免率について7代目野間林庵が藩へ報告した文書の控(野間4-61)によれば、本井戸田村・北間島村は検見取りのため毎年年貢率に変動があるが、それぞれ27.9～34.5パーセント、31～37.2パーセントであった〔図表4、野間家知行所の年貢率変遷〕。一方、六角堂村・奥村・下飯田村は長期に渡り免率を変更しない形式の定免で、それぞれ年貢率は38.7パーセント、39.3パーセント、37パーセントであった。また、稲生村では数年で免率を変更する定免が採択されていたようで、安政3年(1856)～万延元年(1860)までは38.6パーセント、文久元年(1861)～元

図表4 野間家知行所の年貢率変遷





〔史料22写真〕

治元年（1864）までは39.1パーセント、慶応元年（1865）は32.7パーセントである。

もともと、定免の村々でも天災などにより著しく収穫に被害が出た場合は、次の史料のように検見を行い、その被害状況を勘案したうえで年貢の軽減措置が取られることがあった

〔史料22、野間4-100〕

乍恐御歎願奉申上候御事

当村御免相之儀当寅乃午迄五年御定免被 仰付候得共、其後稀成ル大風別而当村之儀ハ名古屋北一円之広キ田面之吹付南方片田面影込ハ無御座、田方出穂時節大当リニ而更ニ実入不申分も御座候、且又畑方之儀も生綿抔者皆無、右ニ引続諸作共半作之見込ニも相成不申、誠ニ以歎ケ敷儀ニ御座候、且当村之儀ハ畑方与乍申田高之御年貢相勤可申儀付、別段難洪ニ御座候、前奉申上候田方之儀茂中稲之分別而悪敷、晩稲之分も未カブキ不申如何相成候哉与当惑仕候、右ニ付御支配御役所江も御検見奉願候得共、猶更 御屋敷様も一応御検見被成下候様偏ニ奉願上候、左も無御座候半而者大小之作人とも鎌かけ不申よしニ而迷惑至極ニ御座候間、何分ニも前頭願之通御聞濟被成下候様幾重ニも奉願上候、已上

寅九月 稲生村

百姓惣代 清三郎（印）
 高持惣代 彦右衛門（印）
 組庄屋 重右衛門（印）
 惣庄屋 覚左衛門（印）

野間林庵様
 御屋鋪

この史料は、年末詳寅9月に5年間の定免であった稲生村から、大風により稲に多大な被害がでたうえ、畑の生綿が全滅し、その他の生産物も軒並み例年の半分程度の収穫も見込めないため、とても定免の年貢率では納めることができないので、検見を行った上で年貢を軽減して欲しいと野間家へ願い出たものである。

なお、本史料中にある「御支配御役所」であるが、『尾張徇行記』によると稲生村には50石の藩の蔵入地と、野間林庵を含む24人の給人の知行所があったことが記されているので、藩の代官所ないし給人たちの「免番衆」を指しているのではないかとと思われる。ただし、野間家へも一応検見してくれと頼んでいることから、稲生村では給人たちは「免番衆」制度を採っていない可能性が高い。そのように考えると、藩の代官所を指している可能性が高いと思われるが、確証はない。この点については、今後の課題である。

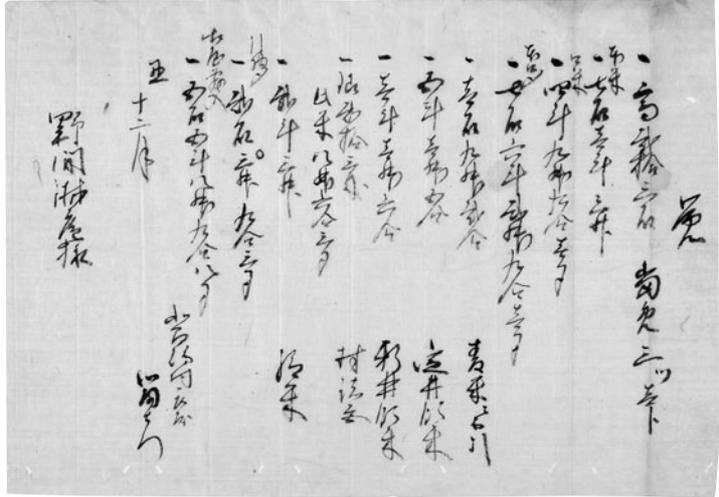
また、同史料の差出人の肩書きに組庄屋と惣庄屋という職名が見られる。組庄屋とは、給人が年貢徴収業務の円滑を図るために自分の支配下の百姓の中から1～2名を庄屋に任命し、支配機構の末端に位置づけたものであ

る。組庄屋の任免は給人の権限であり、百姓たちが相談したり、入札（選挙）などで組庄屋を選んだ場合でも、給人の承認なしに勝手に就任することはできなかった。これに対し、藩の直轄地である蔵入地に置かれた庄屋を蔵入庄屋という。また、惣庄屋とは、蔵入地・知行所の区別なく一村全体を管轄した庄屋のことである。

年貢の納入 さて、年貢率が決定すると、いよいよ百姓から諸経費などを引いた上で年貢が納められることになる。次に、年未詳（慶応元年〈1865〉か）丑12月における北間島村の年貢納入について具体的に見てゆく。

〔史料23、野間4-105〕

覚
 一高式拾三石 当免三ツ壺分
 本米
 一七石壺斗三升
 口米
 一四斗九升九合壺勺
 本口メ
 一七石六斗貳升九合壺勺
 一壺石九升貳合 麦米二而引
 一五斗壺升五合 定井領米
 一壺斗壺升六合 新井領米
 一銀式拾三匁 村諸色
 此米八升六合三勺
 一貳斗三升 給米
 引物メ
 一貳石三升九合三勺
 御屋敷入
 一五石五斗八升九合八勺



〔史料23写真〕

丑十二月 北間島村庄屋 留右衛門
 野間琳庵様

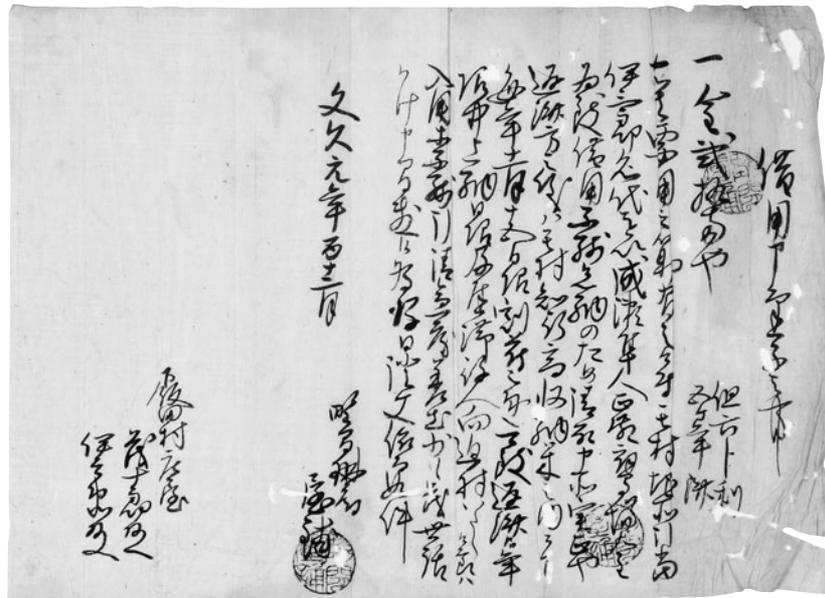
〔史料23〕によれば、この年の北間島村の年貢率は31パーセントである。北間島村における野間家の知行は23石なので、年貢高は7石1斗3升となる。さらに、藩庫に納める七升口米がこれに加わる。口米とは本来年貢徴収に関わる手数料のことだが、尾張藩では蔵入地からは年貢高3パーセントを三升口米として、藩士の知行所からは年貢高の7パーセントを七升口米として徴収していた。この七升口米は、百姓から直接藩庫へ納入されるのではなく、給人の手で藩へ納められる定めになっていた。今回の北間島村の場合、七升口米は4斗9升9合1勺となる。

諸控除と先納金 このようにして、百姓たちの負担すべき石高は合計7石6斗2升9合1勺と決定するが、ここから麦によって給人へ納められた分や、灌漑のための水路の維持費、庄屋らへの給与など合計2石3升9合3勺が差し引かれるため、実際に村が給人に納める高は5石5斗8升9合8勺となる。ところで、村が給人に対し、実際に納入するのは、米そのものではなく金銭である。この年は米2斗3升を1両として計算しているので、引米2斗分を除いた5石3斗8升9合8勺の代金は金23両1分2朱銀3匁5分3厘となる。これが、野間家の取り分となる。さらに年貢の前借などを行っている場合、それらの元利が差し引かれることになる。この年の場合、前借金ほか計13両1分余りが差し引かれている（野間4-104）。

年貢の前借金を、先納金という。先納金負担を申しつけられた村は、納めるために金銭を用意しなければいけない。しかし、村には金銭を負担する余力が無いことが多かった。そのような場合、次のように村側は他者から借りて領主に納めることになる。

〔史料24、野間2-205〕

借用申金子之事
 一金式拾両也 但六分利
 五ヶ年済
 右者要用之筋有之候付、其村地所引当、伊三郎名代を以成瀬隼人正殿鷹場金を致借用、不残先納のため請取



〔史料24写真〕

申所実正也、返済方之儀ハ其村知行高収納米之内にて毎年十一月十五日限割符之通可致返済候、年限中上納日限及遅滞役人向廻村いたし候節ハ入用等不残引請急度差出少し茂世話かけ申間敷候、為後日証文依而如件
文久元年西十二月 野間琳庵屋敷（印）

下飯田村庄屋

茂十郎殿

伊兵衛殿

本史料は文久元年（1861）に、野間家と下飯田村との間で交わされた先納金の借用証文である。野間家は下飯田村に命じて村の土地を担保に、尾張藩付家老で犬山城城主であった成瀬家が貸し出している鷹場金を20両借りさせた上で、その金子を納めさせている。返済については、5ヶ年賦で年貢米の内から元利とも差し引くと約束している。

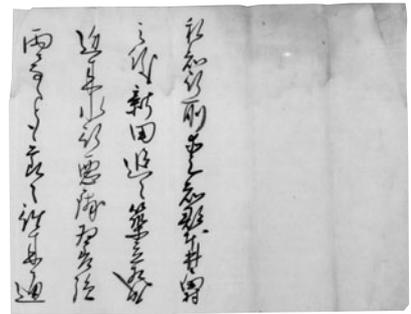
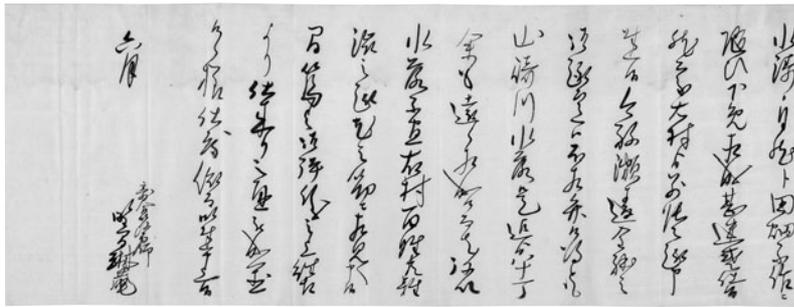
3. 野間家と知行所との諸関係

宗門改 尾張藩の給人は、知行地に対して年貢徴収のほか、支配百姓の宗門改帳の作成・管理権限も持っていた。慶長18年（1613）に、江戸幕府はキリスト教禁令を發布、以降キリシタン摘発のために住民一人一人をどこかの寺院の旦那とする寺請けが行われるようになる。寺請けは、最初幕府領と一部の私領のみであったが、寛永12年（1635）以降は、全国的に行われるようになる。さらに、島原の乱後の寛永17年には、幕府はキリシタン摘発強化のために宗門改役を設置、寛文4年（1664）には各大名にも専門の改役設置を要求、寛文11年には毎年宗門改帳を作成するように命じた。そして、その後キリシタン摘発が激減する江戸時代中期以降も宗門改帳は作られつづけられ、その状況の中で戸籍としての役割を果たすように性格を変えてゆく。そのため、宗門改帳を作成し管理することは、帳面に載っている者の居住・移住を管理することでもあった。年末詳9月に野間林庵は、届けも出さずに出奔した六角堂村の百姓治平の弟吉兵衛を、吉兵衛の親類たちの願いを聞き入れて宗門帳から除外することにした旨を藩へ届け出ている（野間4-129-14）。なお、給人の権限として、この他に支配百姓に対して苗字帯刀などの特権の付与や、郡払・村払・戸詰（押込刑）といった刑罰を課したりすることができた。

領主の責務 このように、給人は知行所に対し様々な権限を行使できたが、その一方で、領主として、知行所における支配百姓たちの生活の安寧を維持する義務も負っていた（高野1997）。そのため、支配百姓の不利になるようなことであれば、次のように相手がたとえ自分が所属する藩であっても抵抗を示すこともあった。

〔史料25、野間4-133-30〕

私知行所愛知郡本井戸田村之儀新田追々築立相成、近来水行悪舗為差強雨ニなくとも節々往来通水渉、自然ト田畑不作ニ随ひ下免相成甚迷惑仕候、然処右村方別帳之趣申達候、今般瀬違全体之御趣意ハ不相弁候得ト



〔史料25写真〕

も、山崎川水落是迄方八十丁余も遠く相成候而者、弥以水落不宜、右村百姓共難洪之趣尤之筋ニ相見へ申候間、篤与御評儀之上、往古より仕来り之通被成置候様仕度、依而御達申上候

六月 寄合御医師
野間琳庵

嘉永6年(1853)に、尾張藩が山崎川の瀬違い(川の流れの変更工事)を計画したことがあった。そして、その計画通りに瀬違いが行われると、野間家の知行所のある本井戸田村は、水落ち(川への排水口)が現在より遠くなってしまうことが判明した。当時、本井戸田村では次々と新田を築いたことが原因で、さして強い雨でなくとも往来通りが水に浸るほど水はけが悪い状況であった。そこにもってきて、水落ちが遠くなるということは、より水はけが悪くなり多大な不利益を被ることとなる。上記の史料はその際に、本井戸田村の願いを入れて、尾張藩側に瀬違いの計画について再評議して、できれば往古よりの状況を維持して欲しいと野間家が藩へ提出した願書である。

また、野間家はたびたび知行所の安寧を願って寺社や修験に祈祷を依頼していたようで、どこの神社の神職・修験かは残念ながら不明であるが、久保倉掃部弘道や中体鯛屋大夫からの祈祷を執行したことを知らせる書状が残されている(野間4-54、4-57)。このような祈祷を通じて支配百姓の精神的な安寧を守るのも給人の重大な役目であった。

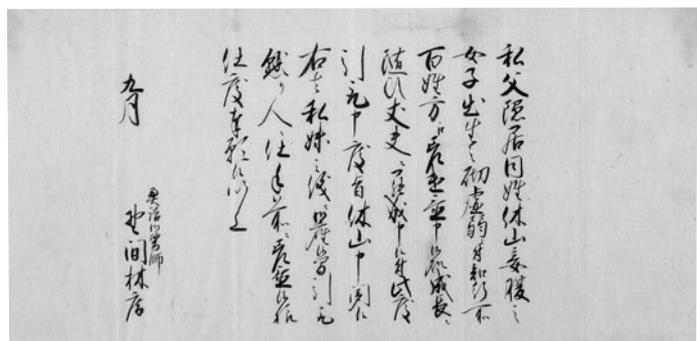
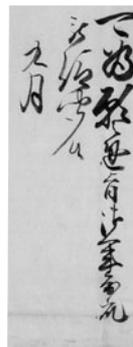
野間家の娘の養育 4代野間林庵(休山)が、妾に生ませた体の弱い娘を支配百姓に預けて養育させ、体が丈夫になった時点で名古屋の野間家の屋敷に引き取っている事実も判明する。

〔史料26、野間2-64〕。

私父隠居同姓休山妾腹之女子出生之砌虚弱ニ付知行所百姓方江差遣置申候処、成長ニ随ひ丈夫ニ罷成申候付、此度引取申度旨休山申聞候、右者私妹之儀ニ御座候間、引取懸り人ニ仕、手前ニ差置候様仕度奉願候、以上

九月 奥詰御医師
野間林庵
(付札)「可為願之通旨御年寄衆被仰聞候
九月」

当時の人々と現代人との間には、子供に対する接し方などに違いがあるかもしれないが、人質として子供を差し出す場合など例外を除けば、当時も基本的には信頼できる相手に子供を預けたであろう。したがって、野間家と知行所百姓とは、概ね良好な関係を築いていたものと思われる。



〔史料26写真、左は付札〕

Ⅲ 藩医野間琳庵の活動

1. 芸役の家筋

医家として尾張藩に出仕していることについて、野間家自身の自意識を示す願書下書きが3点ある。いずれも年次未詳だが、〔史料27〕は天保15年(1844)9月に小納戸頭取に就任(離任時期未詳)している安井志津麿に提出された5月10日付願書下書き、〔史料28〕は提出先不明だが、〔史料27〕同様に『職原抄』や林家の説に言及している11月付の願書下書き、〔史料29〕は弘化2年(1845)5月から嘉永4年(1851)4月まで小納戸頭取の任にあった進四郎左衛門に提出された5月端午付の願書下書きで、弘化2年(1845)4月に家督を継承した6代目琳庵期のものとみられる。様々な修正箇所がある上に長文で、読みにくい史料であるが、参考までに全文を翻刻紹介しておこう。

〔史料27、野間2-31〕

(端裏)「五月十日志津戸へ遣し候扣願書下」

私儀先般御側御製法懸り被仰付、春來引統御製藥相勤、節々拝領物被仰付難有仕合奉存候、全躰御製藥之儀ハ乍恐東照宮深キ思召を被為繼候御事柄ニ而、重キ御趣意之儀ニ承知仕候(抹消)「然処私儀今般右御用懸被仰付冥加至極難有仕合奉存候就夫」右勤筋之儀ハ北畠親房之職原抄ニ有之候侍医典藥等之兩職、林家二代目春齋之説に(抹消)「も」ハ典藥ハ藥劑之役、侍医ハ奉診御脈候役ト相見江有之、禁裏公義ニ而も屠蘇ハ典藥より調進仕候儀ニ承知仕候、於御家右之兩職ニ引比候而者、侍医ハ奥御医師ニ相当り典藥ハ私之勤向ニ相当可仕儀ニ奉存候、付而者恐多願品ニハ御座候得とも、為冥加乍憚便日御機嫌奉伺度奉願候、前父医業おゐてハ格別之勤向ニ而壹役壹人之儀ニ御座候得ハ、別段之御評儀を以願之通相濟候様仕度只管奉願候、以上

〔史料28、野間2-55〕

(端裏)「是ハ直紙書付」

私儀去酉年御側御製法懸り被仰付、無懈怠相勤申候、全躰御製藥之儀ハ奥御医師奥詰御医師之内ニ而も人別ニ而被仰付、私儀ハ無息之節より別段之御評儀を以追々手伝被仰付相勤申候、右御用懸是迄相勤候先輩ハ無御座候得共、御製藥之儀ハ御委任ニ而、第一御藥種修治之研究ハ不及申上、都而御入用御益筋等私一己之勤弁ニ預り候儀ニ御座候得ハ、昼夜無間斷窮理仕罷在候、且医門おゐてハ格別重キ御用ニ而、既ニ職原林家之説にも典藥ハ藥劑之役、侍医ハ御脈ヲ奉診候役ト有之儀ニ御座候、且又御代々様之御内家法ニ而差上候御製藥ハ御前ニ而調合仕候儀も有之、又ハ御製藥所江被為成候御儀も有之候程之御用筋ニ御座候処、私儀三ヶ年無勤同様ニ而相勤罷在候、就夫恐多願品ニハ御座候得とも、高相応之座席被下置勤役ニ被為立被下置候様仕度奉願候、乍併以時節柄をも不相弁奉願候段ハ奉恐入候得共、此節中納言様折々御製藥所江被為成御覽も有之、右御用手伝之者共ニ至迄夫々功者人別ニ而被仰付候芸役之儀ニ御座候得ハ、何卒別段之御評儀被成下候様仕度奉願候、以上

十一月 寄合御医師

抹消「九月」 野間琳庵

〔史料29、野間2-63〕

(端裏)「御普請役御免頭取乃再達下 五月端午進四郎左衛門迄さし出置」

寄合御医師野間琳庵儀、先般御側御製法懸り就被仰付候、(抹消)「琳庵」勤向等申立、御普請役御免相成候様仕度旨(傍書)「琳庵願書就夫」書差出申候付、拙者共存入右御用向勤役之在ト差別不相見へ(抹消)「不申」候付、御時節柄之儀ニハ候得とも、各別之御評儀を以、琳庵願之通相濟候様致度旨、申訳(傍書)「拙者共儀金次第委曲先達而」相達置候処、書面之趣御年寄衆難被及御評儀旨、(傍書)「御年寄衆」被仰聞候由ニ而、右願書御指戻相成申候、付而ハ此上彼是申達候段奉恐入候得共、全躰御製藥之儀ハ奥御医師奥詰御医師之内人別ニ而被仰付、御製藥中ハ外勤御免相成御用濟之上、拝領物等も有之候、甚重キ勤品ニ御座候、然処今般琳庵儀御側御製法懸りト相定候付、是迄銘々江被仰付候訳柄とも致相違、御製藥筋之儀ハ都而御委任ニ相成、御製藥中(傍書)「ハ不及申常々為御手入等之」之外も(抹消)「外節之」御城江罷出宅おゐても專御用相勤御勤同様之儀ニ御座候、既ニ尚春乃引統御製藥相勤罷在候処、御入用ヲ初莫太之御益も相立、手伝之者とも裁許ニ至迄、格別行届候儀も有之、至極御模通宜儀ニ御座候、且又先達而も申達置候通、御医師一統之内にて相勤候儀に而も無之(ミセケチ)「芸役」芸役之家柄ハ別格之儀ニ御座候、付而ハ御時節柄尚又

申達候儀ハ奉恐入候得共、琳庵儀御普請役御免相成候様仕度奉存候、全躰右御用向之儀ハ於御側被仰付各別重キ御事柄ニ有之候、然ルを無勤同様（抹消）「ニ而」御普請役も御免不相成候而ハ、右之御主意ニも可相触候間（抹消）「此段」分段之御評儀相成候様仕度仍之申達候

五月 一

〔史料27〕は、春以来務めている側薬製法懸りについて、東照宮家康の製薬重視、北畠親房著「職原抄」、林春斎の説などに基づき、きわめて重い任務であると主張し、「前父」の「壺役壺人」の例にならば、御機嫌伺いを願うとの内容である。「高附」「藩士名寄」などの史料によると、「前父」5代目までの3代は奥医師に登り詰め、藩主の側近くに仕えていたが、6代目は寄合医師の地位にとどまっていたため、「前父」同様、藩主への目通り（御機嫌伺）が叶うような地位を求めているものであろう。

〔史料28〕は、「去る酉年」に側薬製法を命じられたが、すでに3年にわたり無勤同様の状態であるので、高相應の座席と勤役の体裁を整えるよう求めている。〔史料27〕と同様、「職原抄」や林家の見解に基づき、製薬任務の重要性を主張している。琳庵は「無息（無足）」の時代、おそらく家督継承以前から、製薬の手伝いをしていたとも主張しているが、側薬製法を命じられたという「去酉年」は、家督継承した弘化2年に該当し得る。

なお、中納言が製薬所を訪れ、製薬に従事する人々を個別に任命しているという記述も注目される。中納言とは、嘉永2年6月に尾張藩主を継承し、同4年3月にはじめて藩主として尾張に入った慶恕（のち慶勝）かとみられる。名古屋城内などに、製薬所という施設ないし組織が存在したのかどうかは未確認であるが、事実とすれば、この書状の年紀の上限は、6代目琳庵が家督を継承した弘化2年から7年を経た嘉永4年11月以後とも考えられる。

〔史料29〕は、〔史料27, 28〕との前後関係は不明であるが、側薬製法と並行して命じられていた普請役の免除を求める内容である。製薬は、医師一統が誰でも任命されるものではなく、藩主から委任をうけた特別な「芸役の家筋」であり、製薬に専念する必要があると主張している。

以上、内容で共通しているのは、製薬をとりわけ重要な任務と意識し、主張している点である。とくに〔史料28〕では、野間家独自の家法製薬を藩主面前で行うとも述べられており、「代々家伝薬方」が存在した形跡もある〔前掲史料8〕が、尾張藩の命令による野間家の製薬とはどのようなものであったのか、さらに検討を進めてみよう。

2. 藩医林庵の製薬御用

指揮命令の系統 江戸時代後期の歴代林庵は、尾張藩から側用人、側懸、または小納戸頭取を介し指示を受けており、その指示書がまとまった形で残されている。いずれも、ほとんど年代が記されていないが、差出人の在職期間により、いつ頃のものであるのか、ある程度の推測は可能である。公開されている尾張藩役職データベースにより、側用人、側懸、小納戸頭取などに在職していた形跡のある人物の書状類とその内容を、在職最終年を基準にして、年代順に整理してみると、〔図表5 野間林庵への命令文書〕のようになる。同名異人の場合、年代が前後する可能性も残されているが、ここでは尾張藩が林庵家にどのような任務を期待していたのか、その概要把握をめざすこととする。

No1は、御用につき明日15日に名古屋城へ登城するようとの「司書殿」の命令を伝達する内容である。差出人の小瀬新右衛門某は、文化13年（1816）2月4日より、側用人に加えて側大寄合、大目付の兼役をつとめていた人物であるが、林庵に対する指示は、おそらく側用人としての任務であろう。「司書殿」は、文化12年10月より年寄加判をつとめていた高橋司書とみられる。この命令をうけて翌日登城した林庵は「奥医師」に任せられ、さらにNo2側用人五味平馬の指示をうけ、誓詞提出のため服紗十徳を着用して登城するよう命じられている。誓詞内容の具体的な指示や、御用方年寄に挨拶回りするようとの指示、翌文化15年春の藩主齊朝参勤交代に供するようとの指示なども一括されている（野間4-133-1~12）。

小瀬新右衛門はこのほか、No3、4の指示も出している。No3は年寄衆による誓詞確認にあたり、十徳着用のうえ出仕することを求める内容である。ちなみに、尾張藩医の肖像としては、本学医学部分館に、藩医三村玄澄の十徳着用とみられる正装の肖像画や、藩主齊朝より拝領と伝えられる膚着も存在する。すでに触れたように、林庵家は齊朝から拝領した「御召御紋附衣服并時服御紋附衣服」の相続と着用を出願しており（前掲史料14）、類例とも考えられよう。No4は、木曾経由で江戸まで下ることに関する内容である。No17にも同様の内容が認められる。江戸詰を命じられたことに関わる史料もいくつか残されている（野間2-111、2-154、4-10、4-46、4-130-2、4-136の8丁表、4-140、4-157など）。このうち、江戸城内経路図〔史料30、野間4-10、口絵写真5〕は、本来であ

図表5 野間林庵への命令文書

No	日付	西暦	書状本文／追伸等	差出		宛名	整理番号
				地位	人名		
1	(文化14年) 12月17日	1817年	御用之儀候間明十八日五半時御城江罷出候様司書殿被仰聞候旨御目付相違候条可被得其意候以上／尚々若病氣難罷出候ハ、名代可被指出候尤誰罷出候哉姓名可被申達候以上	側用人	小瀬新右衛門	野間林庵老	4-133-14
2	(文化14年) 12月21日	1817年	御自分儀明廿二日御役儀之誓詞被差上管候間服紗十徳着用五半時御城江可被罷出候委細之儀者御小納戸頭取江可被懸合候以上	側用人	五味平馬	野間林庵老	4-133-9
3	(文政2年以前) 2月18日	1819年	御自分儀御役儀之誓詞判元明十九日御年寄衆被致一覽管候間十徳着用五半時御城江可被罷出候以上／尚々委細之儀ハ御小納戸頭取江懸合候様可被心得候已上	側用人	小瀬新右衛門	野間林庵老	4-90
4	(文政2年以前) 3月16日	1819年	御自分儀明後十八日爰許発足江戸表江被罷下候処出水之程も無覚束候付木曾路九日振旅行被致度旨願之趣豊後守殿江相違候処可為願之通旨被申聞候可被得其意候以上	側用人	小瀬新右衛門	野間琳庵老	2-41
5	(文政4年以前) 10月3日	1821年	御自分儀去月十八日紫雪御製葉御用相勤候様にとの御事候旨被仰出候付御札被申上候書状之趣則申上候以上	小納戸頭取	矢部彦右衛門	野間林庵様	4-129-8
6	(文政4年以前) 10月6日	1821年	別紙願書ニ付札之上御側懸乃差越候付各老通相違之候已上	小納戸頭取	矢部彦右衛門	野間林庵様	2-49
7	(文政4年以前) 10月6日	1821年	御用之儀候間明七日五半時御城江被罷出候様隼人正殿被仰聞候旨御目付相違候条可被得其意候以上／尚々若病氣難罷出候ハ、名代可被指出候尤誰罷出候哉姓名可被申達候以上	側用人	五味平馬	野間林庵老	4-131-2
8	(文政4年以前) 10月25日	1821年	御製葉御用ニ付御面談申度候間明日昼前後之内役所迄御出席可被成候以上	小納戸頭取	矢部彦右衛門	野間林庵様	2-48
9	(文政4年以前) 11月21日	1821年	紫雪御払底相成候付貴様右御製葉御用懸被仰付候間明日より罷出如例宜御取計可有之候已上	小納戸頭取	矢部彦右衛門	野間林庵様	4-131-23
10	(文政4年以前) 12月14日	1821年	相違儀有之候間明十五日四時御城江御出有之様存候已上	小納戸頭取	矢部彦右衛門	野間林庵様	4-89
11	(文政5年以前) 5月13日	1822年	反魂丹此節御払底相成候間御製葉之儀貴様江被仰付候間明日より罷出御取扱候様存候仍之申進候以上	小納戸頭取	矢部彦右衛門	野間琳庵様	2-65
12	(文政5年以前) 8月6日	1822年	御製葉御用に付御面談申度候候間明日昼前中ニ御出殿候様存候已上	小納戸頭取	矢部彦右衛門	野間林庵様	4-17
13	(文政5年10月以前)	1822年	〔結び札〕野間林庵老 五味平馬	側用人	五味平馬	野間林庵老	2-306
14	(文政6年以前か) 11月24日	1823年	申談儀有之候間明廿五日四ツ時御城江可被罷出候以上	側懸	滝川権十郎	野間昌甫老	2-153
15	(文政7年以前) 4月4日	1824年	別紙達書ニ令付札右一通差越之候以上	側懸	瀧川権十郎	古川玄順老	4-131-13
16	(文政7年以前か) 8月28日	1824年	相違儀有之候間追付出殿可有之候以上	側懸	滝川権十郎	野間林庵老	4-131-11
17	(文政7年以前か) 9月2日	1824年	御自分儀明三日爰許発足二付木曾路十日振旅行願之趣承届候旨山城守殿被仰聞候可被得其意候以上	側懸	滝川権十郎	野間林庵老	2-39
18	(文政8年以前) 1月11日	1825年	御自分儀紫雪御製葉御用相勤候付篇三反被下置与之御事候旨旧臘廿八日被仰出候右御札被申上候書状之趣則申上候以上	小納戸頭取	細野篠兵衛	野間林庵様	4-129-13

No	日付	西暦	書状本文／追伸等	差出		宛名	整理番号
				地位	人名		
19	(文政8年以前) 1月17日	1825年	弥御替も無御座候哉今度御同姓仲殿儀日出度存候於尾州も御安悦察入候拙者儀も結構被仰付難有仕合安堵之段御察可被下候乍然永詰ニ被究候へハ何とやら前方之覚悟之様ニも無御座候將又此一種到来候間懸御目候心事近夕得貴意候以上／尚々早々預御出忝奉存候自是はいまた御悦ニも不致伺公候以上	小納戸頭取	奥田仙右衛門	野間養春様	2-150
20	(文政8年以前) 12月3日	1825年	貴様儀紫雪御製菓御用懸被相勤答候間明日ハ罷出如例御取扱可有之候以上／猶々本文御用懸ニ付御礼被申上答候右ハ只今ハ御出勤之儀も御太義ニ付御礼被申上候振ニ及書上候以上	小納戸頭取	一色六左衛門	野間林庵様	4-131-19
21	(文政8年以前) 1月19日	1826年	從御側相達儀有之候間明後廿一日五半時御城御焼火之間江御出可有之候已上／猶々若病氣等ニ而難罷出候ハ、名代御差出可有之候以上	小納戸頭取	奥田仙右衛門	野間林庵様	2-40
22	(天保1年) 寅11月20日	1830年	貴様儀紫雪御製菓御用相濟候付今日御番引揚之儀解御側懸り江申達候仍之為御承知申進候已上	小納戸頭取	梶五郎三郎	野間林庵様	4-129-6
23	(天保4年以前) 9月7日	1833年	冷気相加候処益御安為被成御勤行奉賀候將又御製菓之儀ニ付御面談申度御座候付明八日昼後御城役所迄御出候様致度候仍此段及御掛合申候以上	小納戸頭取	中野惣右衛門	野間林庵様	4-129-7
24	(天保4年以前) 10月9日	1833年	相達儀有之候間只今御城江御出可有之候以上	小納戸頭取	梶五郎三郎	野間林庵様	4-131-22
25	(天保4年以前) 11月16日	1833年	過刻御申聞有之候麝香皮之儀御申請ニ而可然哉ニ申置候処内輸入用之筋有之候間一旦役所江御差出可被成候已上	小納戸頭取	中野惣右衛門	野間琳庵様	2-42
26	(天保4年以前か) 11月17日	1833年	野間林庵儀母病氣之処此節不相勝難見放躰ニ付附添介抱致度看病御暇之儀願之趣御年寄衆江相達候処承届候旨被仰聞候此段御申通可有之候以上	側懸	広瀬七左衛門	御用番・御小納戸頭取衆様	4-129-2
27	(天保4年以前) 11月29日	1833年	御談申儀御座候間追付御登城可被成候以上	小納戸頭取	中野惣右衛門	野間林庵様	4-133-27
28	(天保4年以前か) 12月23日		別紙之通広瀬七左衛門ハ申越候間右其通進之候以上	小納戸頭取	梶五郎三郎	野間林庵様	4-129-5-1
29	(天保4年以前か) 12月23日	1833年	野間林庵儀母病氣ニ付看病御暇之儀願之趣御年寄衆江相達候処承届候旨被仰聞候此段御申通可有之候以上	側懸	広瀬七左衛門	御用番・御小納戸頭取衆様	4-129-5-2
30	(天保5年以前) 1月19日	1834年	別紙願之趣難及評議旨御年寄衆被仰聞候此段申通願書可差戻旨昨日御側懸申聞候仍右壺通相添及御通達候已上	小納戸頭取	小池良次郎	野間林庵様	2-131
31	(天保5年以前) 2月2日	1834年	紫雪御製菓御用被相勤候付稿一反被下置候御礼被申上候書状之趣則申上候以上	小納戸頭取	梶五郎三郎	野間林庵老	2-190
32	(天保5年以前か) 5月24日	1834年	御用之儀候間吉田玄覚為名代明廿五日五半時御城江罷出候様淡路守殿被仰聞候旨御目付相達候条可被得其意候已上	側懸	広瀬七左衛門	野間林庵老	2-073
33	(天保5年以前) 7月13日	1834年	荊花膏御製ニ付御菓種諸色御入用代銀御渡可申旨則別昏錐昏之通金三方銀式匆三分為持進之候以上	小納戸頭取	中野惣右衛門	野間林庵様	4-129-17
34	(天保5年以前) 8月11日	1834年	今度紫雪御製菓被仰付候而者貴様右御用懸被仰付候仍之申進候已上／猶々本文御礼之儀拙者共迄如例御申上之答候已上	小納戸頭取	中野惣右衛門	野間林庵様	4-35

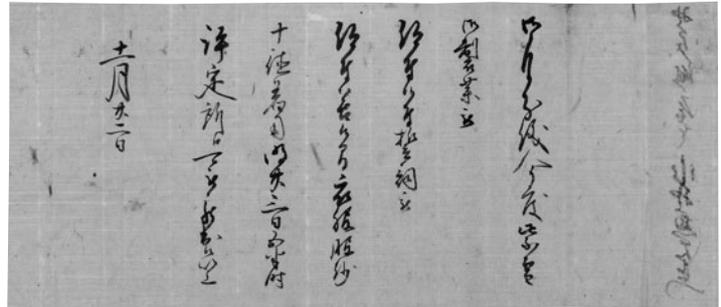
No	日付	西暦	書状本文／追伸等	差出		宛名	整理番号
				地位	人名		
35	(弘化4年以前か) 12月9日	1847年	御自分儀今度烏犀門御製葉被仰付候付誓詞被仰付管候間衣服服紗十徳着用十日五半時評定所江可被罷出候以上	側懸	津田太郎左衛門	野間琳庵老	2-60
36	(嘉永2年) 4月5日	1849年	今度奇応丸御製葉被仰付管二付明後七日ハ如例御登城之上右御用御勤可有之候以上	小納戸頭取	進四郎左衛門	野間琳庵様	2-29
37	(嘉永2年) 閏4月16日	1849年	江戸表ハ指越候奇応丸御見本之儀御渡申置候処右者一応為見合度候間御差越有之様致度仍之及御懸合候以上	小納戸頭取	進四郎左衛門	野間琳庵様	2-27
38	(嘉永2年) 5月6日	1849年	別紙書付一通相達之候以上	小納戸頭取	進四郎左衛門	野間琳庵様	2-66-2
39	(嘉永3年以前か) 2月23日	1850年	(端裏) 殿様御筆并御手被触候詠草／今日御様子次第急ニ御登城被遊候儀も可有之候間御供之御心得ニ而只今御出可被成候御催人之儀ハ御用人方より申渡有之候間左様御承知可被成候以上	小納戸頭取	大道寺新六(新六郎か)	野間林庵様	2-125
40	(嘉永3年以前) 4月26日	1850年	別紙書付壹通相達候以上	小納戸頭取	進四郎左衛門	野間琳庵様	2-30-1
41	(嘉永3年以前) 4月	1851年	野間琳庵紫雪御製葉御用懸リ相勤候付稿二反被下之候			野間琳庵	2-30-2
42	(嘉永3年以前) 10月29日	1850年	相達儀有之候間明晦日四ッ時比御城江御出可有之候以上	小納戸頭取	進四郎左衛門	野間琳庵様	2-26
43	(嘉永3年以前か) 11月22日	1850年	御自分儀今度紫雪御製葉被仰付候付誓詞被仰付管候間衣服服紗十徳着用明廿三日五半時評定所江可被罷出候以上	側懸	水野惣右衛門	野間琳庵老	2-22
44	(嘉永4年以前か) 2月5日	1851年	御自分儀今度御製葉就被仰付候誓詞被仰付管候間衣服服紗十徳着用明六日五半時評定所江可被罷出候以上	側懸	水野惣右衛門	野間琳庵老	2-54
45	(嘉永4年以前) 2月28日	1851年	御製葉御用ニ付及御示談度儀有之候間明廿九日四ッ時頃御登城有之候様存候以上	小納戸頭取	進四郎左衛門	野間琳庵様	2-28
46	(嘉永6年以前) 5月29日	1853年	以切紙申入候別紙書付御目付相達候付右写式通差越之候可被得其意候尤承知之上早々順達納所ハ評定所江可被相返之候以上	側懸	瀧川又左衛門	(野間琳庵老など23名)	4-133-24
47	(安政2年以前) 2月17日	1855年	御用之儀候間明十八日五半時御城江罷出候様山城守殿被申聞候旨御目付相達候条可被得其意候以上／猶々若病氣難罷出候ハ、名代可被指出候尤誰罷出候哉姓名可被申達候以上	側懸	横井孫右衛門	野間林庵老	2-70-5
48	(文久2年以前) 4月16日	1862年	御自分儀明十七日四時植村駿河守殿宅江罷越候様可達旨酒井若狭守殿ハ御城附江被相達候間右時刻被罷出候様可申通旨御年寄衆被申聞候間可被得其意候以上	側懸	渡辺半九郎	野間林庵老	4-131-3

れば機密事項に属するようにもみえるが、なぜ、このようなものが野間家に伝来しているのか、はっきりしたことは分からない。しかしながらたとえば、「勤書」（野間4-127）文化14年（1817）8月条をみると、5代目林庵は、清湛院（10代藩主斉朝正室、11代将軍家斉女、文化14年5月29日死去）の病気に「詰切」で奉仕した褒賞として、幕府（公方様、公儀）から白銀5枚を受領したとあり、そのような折に用いられたものとも考えられる。

ところで、別表を概観して、とくに注目されるのは製薬の指示、とりわけ、紫雪あるいは烏犀円など、具体的な薬名が指定されている製薬の指示が多数みられる点である。以下、残された古文書から判明する事実をみておこう。

紫雪 紫雪は、「本朝医考」によれば徳川家康が吉田宗恂に命じ製造させたとされる薬で、家康が愛読したとされる12世紀中国宋朝官撰の「和剂局方」にその処方が記されており、熱病、中毒、酒毒、中暑、腹痛、痲病などに有効とされ、一般にも普及して各地の医家が製造していた有名売薬の一つであるという（天野1992）。紫雪の製薬指示は、No5、9、18、20、22、31、34、41、43の9点にみられるほか、差出者が記載されていない同内容の文書も数点ある。「勤書」（野間4-127）によれば、文政3年（1820）6月に製薬用懸を命じられ、同年11月と同6年12月に、製薬の褒賞として縞の反物を与えられたとある。

紫雪の製薬は、おおむね小納戸頭取が指示しており、No9、20、34は製薬開始の指示、No22は製薬終了の指示、No18、31、41の3点は、製薬御用をつとめた褒賞である縞の反物下付に関する通達である。紫雪は在庫が尽きる（払底する）たびに製薬が命じられ（No9）、ある段階で側懸ないし側用人の判断で「引き揚げ」を命じられている（No22）。そのつとめは、「例の如く」とある（No20）ように、林庵にとって恒例の任務であったとみられるが、側懸から評定所へ出頭し誓詞を提出するよう求められている事例もある（No43）〔史料31、野間2-22〕。享保期以前にも、同様に、紫雪製薬にあたり評定所へ出頭し誓詞を提出するよう指示されている事例もある（野間2-52）。紫雪の製薬にあたり、誓詞提出を求められるのは、たとえば、藩主もしくは林庵側の代替わりなどの事情を想定し得るが、詳細は未確認である。



〔史料31写真〕

烏犀円 一方烏犀円は、58種もの生薬を組み合わせる処方が、紫雪と同じく「和剂局方」に記載されており、男女の卒中、諸風、牙関緊急、膈上涎、語言蹇澁、眼喎斜など、滋養強壮に効能があるとされ、家康自ら製薬した烏犀円の現物が、水戸徳川家に伝来しているという。紫雪と同じく、その製造は必ずしも秘伝に属するものではなく、家康が愛用したとされる有名薬である。「勤書」（野間4-127）によれば、文政9年（1826）12月と天保6年（1835）12月に、烏犀円製薬の褒賞として白銀2枚を与えられたとある。

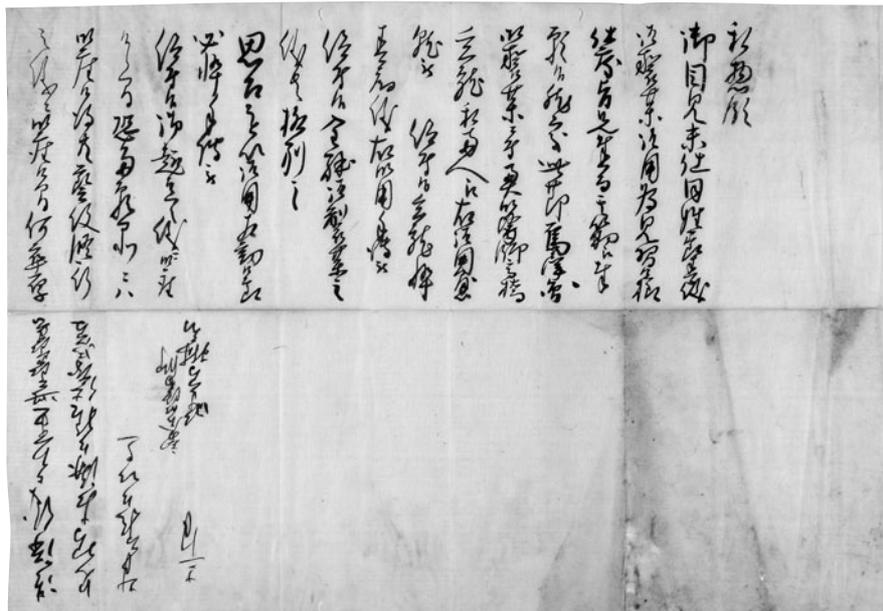
別表中では、側懸が烏犀円の製薬につき、評定所へ出頭し誓詞を提出するよう指示しているNo35の1点があるのみだが、野間家文書全体では、差出者無記名の烏犀円製薬指示が2点存在する（野間2-118、4-131-20）ほか、嘉永2年（1849）12月（野間1-10）、安政4年（1857）1月（野間1-11）、文久2年（1862）9月（野間2-9）の烏犀円関係の医術書3冊も存在する。関連して、つぎのような願書も存在する。〔史料32、野間2-110〕。

私物領御目見未仕同姓養春儀、御製薬御用為見習候様仕度旨、先達而其筋江奉願候、然処此節烏犀円御製薬ニ付、奥御医師高橋玄龍私兩人江右御用懸就被 仰付候、玄龍悴春庵儀右御用手伝被 仰付候、全林御製薬之儀者、格別之思召を以御用相勤候節、必悴手伝被仰付候御趣意之儀ニ御座候間、恐多願品ニハ御座候得共芸役修行之儀ニ御座候間、何卒厚御評儀被下置、此節養春見習相濟候様仕度、只管奉願候、以上

十二月 寄合御医師

野間琳庵

内容は、製薬御用を命じられた時には必ず悴に手伝いを命じられる慣例であり、このたびの烏犀円製薬にあたり、同役高橋玄龍の悴春庵と同様、養春にも手伝いを命じられたいと願うものである。ここにみえる養春は7代目林庵のことで、彼が嘉永元年11月8日に養春を名乗りはじめてから、文久3年10月4日に家督相続するまでの時期に、6代目琳庵が提出したものである。製薬技術伝承の一端を示す史料として注目できよう。



〔史料32写真〕

また、次のような書状も存在する。

〔史料33、野間2-23〕

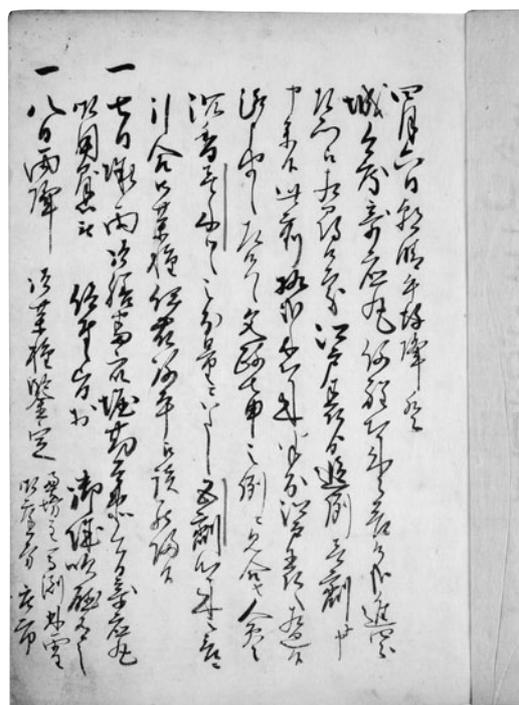
(端裏)「飛切大急キ

野間琳庵様 伊藤弥平」

烏犀円御用残り之内烏犀角并羚羊角御預り有之候ハ、只今急々御用ニ付御報ニ御越可被下候仍申上候、以上

差出者の伊藤弥平は、のちにみる奇応丸製薬日記中にもその名がみえる人物である。琳庵の手元にある烏犀円などについて至急連絡するよう求めている。尾張藩では、藩士が上司を介し小納戸役所に出願し、藩主の許可があれば烏犀円を下賜されていた事実も報告されている (岩下1998)。

その他の製薬 紫雪や烏犀円のほか、別表中で、具体的に製薬を指示されているのは、反魂丹 (No11)、荊花膏 (No33)、奇応丸 (No36、37) などである。反魂丹は、富山藩主2代前田正甫が製薬を命じたとされる富山売薬の代表格で、腹痛に効能があるとされ (玉川1979)、No11では、紫雪と同様、「払底」のため製薬が指示されているほか、「勤書」(野間4-127) 文政7年 (1824) 7月条で、製薬褒賞の稿1反の記事がある。荊花膏については、「勤書」(野間4-127) 文政4年 (1821) 11月条に「家方荊花膏」製薬を命じられた記事があり、関連するであろう。No33で薬種代銀について指示されているほか、「払底」による製薬指示も出ている (野間4-129-11)。我が国独自の方剤とされる奇応丸は、現代の薬理実験でも消化吸収に一定の効能を発揮するとされている (山原ほか1984)。No36によれば、嘉永2年 (1849) 4月に製薬にとりかかり、No37によれば、江戸から見本も取り寄せられていたが、翌閏4月段階で、見本は回収されているらしい。同じ閏4月付で、奇応丸製薬御用の褒賞として稿1反の下付があり (野間2-66-3)、製薬事業はとりあえず完結したのであろう。そののち、奇応丸製薬の経緯を記している日記1冊が、同年8月段階で作成されている。たとえばその冒頭部分は、次のようなものである。



〔史料34写真〕

[史料34、野間1-27]

四月六日朝晴午後降、登城、今度奇応丸何程出来之筈候哉、進四郎左衛門江相尋候処、江戸表方追例壺剂ト申
申参候、此前拾式匁出来、半分江戸表へ相廻候趣申聞候、左候ハ、文政七申之例ニ見合セ、人参沈香壺匁ツ、
之分量ニいたし、五剂出来之筈ニ引合、御薬種伊藤弥平江談罷帰候

この記事によれば、奇応丸の製薬は小納戸頭進四郎左衛門の担当で、江戸へ半分まわすことが予定されていること、文政7年(1824)の製薬の前例が参照されていること、人参と沈香を半分ずつ調合し、5剂できる予定を薬種伊藤弥平へ伝え帰宅していること、などが記されている。伊藤弥平はすでにみたとおり、烏犀円の在庫関係でも、琳庵へ至急の問い合わせを行っている。このほかNo25によれば、煙霧による薫蒸療法に使用される麝香皮じやくがわの管理が、一時的に尾張藩から6代目琳庵に委ねられていた事実も判明する。

3. 浅井紫山と大河内存真

浅井紫山の書状 奇応丸製薬が試みられていたころ、すなわち嘉永2年(1849)4月に、浅井董太郎から、次のような書状が6代目琳庵宛で出されている。

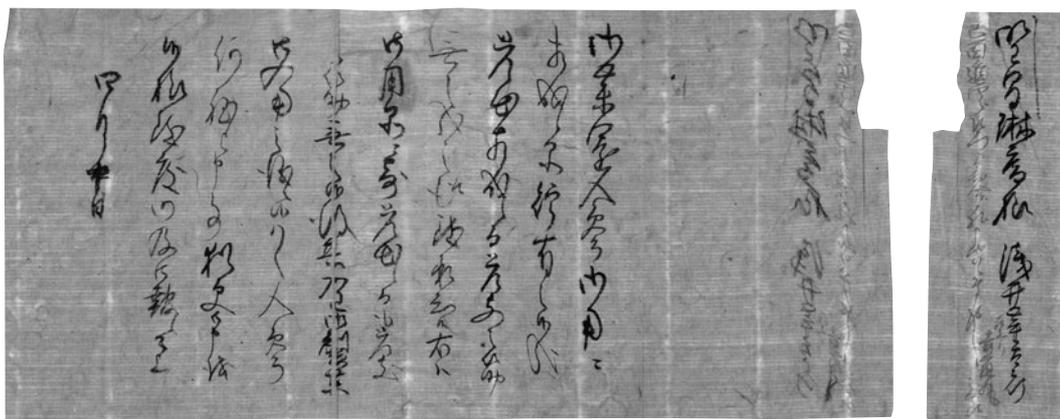
[史料35、野間2-24]

(端裏)「野間琳庵様 浅井董太郎

(朱筆)『己酉進四郎左衛門方問合候様申聞候付返事、召上り奇応丸之節』

御薬園人参、御用ニ相成候品貯有之候哉、差出相成候而差支之筋無之哉之趣、致承知候、右ハ御用品ニ寄差出候而も差支之筋無之候得共、全御製薬御入用之儀ニ候ハ、人参何程与申事、猶更御申越候様致度、仍及御報候已上

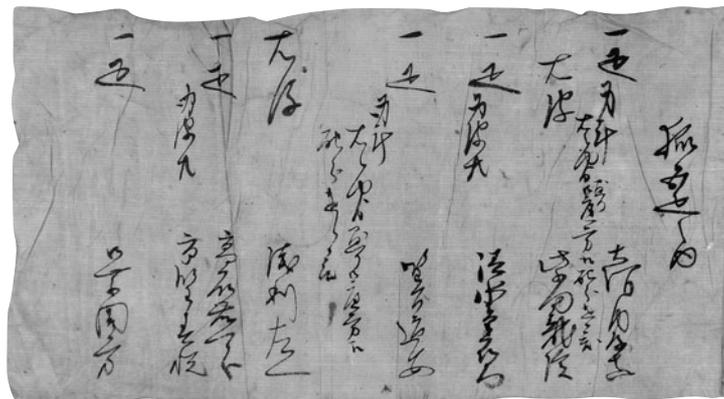
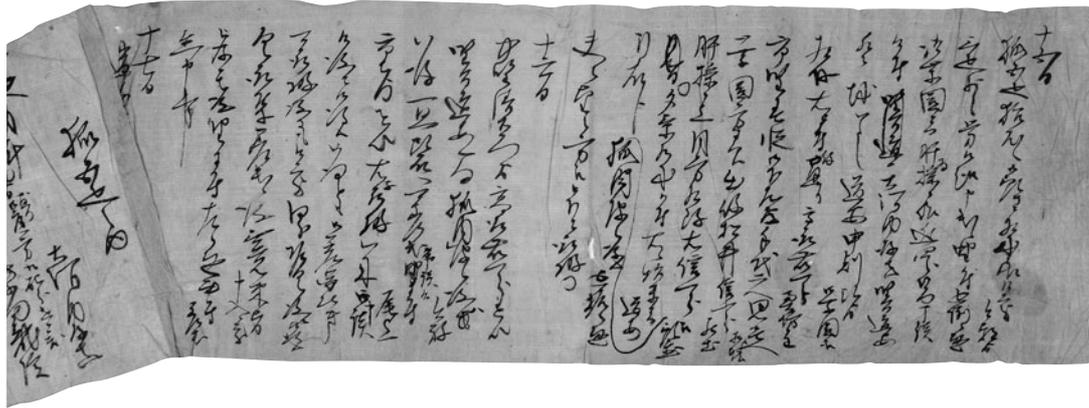
四月十日



[史料35写真、右は端裏]

浅井董太郎は、幼名桃太郎、諱は正翼、字は亮甫、紫山、希聖斎と号し、文政12年(1829)に父貞庵の家督を継承し、天保3年(1832)以後、奥詰医師、薬園奉行などを歴任している。貞庵、紫山父子の援助のもとで、水谷豊文、伊藤圭介師弟に代表される尾張本草学が発展したとも指摘されている(吉川1976)。後述のとおり、「勤書」天保7年(1836)7月条(野間4-127、史料52)によれば、5代目琳庵は町医師開業免許などの権限を持つ浅井家の医学館において、医師子弟の医業教育にあたっており、伊藤圭介実兄の大河内存真の世話を任されていたという。

浅井董太郎書状の包紙の朱書きによれば、琳庵はNo36、37の差出者である進四郎左衛門の指示により、薬園奉行浅井に対し、人参調達の件を打診したものとみられる。小納戸頭取は、文化2年3月に、薬園掛を勤めるよう定められたことも知られている。奇応丸は人参を有効成分として含んでおり(山原ほか1984)、右の書状は、奇応丸製薬に関連すると考えられる。内容は、琳庵から尾張藩薬園の人参の供出につき、問い合わせをうけたことへの返答である。御用による供出であれば問題はないが、製薬に必要なならばどれほどか、連絡するよう求めている。薬園の人参については、烏犀円と同様、藩士へ下賜されているが、貴重であったためか、その事例は少ないという(岩下1998)。なお、浅井紫山の主導による人参栽培は、天保12年に木曾の黒沢・萩原両村に設けられた薬園で



【史料36写真】

開始され、水谷豊文の後継者として嘗百社を主導した吉田平九郎などが薬園付となり、その平九郎のもとへは、飯沼慾斎もしばしば出入りしていたという（IV章参照、安江1987）。

伊藤圭介の美兄大河内存真 尾張藩薬園については、木曾の薬園のほか、城下にも薬園が存在していたことが知られている。いずれの薬園であるか未詳だが、野間家文書中には、つぎのような書付も伝来している。

【史料36、野間2-149】

十五日

狐五正狼屋へ御預ケニ相成居候処、今朝ろ三正少々勞候趣申出候（抹消）「由」付、近例之通御薬園ニ而肝為採候様、進四郎左衛門申談候付（抹消）「野間道」大河内存真、野間道安登城いたし、道安申刻比御薬園江為伺、右ニ付役懸り高取藤一郎、奥坊主市野春悦、御下屋敷手代二人、同心一人罷出申候、御薬園方に而ハ出役松井信一郎罷出、肝採候上目方相改、右信一郎江預置（抹消）「見る」(※1挿入) 夕景相成候付右之始末ニ而道安引取申候

（※1）「狐肉皮之儀ハ延報(カ)之通夫々望之方江被下候取扱」

十六日

中野清右衛門ろ高取藤一郎を以、野間道安へ向狐皮肉之儀ハ今般以後一旦頭衆へ可差出（抹消）「由」旨申談候に付、尾上市右衛門を以、右義取扱以来申談候儀ニ候得ハ如何とも御差図次第可取扱儀にも候処、何分昨日之儀ニ候得ハ全取集差出候儀無覚束旨申入候処、被及其儀由に付、左之通書付差出置申事

（※2貼付）

（※2）

「 狐五正之内

一正 大河内存真

身計

右之内ろ懸り御庭方江配分遣候筈

右皮 柴田龍溪

一疋 身皮共 清水金左衛門
一疋 野間道安
身計
右之内の懸り御庭方江配分遣候筈
右皮 浅利左一
一疋 身皮共 高取藤一郎
市野春悦
一疋 御薬園方
十七日（後略）

薬園といえば薬草を連想しがちだが、狐の肝も採取されていたことがわかる。狐胆については、「太平聖恵方」「本草綱目」「陸川本草」「四川中薬志」などの医術書に記述があり、癲癇、心気痛、マラリアに効能があるとされ、キツネの腹をさき、胆嚢を取り出して陰干ししたのち、研いで粉末にするか、丸剤として用いるという（『中薬大辞典』2p846）。右の史料によると、薬園で狐胆の採取が行われたのち、関係者が残りの皮や肉を持ち帰ったが、そのあとで、頭衆（所属長）にいったん提出するよう指示があったため、すべて元通りに取り集めるのは困難だと困惑している様子が記されている。皮や肉がどのように消費されたのか、興味ひかれるところである。

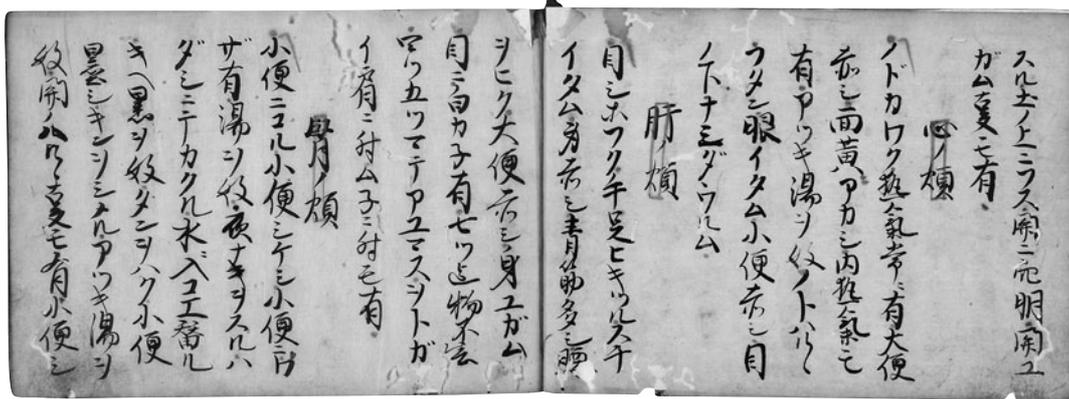
ところで、この史料でさらに注目すべき点は、狐胆の採取について、伊藤圭介の実兄である大河内存真と野間道安（6代目琳庵）が、行動をともにしている事実である。薬園における漢方薬の素材調達の活動が、伊藤圭介の知識や教養の形成に連なっていった可能性を示す重要史料といえるであろう。

IV 医療の実際

江戸時代における医術は、中国医学である漢方が主流であった。漢方では人間の体は陰と陽の調和がとれている状態が健康であり、このバランスが崩れると病気になり、人間の体に流れている気・血・水が滞るなどの不調としてあらわれると考えられていた。医者は望（患者の様子を見る視診）・聞（声や排泄物などから判断する聴覚・嗅覚による診断）・問（患者への質問による診断）・切（患者に手を触れて脈や腹の状態をみる触診）の四診によって症状を判断する。

野間家文書の「秘書」〔史料37、野間1-35〕には、五臓のどこに原因があるのかを判断する方法と薬の処方について記されている。これによると、咽が渴き、熱があり、小便・大便に血が混じり、顔色も赤く、熱い湯を好み、咽が腫れ、平生眼の痛みがある、といった様子がみられると心臓の病、眼がしょぼつき、手足が引き攣る、筋が痛み、体の色が赤っぽくなり、青筋が多く、大便に血が混じる、腰を引きがちで体が歪む、眼に星が浮かぶことがある、また、7才まで話さず、4・5才迄歩かず、下あごが肩につく・胸につくという様子がみられると肝臓の病である、などとしている。これは望・聞・問診の手助けとなる内容となっているが、医者は患者からこうした症状を聞き取り、顔色、眼、大小便の状態、飲食の状況などを観察し、さらに脈診をして原因を判断し、漢方薬を処方することになる。

しかしながら、多くの人々は病気になっても現代のように気軽に医者にかかるということにはなかった。地域によっては、近隣に医者がないということもあったが、高額な医療費への懸念が大きかったからである。このため、医者へはよほど症状が重くならないとかならず、病気になるとまず民間療法といわれる、伝承的知識による治療、祈祷などに頼る呪術的治療を行い、鍼・灸の施術を受け、手近な売薬を購入して対処していたのである。

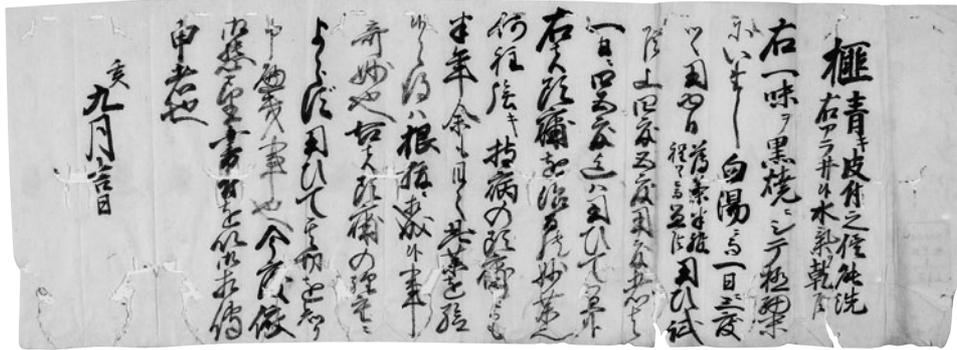


〔史料37写真〕

1. 伝承的治療

美濃高木家の家伝薬 伝承的治療とは、親から子へ、あるいは人から聞き伝えられてきた病への対処法で、頭痛・歯痛・風邪・食あたりなど、比較的軽症のものから、骨折・疫病・中風といった重症のものまで様々なものがみられ、センブリやドクダミ、ゲンノショウコといった植物や、動物の臓器や抜け殻・角、鉱物、あるいは野菜や梅干し・砂糖など、身近で入手しやすいものを用いる方法で、ここで用いられる薬は民間薬といわれる。それは、気休め程度にしか効果の期待できないものもあるが、しっかりと効能が認められ、現代でも実践されている方法もある。玉石混淆の情報ではあったが、当時の庶民が自ら病気に対処するための治療法として、大切に伝えられ、実行されてきたものである。こうした知識は、元禄6年（1693）に板行された『救民妙薬』をはじめとして、病気治療の手助けとなる書籍が板行されるようになったことで各地に普及し、それが口伝され、経験を加味し、蓄積されていったのである。

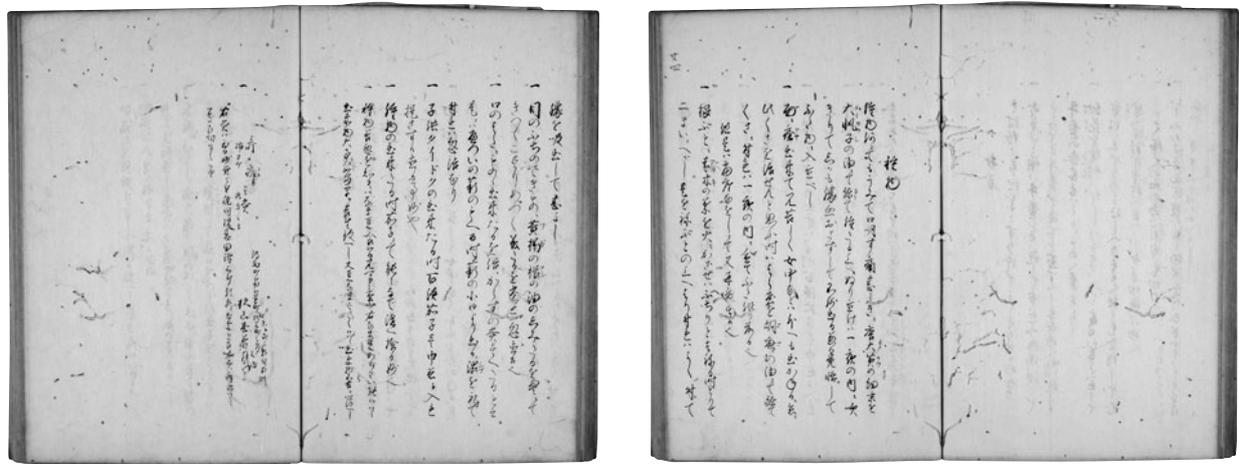
高木家文書の中には頭痛を治す妙薬を人から伝授してもらった書付〔史料38、高木 F-9-1-147〕がある。櫃を皮付きのままよく洗って乾燥させたものを黒焼きにし、粉末状にして白湯で一日に2・3度、薄茶半服程の分量を服用する。一日に4・5度までは服用しても良く、半年ほど服用すれば頭痛の軽重にかかわらず根治する、というものである。高木家には御抱医師があったが、医者にかかるよりも手軽に治す方法があればそれに越したことはなかったのである。こうした情報は記録され家伝書として伝えられることもあった。



〔史料38写真〕

尾張大塩家の妙薬聞書 尾張藩士大塩家に伝来した「妙薬聞書」は、そうした家伝書の一つである。そこには、頭痛、耳、目鼻、口、咽・てんこ風、指病、腹、はやて、^{ホウノウ}疱瘡、^{ハンシカ}麻疹、痰、疝、風邪、^{ジエキ}時疫、痢病、膈症、痔疾、足・そこ豆、中風、労症、やけど、とけぬき、打身、種物（腫物）、^{キンソウ}金瘡、骨折、食喰合、毒消、諸虫、^{セン}癬、諸獸、うるしかふれ、船駕のよい、薬方、^{コブ}瘤・^{アサ}黒痣・^{イホ}肱、乳・産共、油落、逆上、痛風、積、^{ボウシキ}暴瀉病、雑の42項目が挙げられ、伝承の治療や呪術の治療法が分類・記載されている。その内容には医学書からの抜粋記事、予防や禁忌、伝染病発生時に藩から周知された治療法などが含まれるほか、病気や怪我とは関係のない、衣類や畳についた油を落とす方法も項目立てされており、自分で手当する伝承の治療が生活の中に当たり前に位置付けていたことがうかがえる。

「妙薬聞書」から伝承の治療法を抜粋したものが図表6である。頭痛の項にある菊枕は現在でも用いられているが、突き目の治療に蠅の首を乳と混ぜたものをつける、白砂糖の水解きをさす、舌だこに流しの垢を舂る、乳ガンにメダカを生きたまま水で飲むといった方法などもある。痢病（腹痛・下痢などの症状がある伝染病）の項の橙の葉を煎じるものは天保期に藩より触れだされた方法を書き留めたものである。腫れ物の項には、腫れ物が悪性かどうかを生豆で見分ける方法があるが、悪性の出来物には「疔・癰・肺ヨウ之灸、病身にも」効く灸治療所として、伝馬町筋門前町と伏見町の間より東へ2・3軒南にある杉山屋善兵衛のことが併せて記載されている。これは即効があったと人から聞き伝えたものである〔史料39、大塩家文書〕。また、毒消の項には河豚の毒にあたった場合黒砂糖が効くとあるが、宝暦5年（1755）の板行記事として、薩州太守が入国する途上の御座船に助けを求めて漕ぎ寄せる小船があり、河豚の毒にあたった人々を救うために砂糖を与えて欲しいと願うのでこれ聞き入れ、砂糖を与え、近習にその様子を確かめさせたところ、苦しんでいる人々は砂糖を与えられるや回復したという話を記載している。ただし、尾州でも試した人があるだろうか、と記述するなど、必ずしもすべての方法に確信をもっていたわけではないようである。



〔史料39写真〕

図表6 「妙薬聞書」中の伝承的治療法

症状	治療方法
頭痛	○菊の花を干して枕の中に入れておけば、頭痛の根が治る
耳	○耳だれには熊蟬を白絞(白ごまから絞った油)に漬し、その白絞を耳の中へ入れる。○いわしの頭を黒焼きにして同様にする。○子供の耳だれには熊膽を水に解いて耳にさす。耳が聞こえにくい場合、馬糞茸の絞り汁を耳の中へ入れるとよい、但し、老人性のものにはきかない。
目・鼻	○つき目には蠅の首をとって乳に押し混ぜたものをつける。これは目の玉が疵ついたものでも治らないということはない。また、白砂糖の水解きをさす。○目疣には山椒の黒玉1粒を噛まずに、湯か水で呑む。○古い大きな梅干しと文銭1文を水で煎じたもので目を洗えば痛みはなくなる。○鼻血が出たときにはシュロの毛を火にくべてその煙を嗅ぐととまる。また、庭へ裸足で下り、足の裏を冷やせばとまる。
口	○舌だこには北向きの流しのかかを舐らせればよい。道に落ちている布帛類や古綿を焼いて灰にしてつける。
咽	○咽のはれには、千成ほおずきを陰干しにしたものを二服ほど煎じて飲む。○魚の骨がつかえた時には、灰を少し湯にかき混ぜて飲むと、すぐ抜ける。また、つるし柿の種をししいて飲む。○タコが咽につかえた場合、松のかんなくず(鉤屑に限らず)を煎じて飲まず。○シャクリが止まらない時には、白湯の中へ釜の下の灰を少し入れて飲めばすぐにとまる。○咽に梅干しの種が、或いは、子供が銭・碁石などを飲み込んで、ひっかかって出ない時には、青慈姑(クワイ)をおろして、その汁を飲まずとたちどころに吐く。○西瓜の皮を黒焼きしておけば、咽気をなおす。○大根おろしを大食いすると、てんこ風になら
指病	○蠶を陰干しにし、粉にして米粒で練ってつける。ミミズを二つに割り、よく洗って用いる。石路(ツワブキ)の葉を火にかざして、ぶちりとほねる時に取って、2枚にはがして指の腫れた所にはるとよい。
腹	○腹の調子が悪く、痛み、下痢が続くなどの症状がある場合、大根をおろして汁を搾り、それを茶碗に一盃飲む。
疫痢	○小児が熱高く、はやて(疫痢)と思われたら、一寸程の小鮎を摺り、膏葉のように紙に伸ばし、頭のおんどり(百会のツボか)へ貼る。すると、暫くして臭気が出るが、こうなれば全快する。
疱瘡	○疱瘡が出にくい時には、鶴の血紙を熱湯で出して飲ませれば、すぐに山を越える。疱瘡の寄りには血紙を貼っておけば跡が残らない。血紙は鷹匠衆へ依頼する。○小児が一昼夜にわたり発熱し、疱瘡なのかどうか疑わしい時は、米と小豆を混ぜて炊く。疱瘡であればうまく炊けるが、そうでないときは米は煮えるが小豆は煮えない。○菖蒲の根をよく洗い、乾燥後炙り粉にする。1匁を白湯にて飲む。
麻疹	○禁忌事項(風にあたること、冷えること、冷たい物を一切摂らないこと、果物の中で金柑は食べてもよい。酢・酸っぱいもの、酒、辛いもの、油気のもの、柿の渋気、塩辛いもの、匂いのあるもの、蜂蜜、麺類、魚介類はだめ。但し、うどん、平癒後の軽い海魚はよい。熱が下がらないうちに強食することはよくない。不浄の物、死喪、産婦月水、房事、その他一切穢れの気を受けること。腋臭はよく洗い、葉をつけて臭いをとめる。熱が下がって十分平癒した後も、20日程は風呂に入らない。これらのことは、熱があるうちは勿論、下がってからも軽かった場合50日、重かった場合は100日は厳しく慎む。もし怠ると一生の病根となる)。
痰	○ヨモギの葉を陰干しにして毎朝1枚づつ水にて飲む。○裏の毛を取った枇杷の葉3枚、ホオズキの木根とも切ったもの目方1匁程、半分を3寸程に裂いた芭蕉の葉、銭5文程度のあめの4品に水を3合入れ、2合に煎じ、朝・晩・寝る前に飲む。○ネズミの股の黒焼き、黒大豆を同量混ぜて挽き、粉にして白砂糖を混ぜて折々に飲む。○生玉子を飲む。
疝	○疝痛の妙薬(唐：木瓜、ナツグミ、箒木、大棗、甘草の5種類を同量)。○疝気には、蒟蒻芋をワサビおろしでおろし、湯で飲む。3・4度飲めば治る。○柾木の木の葉を煎じて飲む。
風邪	○ヨモギ、椎茸、ふきのとうを煎じて飲む。葛根湯より良い。
時疫	○炒った黒大豆1合、甘草1両を煎じて時々飲む。○茗荷の根と葉を突き砕き、汁を飲む。○牛蒡を突き砕いて汁を搾り、茶碗に半分づつ2度に分けて飲み、そして、桑の葉を一握り火で黄色になるまで炙り、茶碗に4盃の水で2盃分に煎じ詰めたものを飲んで汗を出す。桑の葉が無い場合、枝でも良い。熱が非常に高く苦しんでいる場合は芭蕉の根を砕いて汁を飲むと良い。
痢病	○橙の葉1枚を酢で煎じ、3ヶ月間その湯気を嗅げば疫痢の予防になる。〔天保□寅六月 御側方御沙汰有之候付記置〕○大根おろしを食べれば、熱・毒を取り去る。
膈症	○食事が咽につかえて通らず、食べても吐き戻してしまう狐惑症という病気には、蛤をからむしにして、その汁を飯にかけて食べれば治まりがよく、吐くことはない。これを日々食すればやがて慣れ、普通の食事になっていく。
痔疾	○痔疾が急におこり、痛みのため起伏しにくい場合、蛤をからむしにして、その汁で肛門をなでれば忽ち痛みを忘れる。汁ばかりではなく、むき身を袱紗などに包んで肛門を温めても良い。但し、これは根治ではなく、痛みを抑えるための物である。
足	○旅行、足達者の薬(鉄脚散：石灰・半夏を同量細末にする)、湯で溶き、足の膝頭から爪先まで擦りつけられれば、足が軽くなる。草鞋摺れや豆などには、膏葉のように紙にのせて貼る。
火傷	○弟鷹(雌の鷹)の尿を振りかければ、跡つかず、痛まず、早く治る。○蜂の巣と飯とを黒焼きにして、ごま油で練りつける。○蝸の貝を削って唾液で付けられれば火ぶくれにならない。○湯やけた所は、強火で暫くあぶる。非常に熱いが、早く痛みが引き、崩れずに治る。○灸の崩れに、光明朱を蜂蜜で練ってつける。○大きな木瓜を小口から刻み、徳利の中へ入れておけば木瓜水となるが、これは火傷の大妙薬。○南天の葉の絞り汁をつけられれば痛みはとれる。○小便で洗うのも良い。

刺拔	○蟻螂(カマキリ)の陰干しを細末にして疵の口に塗れば、鉄の頭が出るので、それを釘抜きで抜く。また、蟻螂の頭を飯つぼで練り、紙に付けて張ると、トゲがこの糊を突き出てくる。○芭蕉の葉を土用中にとり黒焼きにしたものと、赤味噌を酒でゆるくのばしたものをつける。○骨が刺さっていない方の手を後ろへ廻し、骨が刺さった方へ首を横にむけ唾をたくさん飲めば抜ける。○塩鮭の身を薄く剥ぎ、刺さった棘に付けておけば抜ける。
打身	○そば粉と青松葉とをすり鉢でよくすり、つける。○打ち身の痛みには、牛糞を日に乾して布に包み、熱湯に浸し、これで痛むところを蒸す。○紅花を焼酎に浸し、フラスコに入れて夏に日向へ出しておき、半分に干し減らせて、貯蔵する。これは、打ち身・切り傷に良い。また、婦人の血の道にも効果有。○石見川1両を黒焼きにして酒で3度に分けて飲む。
腫物	○腫れ物の膿がなかなか出ず、痛みが激しい場合、唐大黃の細末を大帆子の油で練り、大帆子の油で練って腫れた所に塗れば、一夜で膿が排出し、残らず出る。○顔に瘡が出来た時、はらやをごま油で練って、クサにつければ一夜の内に瘡蓋となり落ちる。これは当座治して再発する。○木の葉をおちりとほねるまで火にかざし、2枚に剥がし、これを根ぶとに貼り付けば、よくついて膿を吸い出す。○目の縁のでき物には、油の染みこんだ黄楊の櫛を畳で強くこすり、熱くして当てると忽ち治る。○口の端にできた腫れ物には、薪を燃やした時に薪の小口から出る洪をとってつける。○腫れものの善悪を見分ける方法は、生の豆を食べてみて、美味しいと感じれば大事にいたる恐れがあるので、早く養生しなければいけない。豆が生臭く感じれば心配することはない。
金瘡	○1寸より大きな金瘡には油葉をつけてはいけない。つけてしまうと、なかなか疵口が癒えない。当座の心得としては、焼酎で疵口を洗い、玉子をといて木綿に浸し、疵口にあてる。風の当たらないように布などで結んでおいて医者が来るのを待つ。○切疵には取り敢えず自分の小便で洗う。痛みが消え疵口が癒える。
喰合	○さつまいもを食べたあとに熊胆丸をのむと忽ち死ぬ。また、墨もよくない。○黒砂糖とツワブキの葉を混ぜて食べれば死ぬ。
毒消	○一切の食物の毒にあたった場合、塩をなめるかぬるま湯に溶いて飲むと良い。草木の葉にあたった場合に特に効く。○かゆを湯ほど薄く煮て、塩か焼き味噌を適当に混ぜて度々する。○草木の葉を食べて腫れた場合は、うごぎの根を煎じてのむ。○タケノコにあたった時には、生姜の汁をのむ。○食べ物の毒にあたって腹が張り、痛む時には、苦参(クジン)を煎じてのめば食べた物を吐き出す。また、大豆の粉を炒って白湯で度々のむ。口・鼻から血が出て苦しんでいれば、ネギを刻んでよく煎じて冷やしてのめば血がとまる。○キノコ類の毒にあたった場合、忍冬(スイカズラ)の茎と葉を生のまま噛んで汁をのむ。○芭蕉の根を搗き碎き、その汁をのむと一切の毒あたりに良い。○キノコまたは河豚にあたった時には、藍蠟を少しすり、のませれば良い。○河豚の毒を消すには、青砥(アオト)の粉を水に混ぜてのむ。また、黒砂糖が効く。○うなぎの食あたりには、洪をホラ貝に一杯ほどのめば忽ち癒える。○キノコにあたった時には、浅草のりを湯にかき混ぜてのむと良い。○蕎麦にあたった時には、荒布を煎じ、その汁をのめば忽ちなおる。○かつお、いわしにあたった時には、するめを食べる。
諸虫	○まむしにさされた時には、医師が来るまで、さされた足を土に埋めておく。また、串柿を酢で煎じたものをつけても良い。また、蠅の頭を取り、飯粒を練った糊で押し合わせてさされた場所に貼ると良い。イカの墨も良い。○蜂にさされた時には、杉の葉の芽を少しつまんで擦りつける。刺し口に歯クソをつけても良い。○犬に噛まれた時には、噛まれた場所にひねり灸を据えれば毒が散らない。据えた場所が少しでも熱くなれば、灸をやめ、医師を呼ぶ。
諸獸	○病犬に噛まれた時には、鉄漿(カネ)を一口のむと毒が内に回ることはない。また、蝦蟇(ガマ)を食べる。とくに大蛇の肉は良いという。○馬に噛まれた時には、枳のすみから水をのむと熱が引き、痛みが軽くなる。また、スベリヒユを搗き碎き、煎じてのむ。疵には粟をかみ砕いてつけると良い。
漆	(漆かぶれ) ○生のカニをつぶしてその汁をぬりつける。○杉の葉を煎じて1日に3度ほど洗う。また、杉の木を削って煎じ、同様に洗ってもよい。
瘤等	(瘤・黒痣・疣) ○細かくした石灰の半量を茶碗に入れ、その上に藜(あかざ)の黒焼きを入れ、さらに残りの石灰を重ねる。これに水をひたひたに入れ、餅米を振り入れて蓋をして一夜おけば餅米がとける。これらを練り上げて患部につける。
乳	○鳶の黒焼きを酒で用いる。○乳ガンのようであれば、メダカを生きたまま水でのむ。毎日2・3回、4・5日続けると良い。
逆上	○二又松茸を黒焼きにして一本を一帖にしてのむ。
痛風	○カワウソの肉を食べさせれば速やかに癒える。肉がない時はカワウソの骨を黒焼きにして服してもよい。
積	○積(咳)の痰は真綿を煎じてのめば痰がとまる。

野間家と伝承的治療法 野間家文書には、医学書をはじめ、漢方薬の調剤と適応症等を記した雑記帳や覚書が多数残されているが、その中には漢方薬だけではなく、伝承的治療法の記載もみられる。

記述が多い淋病の薬でみると、「家伝 薬方」(野間1-29)には、「トウキ当婦・シヤクヤク芍薬・トウニン桃仁・モツカ木瓜・サイシン細辛・シクワ沢瀉・ジンコウ生地・フクヨク沈香・カコフク茯苓」ケイガイ、「カンゾウ夏枯草・カンゾウ荆芥・カンゾウ灯心・カンゾウ甘草・カンゾウ古泉(古銭)」などを煎じる法や、「チヨレイ猪苓・ジコフビ地骨皮・カンゾウ甘草」を水煮して温服する法が記載されているが、こうした調合薬を用いても効果がない時には、忍冬を煎じて用いるようにとある。忍冬は山野に自生する蔓性の木で、乾燥させた茎・葉・花は解熱し、癰腫瘡毒・筋骨頭痛を鎮め、利尿作用がある。「良法集 家伝秘方記」(野間1-30)には「トウキ灯心草・トウキ蚕糞」を煎じて服用する法や、「トウキ鶏卵もしくは

三日前の鶏糞と甘草」を黒焼きにして酒で服用する方法、茄子の花を陰干しにして煎じて飲む方法などもあり、多種多様な方法が書き留められている。

このほか、挫きの妙薬として、生きている鮒を擗り砕いて糊のようにして痛むところにつけるといふもの、小便不通ノ薬として、女性には雄ネズミの糞を、男性には雌ネズミの糞を粉にして、足の土踏まずに糊か水でのばしてつける、雄ネズミの糞は先がとがっており、雌ネズミの糞は先が丸いので区別する、というものもある。霜焼け、疝気の薬、耳の聞こえない妙薬、脱肛、痰の薬、虫歯の薬などや、白髪を染める法、髪落ちない法といった病気ではない身体的な悩みへの対処法についても伝承的方法を記載している。また、他家の秘伝として、山戸五兵衛の赤い山椿の花の黒焼きをごま油で練ったものをつける「乳巖ノツケ薬」、長坂氏伝の白い木槿の花を陰干しにして煎じ、その汁で腰湯をすると「イタミ立所ニヤミ平癒」する方法なども書き留められている。こうした方法が、野間家の治療にどれほど活かされたのかは不明であるが、効果があるとされている治療法を広く聞き集め、その効果が認められるものは治療に採り入れ、漢方薬と併用していたと思われる。

2. 呪術的治療

医術と呪術の関係 古代において平安貴族たちは、病気にかかったり、けがをした時、「^{くすし}医師」と呼ばれる医療技術者たちによる薬・鍼灸・蛭食(蛭に血を吸わせて悪い血を取り除く)などの医学的治療をうけると共に、「^{げんさ}験者」や「陰陽師」などの呪術的職能者による加持・祈祷・「まじない」などの呪術的治療をうけていた。当時の人々は呪術的治療を医学的治療の有効性・安全性をより高める役割を果たすものと考えていた。そのため、医学的治療と呪術的治療は互いに排除しあう関係ではなく、それぞれ有効な治療手段として認識されていた(繁田1995)。

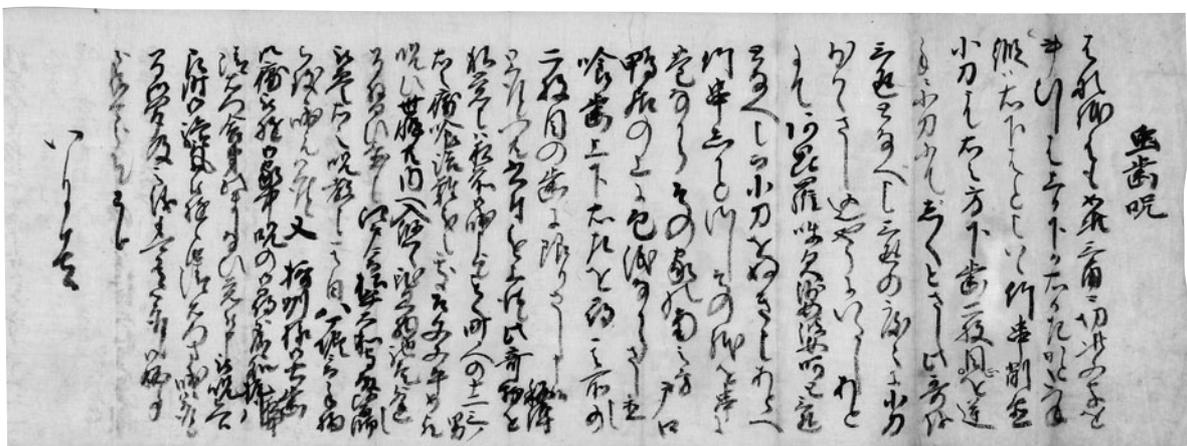
そして、このような医学的治療とともに呪術的治療を併用してゆくという考え方は、その後も廃れず、江戸時代に入ってから健在であった。人々は、医師から医学的治療をうけると共に、病氣平癒を祈って、自分で簡単な「まじない」を行ったり、加持・祈祷を修験や僧侶・神職などの宗教者にしてもらったりしていた。また、病氣予防として病除けの呪術をほどこすことも広く行われていた。

虫歯呪 野間家文書の中には、虫歯の痛みを取り除くための「まじない」の方法について記した史料が残されている〔史料40、野間4-215〕。

虫歯呪

^(鼻)はな紙にても如此三角二切、此文字を書、むしは上か下か右か左かとたづね、^(虫歯)縦ハ右下はと申候ハ、竹串削置、小刀にて右之方下歯二枚目正を逆手ニ小刀にてじくとさし、此歌を三返となへ申候、三返の度々に小刀少づ、さし込やうにいたし、あとにて阿毘羅吽欠娑婆呵と三返となへ申候而小刀をぬき申候、あとへ竹串しかとさし、その紙を串に巻ながら、その家の南之方戸口鴨居の上に包紙ながらさし置申候、^(尋)喰歯上下右左を尋、其所の二枚目の歯に限りさし申候、秘伝御座候へ共書付進上仕候(以下略)

これによると、呪歌(呪術的效果をもとめて歌われたり、書き記されたりする和歌形式の呪文の類)を3回唱えながら竹串で作った小刀を三度患部近辺に軽く差し込んだあと、「阿毘羅吽欠娑婆呵」と大日如来をあらわす真言を唱え、竹串を呪文の書かれた三角形の紙に包み住居南方の戸口の鴨居に差すとある。ただし、本史料に



〔史料40、写真〕

は呪歌や三角形の紙に記す呪文の記載がない。なお、大日如来をあらわす真言は修験たちが使用した呪文中での常套文である（花部1998）ことから、この「虫歯呪」の成立・伝承過程で修験たちが何らかの関わりをもったであろうことが推測される。

さて、本史料は、秘伝を伝授するという形式で書かれているが、宛名差出がないため正文なのか写なのか不明である。そのため、野間家関係者に伝授されたものか否かはわからない。ただし、本史料では呪術遂行の方法のみが書かれており、呪歌・呪文という呪術を構成・発動させるための核になる部分が欠けていることから、呪歌・呪文は口伝で伝えられたと推測される。もしそうであるならば、伝授をうけた者は野間家関係者である可能性が高く、医師ないしその縁者が呪術的治療を積極的に受け入れていたことを示すことになる。また、かりに本史料を野間家の関係者がなんらかの意図でどこからか書き写したものだとしても、わざわざ写を作成していることから、当時の医師が呪術的治療を少なくとも頭から否定する立場をとっていなかったことが確認できよう。

ちなみに、『南総里見八犬伝』などの著者である滝沢馬琴は、若いとき医師見習いをしていた経歴を持ち、かつ息子宗伯が医師であったにもかかわらず、孫二人が疱瘡に罹った際に、蒼竜丸や奇応丸といった薬を飲ますなどの医術的治療をほどこすとともに、赤色が疱瘡を退ける力を持つとされたことから、赤木綿で子供の着物・頭布を作ったり、張り子達磨など赤い品物や疱瘡除けの紅絵を買い入れたりしている。さらに、疱瘡神を祀る疱瘡棚（赤紙や藁で作った棚に赤い御幣を立て、赤餅・赤飯などを供えたもの）を作って孫の平癒を祈るなど、呪術的治療を熱心におこなっている（波平1984）。

さまざまな「まじない」 簡単な「まじない」による呪術的治療方法については、大塩家に伝わった「妙薬聞書」にもいくつか記されている〔図表7、病気・けが治癒に関する「まじない」〕。このうち、3の魚の骨がつかえた際に「鵜」に関する呪歌を唱えるのは、「鵜」が獲物である生きたまの魚を喉につかえることなく丸呑みにする習性にあやかりとしたものであろう。9の茄子で患部をよくぬぐい、その茄子を溝に捨てるという腫れ物に対する「まじない」は、茄子が持つ血行を良くし、腹痛・口内炎・腫れ物に良いという効能を、食事によって体内

図表7 病気・けが治癒に関する「まじない」

	症状	「まじない」方法
1	風邪	風邪除けの札を1枚は枕に入れ、もう1枚を入りに張ると風邪にならない。
2	目に異物が混入	目をふさいで南無阿弥陀仏と3回唱えてつばを飲むと異物がとれる。
3	喉に魚の骨が刺さった	「鵜のはふす羽がいの下におきてつねふきかへせ魚のさばさり」と3回唱えて、茶碗に八分ほど汲んだ水を飲みかけ、すぐにはき出す。あるいは「天笠のどんどん川の川上に鵜の喉通る鯛の骨」と3回唱え、その後「南無阿毘羅呼欠娑婆呵（あびらうんけんそわか）」と大日如来をあらわす真言を3回唱えて茶碗の水に息を吹きかけ、その水を飲むと骨が抜ける。「山ハ三ツ石ハ九ツハ壺ツ鵜の鳥こそハ骨をこそやれ」と喉に魚の骨が刺さった人に対し3回唱え、その後さらに「阿毘羅呼欠娑婆呵」と7回唱えると骨が抜ける。
4	疱瘡	小豆一つかみを塗盆に載せて病人の枕元に置き、「石になれ芋になれ」と唱えて、右廻りに盆を廻すと軽症ですみ、病人がかゆがらない。
5	痰	酉の年、酉の月、酉の日、酉の刻（17時～19時）に生玉子を食べる。
6	時疫	毎晩心を清浄にして「東海神阿明 西海神巨乘 南海神祝融 北海神禹強」と四海の神の名を3回唱える
7	足のまめ	旅立ちの節に白豆を3粒井戸へ入れてひどい足のまめが出来ないように願う。旅の途中に行っても効果がある。
8	湯火傷	「天にます大蛇の捨てをわします、その水つけてあと付ずひりつかず」と呪歌を唱えながら水をかき回し息を吹きかけ、その水で火傷を洗う。あるいは「大そうに大蛇の住ておはします」と呪歌を3回唱え、そのあと「阿毘羅呼欠娑婆呵」と7回唱えると火傷がひりひりと痛まない。
9	腫物	患部を茄子でよくぬぐい、その茄子を溝へ捨てる。
10	蚊に咬まれた	咬まれた場所に仮名で「にわとり」と3回指で書く痛みが和らぐ。
11	蜂に刺された	刺された所に「十」の字を3つ並べて書く。または、「十」の字を書いて「十」の縦線と横線の交わる部分をつまみ額にあてると痛みが退く。
12	たむし	「田の虫を牛が喰ひ」と墨・朱・紅などで書く。
13	船酔い	「賦」の字を船に書き、終わりの点を船酔いしている人の額に打つと船酔いが治る。
14	目疔	柄杓の柄の先を目疔にあて、「めなをれいぬのくろくろ」と三度唱え、さらに柄の先を3回目疔にあてると一～二日中に平癒する。
15	お産	「伊勢の身に血しゆうの底の一つ石袖もぬらさぬ所かよしもかな」と書いた小さな紙を飲む。

に取り込むだけでなく、呪術的にも体内へ取り込むことを狙ったものであると推測される。

また、1の風邪除けの札は、次に示すように当時の人々が他人へ迷惑をかけた際に提出した詫状（謝罪状）の形式をとっている〔大塩家文書〕。

差上申一札之事

一私共兩人心得違ニ而御屋敷ニ入込候而被^(虫喰)□□之趣奉畏候、以来御屋敷内并金七郎様御名前之有之候処江決而入込申間敷候、私共仲間之者共ハ不及申、右之通為申間候、依之一命御助ヶ被下難有奉存候、依而為後日如件

文政三辰九月廿二日

疫神

仁賀保大膳様御屋敷

金七郎様

ここでは、屋敷内へ侵入した罪で捕縛された風邪の疫神が、助命と引き替えに、以後仲間を含めて屋敷内および宛名の金七郎の名が書かれている所には近寄らないことを約束するという架空の状況にのっとって書かれている。当時の人々は、このように病たる風邪と人間との間で契約がなされたことを視覚的に表現することで、風邪を近づけない結界をはろうとしたのである。なお、このように呪術を成り立たせる行為の理由が多少なりとも類推できるものは少なく、たいていの「まじない」については、なぜそのような行為がなされるのかよくわからないのが現状である。

病氣治癒祈願 このように個人でできる「まじない」のほかに、人々は寺社などに詣でて病氣治癒の祈願をおこなった。へちま薬師の名で信仰を集めている東充寺（現名古屋市東区東桜、写真）もそのような寺社の一つで、へちまを奉納し祈禱してもらおうと疝気が治るとの御利益で知られており、現在も多くの人々が病氣平癒などを祈願するため参詣している。疝気とは下腹部や睾丸が腫れて痛む病氣の総称のことで、具体的には寄生虫症や下腹部の内臓諸器官の潰瘍・胆石症、性尿系の疾患、婦人病などの症状をいう。「妙薬聞書」によれば、患部ほか総身をなで回したへちまをここで祈禱してもらい、そのへちまを縁の下に埋めるなどすると疝気が治るとある。なお、祈禱の御札としては、新しいへちま一つと米一合・錢百文を納めるのが江戸時代の慣わしであった。この他、自分の病氣と同じ部分に水で濡らした紙を張って祈ると代わりに病苦を引き受けてくれるという陽秀院（現名古屋市中区大須）の紙張地蔵や、絵馬を奉納すると乳授かりの功験があるとされる間々観音（現小牧市間々）なども、古くから現在にいたるまで多くの信仰を集めているという（立川1993）。

コレラの流行 ところで、感染力が強く有益な治療法がない伝染病などが流行した場合、病除けという予防を含めて人々の呪術的治療への期待は大いに高まることになる。

安政5年（1858）5月に長崎に来航したアメリカ軍艦ミシシッピ号が清国からコレラを日本へ持ち込んだ。コレラはまたたく間に長崎で広がり、その後6月下旬に東海道を、7月には江戸で、さらに8月には全国的に流行するようになった。翌6年もコレラの猛威はおさまらず、大坂・奈良を中心に大いに流行した。コレラの流行が止むのは9月頃になってからである。

コレラの死亡率は非常に高く、下痢・嘔吐を繰り返し、瘡が体にでき、急激に痩せ衰えるなど異様な病状を経て発病から数日内で死ぬことから、人々は即死病・三日ころり・とんころりなどと呼びこの伝染病を恐れた。こ



〔へちま薬師写真〕

の強力な伝染病の前に医師たちは色々と薬を調合して治療に尽力したが、まったく手の施しようがない状況であった。

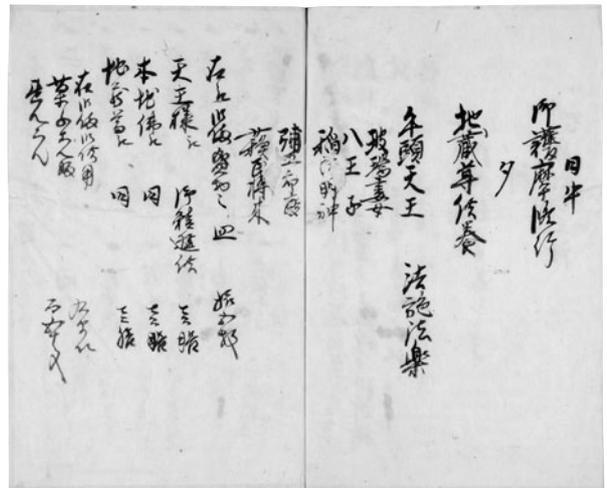
このような中、当時オランダ海軍医官として長崎に滞在していたウェイエル・ポンペ・ファン・メードルフォルトが、コレラ治療に乗り出す。彼は長崎奉行所へ夜に体を冷やさない、日中暑いさなか心労のかかる仕事をしない、酒の飲み過ぎに気をつけるなどの予防策を伝えている。また、治療法として1849年ウンデルヒッヒ著『コレラ病論』などを参照して、キニーネ（キナの樹皮からとれるアルカロイドで解熱作用がある、現在では主に抗マalaria薬として使用されている）とアヘンの混合薬を投与することを推奨した。もっとも、現在の医学的観点からみれば、キニーネもアヘンもコレラ治療にはさして有効ではないことがわかっている。とくにアヘンは、明治19年（1886）のコレラ流行時に大阪府立天王寺避難病院がおこなった治療成績によれば、無効であるのみならず、場合によってはかえって危険症状の発現を促進するようであったという（山本1982）。

当時コレラという病気の原因が不明であったため、人々はコレラの原因について色々な憶測をした。長崎では、コレラが勃発したのは、外国人が毒物を井戸へ投げ込んだことが原因であるとの噂がたったという（立川1979）。また、駿河国富士郡大宮町では安政5年（1858）8月3日ころから一部の人々が、発病後数日で死去することからコレラを、体内に入り込んで悪さをするくだ狐の祟りととらえ、体に瘤ができるという病状をくだ狐が体内に侵入した結果と妄想するようになる。さらに、8月10日ごろになると異国のまわし者が僧に身をやつして密かにコレラの原因となるくだ狐を数千匹船で運んできて放った、あるいは伊豆下田に停泊の異国船が日本の野師たちへくだ狐の入った小長持ちのような箱を渡していたなどの噂がたった（高橋2005）。外国の圧力で開国に踏み切ったばかりという当時の国情もあって、コレラの原因が異国の陰謀によるものとの妄想が人々の中で膨らんでいったのである。

美濃高木家のコレラ除け祈祷 このように治療手段もなく、くだ狐など物の怪の仕業と考えられたコレラに対して、人々は病除けの呪術で対抗してゆこうとする。たとえば、美濃国時・多良両郷に領地を持つ旗本西高木家は、同家の「御用日記」（高木 F3-1-293）によれば安政6年（1859）9月1日に、神護寺においてコレラ除けの湯立神事を行うことを決定、翌2日に神護寺で湯立神事が行われ、西高木家家中の者が参詣している。また村々へも、2日を休日とするので、農作業など仕事をせずに、氏神を祀る社において病除けの湯立神事を村ごとに行うようにとの触れが出されたため、2日に各村の社でも湯立神事が行われた。湯立神事とは、神前において大釜で湯を沸かして、巫女や神職が笹の葉をその熱湯にひたして、自分や参拝者の体に振り掛け、厄災を清め祓う儀式のことである。

さらに、神護寺や村々の氏神においての湯立神事のみでは足りないと感じたのであろう、9月11日に西高木家は、祈祷所である正覚院に、翌12日から14日までの3日間コレラ除けの祈祷を命じている。

そこで、次のように翌日から3日間正覚院では、朝に滅悪趣明王法を、日中に御護摩修行を、夕に地藏尊修養をおこない、さらに午頭天王・玻璃妻女・八王子・稲荷明神・弥五郎殿・蘇民将来へ经文を読み捧げたり、供え物をしたりしている〔史料41、高木 B11-4-115〕。



〔史料41写真、部分〕

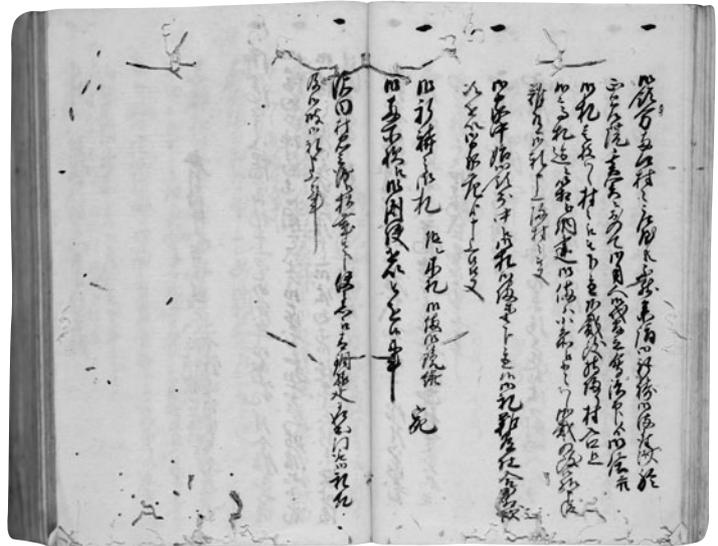
一今般世上変病流行致急死有之候ニ付、殿様ノ別段之思召ニて病難除御祈祷於 正覚
院ニ三日中相勤候様被 仰付候ニ付、諸入用取扱之覚、左之通り
九月十二日乃十四日迄
御祈祷三日勤行之事
朝 滅悪趣明王法
日中 御護摩修行
夕 地藏尊修養
午頭天王 法施法楽

玻璃妻女
八王子
稻荷明神
弥五郎殿
蘇民将来

右江御備盛物之皿 拾五枚（以下略）

牛頭天王は、疫病や農作物の害虫、その他の厄災を払う神で、神道の素戔鳴尊すさのおのみことと同一視される神である。ただし、その一方で疫病神の側面も持つ。玻璃妻女は、一般には婆利采女あるいは針才女と書く。八大竜王の一人沙伽羅竜王しやがらの娘で、牛頭天王の妻とされる女神である。また、八王子は牛頭天王と玻璃妻女の間生まれた8人の王子のことである。蘇民将来は、玻璃妻女を娶りに沙伽羅竜王の宮殿へ向かっていた牛頭天王を、貧しくて生活が苦しいもかかわらず泊めた功により、後に疫病神である牛頭天王から、子孫にいたるまで疫病をまぬがれることができることを約束された人物のことで、疫病除けの神として信仰されている。また、弥五郎殿は、古代大和朝廷に対して反乱をおこした九州の隼人たちの首領の名である。彼らがおこした反乱は失敗に終わり、多くの隼人とともに弥五郎も殺された。その後、九州で災厄などが続いた。これを人々は弥五郎たち隼人の崇りと考え、そこで崇りを鎮めるために弥五郎を九州では神として祭るようになったという（真鍋1988）。なお、弥五郎とはこの神を象った疫病や災厄を送り出す呪術行事に使われる藁人形などの形代かたしろのことを指す場合もある。

西高木家当主経貞は、3日とも祈祷が行われている正覚院へ参詣している。また、14日には、領内中の村々の庄屋たちが呼び集められ参詣している。なお、高木家の「御用日記」に、祈祷満座後の様子について以下の記述がある〔史料42、高木 F3-1-293〕。



〔史料42写真、部分〕

- 一御祈祷今日満座七ツ時過御札頂戴ニ御家中之面々正覚院江参詣旁罷出候様被 仰付、夫々相達候事
- 一御領分両郷村々庄屋共不残参詣、御祈祷御満座済於、正覚院玄関ニおゐて御用人御代官立合法印方御供并御札壹枚ツ、村々江被下置頂戴致、持帰り村入口且御高札迄ニ箱江納建、御備ハ小前江少々ツ、頂戴可致候様申渡難有御札申上帰村之事
- 一御家中始御領分中江御札御備も被下置候、御札難有仕合取次順を以御家老申上候事
- 一御祈祷之御札 但し木札御備御鏡餅 宛
御両所様江御側使を以被進候事

これによれば、祈祷が満座した後、用人・代官立ち会いの上で、玄関において正覚院住持より各村の庄屋へ御供餅と御札一枚が下賜されていることがわかる。そして、御札は村の入り口から高札までの辺りに箱に納めて祀り、御供餅は小前百姓それぞれに少しづつ配って食べるようにと指示が出されている。このような、領主による一種の「御救い」に対して、時・多良両郷は9月18日に御札として酒樽一つを西高木家へ献上している。また、西高木家は家中へも御札の下賜を行うとともに、大工吉田武太夫に命じて屋敷の表門、西門、下屋敷門などに御札を懸けさせている（高木 B11-4-115）。さらに、西高木家の親戚で、一緒に時・多良両郷を治めていた北・東両高木家へ御札と御供えの鏡餅を送っている。

なお、このような領主主導のみならず、村が自発的に病除けの呪術を行うこともあった。9月23日に多良郷宮村は、若者たちを一日休ませて、村内の大明神において病除けの湯立神事と寄合角力を行いたいのので、その許可を得たいと領主である高木三家に願いでている。この願いは高木三家に受け入れられ、9月25日に高木三家が派

遣した足軽が見廻る中、湯立神事・寄合角力を無事行っている。

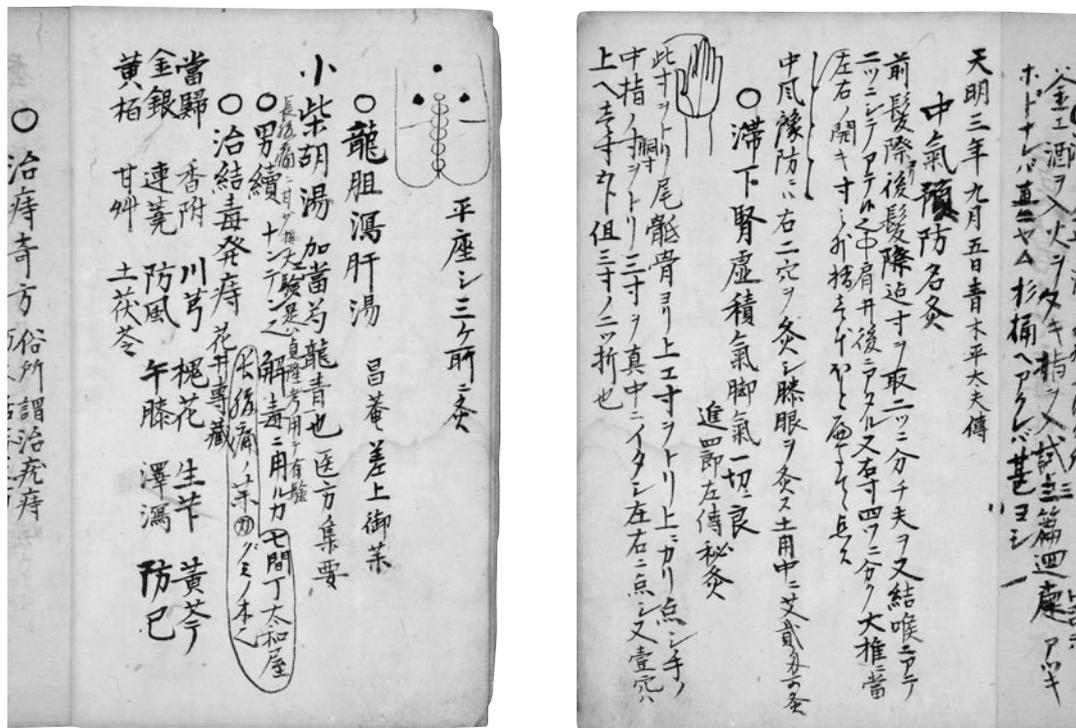
3. 鍼・灸治療

鍼灸治療とは 鍼灸は内から働きかける漢方薬に対して、外から働きかける治療法であり、経穴（ツボ）に刺激を与えることにより、経絡の気の流れを整え、人間がもっている治癒能力を高めるという刺激療法である。日本では戦国時代から江戸時代にかけて独自の理論や技法が考案され、広く一般に普及した。

鍼灸は経穴に金や銀、鉄などで作られた鍼を一定の深さに刺すものであるが、①器具を用いずに指で支えて刺す撚鍼法、②木槌などを使って打ち込む打鍼法、③鍼よりも丈の短い管を通して刺す管鍼法などの方法がある。①は中国伝来の方法、②は御菌意齋が考案したもので、太めの鍼を使用するため刺入れる時の痛みも強く、③の方法が広まるとともに衰退していった。③は杉山和一が考案したと伝えられるが、和一は寛保2年（1682）に鍼治学問所を設置、元禄5年（1692）には初代関東総検校に任じられるなど鍼灸の普及に努めている。この方法は①よりも鍼の刺入れが容易であり、現在日本では③が主流となっている。また、江戸時代末期には肘の内側や膝裏を刺して血を排出し、鬱血などを取り去る刺洛（瀉血）という治療も盛んに行われた。

一方、灸治療は経穴に置いた艾に火をつけることで温熱刺激を与え、血液の循環を促し、さらに、皮膚に軽い火傷を起こさせることで、赤血球や白血球を増加させる効果がある。使用する艾は、天日干しにしたヨモギを搗いて葉の裏側に生えている白い毛の部分を集めたもので、滋賀県の伊吹山のものが有名である。灸法には、灸痕が残る①有痕灸と残らない②無痕灸がある。①は皮膚に直接艾を置いて火をつけるもので、症状や体力に合わせて米粒大から米粒半分大のものを数壮（回）据えるものや、大豆大から人差し指の頭程の大きさの灸を据えた後、灸痕に相撲膏といわれる膏薬を貼って化膿させる打膿灸と呼ばれるものもある。これは化膿させることで排膿を促すが、大きな灸痕を残すため一般化しなかった。②には、艾に火をつけて熱さを感じたら取り除く知熱灸、皮膚と艾の間に生姜やニンニク、味噌などをおいて灸をすえる隔物灸などがある。

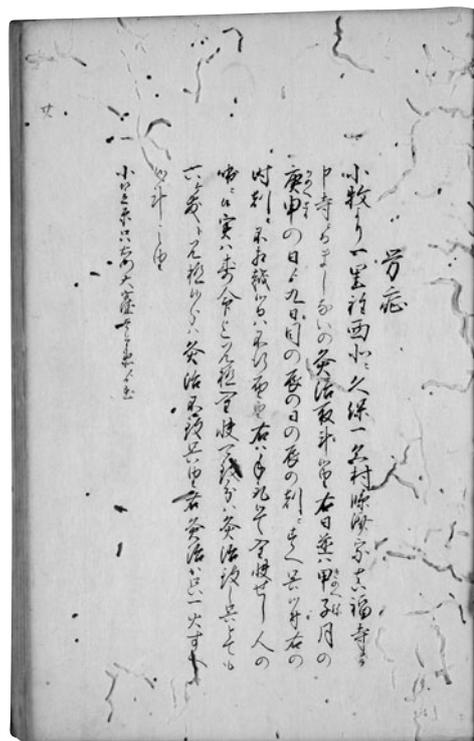
野間家の秘灸 鍼灸治療は経穴を的確に捉えることや鍼を刺す技法が必要であるため、家庭で行うことは難しく鍼医者にかかったが、灸治療は手軽に出来る治療として家庭でも用いられることが多かった。このため、施術を重ねるうちに独自の灸点を創意工夫する者もあらわれ、家の秘伝である「秘灸」が生み出されていった。野間家文書にも「秘灸」とされるものを散見する。「寺西家伝 秘灸」（野間1-15）は、虚勞・腎虚・勞咳・痔・痰・不妊・老人の耳目を良くする灸であるとし、軽症の者には3ヶ所に7壮（回）づつ計21壮を1年に7・8度据え、



〔史料43写真〕

重症の者には毎日2・3壮づつ据えれば服用した薬もよく効くとする。最も大切な灸点（灸を据える場所）の取り方については、人によって寸法の違いがあるため、分かりやすいように指や手を使って場所を決める方法を詳細に説明している。この灸法で、寺西家先祖は労咳を療治し、当代は医者も難治と見放した痔瘻を平癒することができたという。これは「殊之外大切成秘灸」であったが、「貴様永々痔疾にて御難儀之旨被仰、拙者茂年罷寄最早明日をも不存身ニ御座候へ者、せめて私寸志跡先文言ハ聞へかね候ハんつれとも、相認進上いたし、貴様ニかざらす誰人迄も御用被成候て、形見と可被思召候」と、自分も古い先短い身であるからと秘法を公開している。そして「右灸当地三国ニ隠無之候、信州・越後・伊予ニ而も此灸を守、相用ひ、必死之症にてもたすかり候者多御座候、只今ハ京都ニ而も及承用之候よし及承候」と、各地でこの灸が広まっているとするが、野間家には松下閑悦という人物を経て伝わっている。このほか、「奇効方」には「天明三年九月五日青木平太夫伝」の中気予防の名灸、「進四郎左伝」の帯下・腎虚・積気・脚気に効く秘灸、「荻野検校伝ノヨシ」の痰の名灸などがみられる〔史料43、野間1-28〕。

鍼灸の忌日 内から治す漢方薬に対して、皮膚に直接刺す、熱するという刺激を与える鍼灸治療には治療を行うのに良い日、または避けなければいけない日というもの定められていた。尾張藩士大塩家の「妙薬聞書」には、皿灸で知られる小牧市大字久保一色村の真福寺の灸治療について、労症（労咳）に効能があるとして「小牧より一里程西北ニ久保一色村臨濟宗真福寺与申寺ニ而ましないの灸治取計候由、右日並ハ甲子月の庚申の日九日目の辰の日の辰の刻ニすハ呉候付、右の時刻ニ不相越候而ハ不行届由、右ハ手取候て全快せし人の咄ニ候」〔史料44、大塩家〕と、まじない灸の効能を得るためには決められた日時を守らなければならないとする。また、逆に鍼灸治療をしてはいけない忌日として、暦や干支により特定の日が定められている（野間2-2）。



〔史料44写真〕

灸針忌日

子ノ人ハ	二月末ノ日灸針スレハ忽死ス	丑寅人ハ	三月寅ノ日、巳ノ日灸スレハ忽死ス
卯巳ハ	四月申日灸スレハ則死ス	辰ハ	十月戌日灸スレハ則死ス
午申ハ	十一月午日、子日灸スレハ則死ス	未ハ	十二月子日灸スレハ則死ス
酉ハ	六月酉ノ日灸スレハ死ス	戌ハ	正月卯ノ日灸スレハ則死ス
亥ハ	九月巳日灸スレハ則死ス		

同忌日

三月ハ	四日・十五日・十七日	四月ハ	三日・十五日・十九日
-----	------------	-----	------------

鍼灸忌日

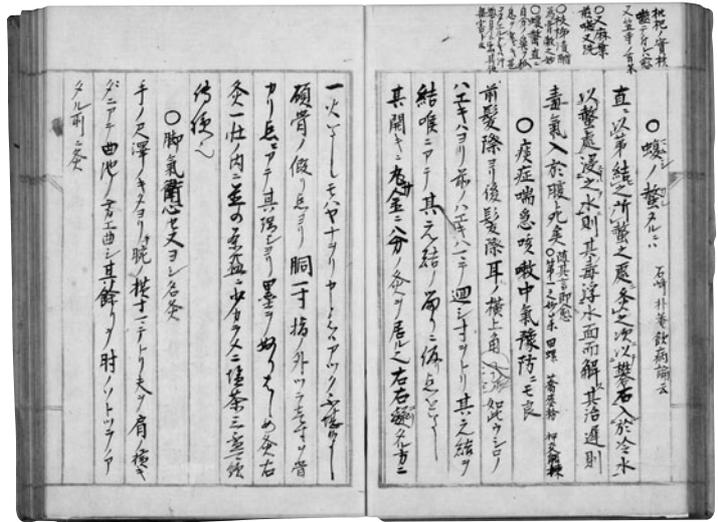
三月	七日 廿四日	四月	三日 十三日 十五日 十九日 廿四日
五月	十一日	六月	四日 十六日
七月	三日 十五日 二十七日	八月	八日 二十日
九月	六日 八日 晦日	十月	一日 十三日 二十九日
十一月	八日 廿日	十二月	四日 十六日 廿八日

大江戸ハ申来候

このほか、「灸四季ニイム所、春ハ左リノ脇にあり、夏ハ臍ニアリ、秋ハ右之脇ニアリ、冬ハ腰ニアリ」などと、季節によって特定部位を禁じるものもある。また、体の状態や体質、症状によって治療を避けなければならない場合がある。これは高熱があつたり、衰弱しているような時、妊娠中の特定部位などであり、施術によって却って症状が悪化することがあるからである。そして、禁鍼穴・禁灸穴といわれる鍼灸治療をしてはいけない経穴がとくに定められている。禁鍼穴と禁灸穴は一致するものもあるが、必ずしも一致せず、時代や解釈法により異なる

る場合もある。

松尾芭蕉の旅支度 鍼は治療効果が速やかに表れるがその継続性が低く一時的であり、灸は効果が表れるのが緩やかだが長くその状態を保つことができるといわれている。灸は病氣治療だけでなく養生法としても用いられ、痰症・喘息・咳嗽・中氣（中風）の予防に頭部に灸を据えるもの〔史料45、野間1-30〕、中気の予防に背中と膝頭に灸をするという方法（野間1-28）など色々あるが、松尾芭蕉の『奥の細道』にみられる「笠の緒をつけかえて 三里に灸するより・・・」の三里の灸は、旅に出るまえの準備の一つとして広く行われていた。この三里とは、膝下の外側のくぼんだ辺りの場所で、自分で手軽に施術できる場所である。ここに灸をすえると、足を丈夫にし、万病に効くといわれており、実際にも、胃液の分泌を増加させ、副腎ホルモンの働きを促すということが検証されている。こうした家庭での灸治療は、江戸時代ほど盛んではないが、現代では簡易な灸治療品が市販されており、これを使用して気になる症状の緩和や健康法として実践している人も多い。

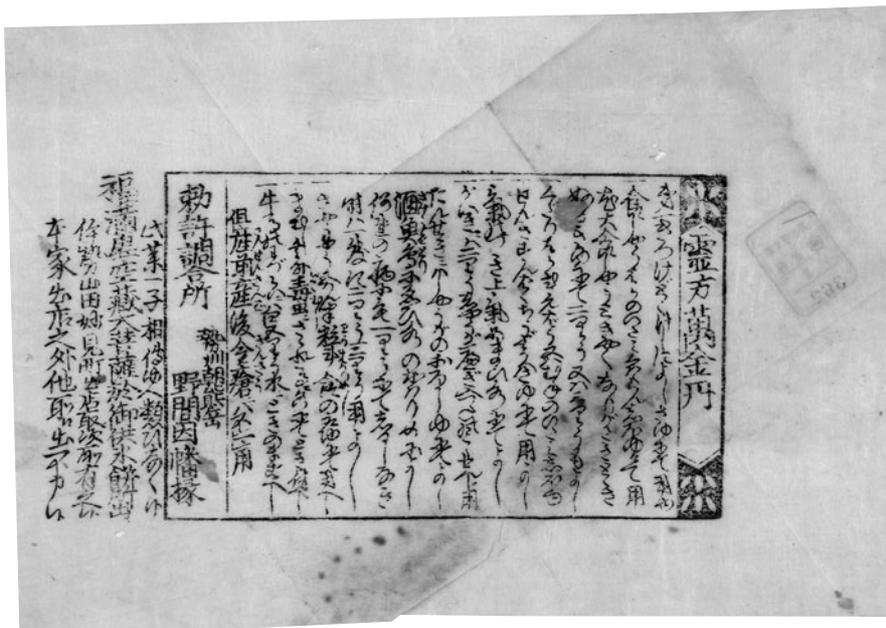


〔史料45写真〕

4. 売薬

美濃高木家と伊勢の野間万金丹 江戸時代には、各種の薬が製造・販売されていた。寺社からも秘伝の薬が売られ、仏神の霊力が備わった効験あらたかなものとして、参詣の土産としても人気があった。こうした売薬は家庭の常備薬として普及するほか、中期以降の庶民の旅ブームの中で、旅道具の中に携帯されることも多かった。「反魂丹」「陀羅尼助」「地黄丸」「万金丹」などは胃腸薬として知られるが、「万金丹」は伊勢土産として有名で、数軒の店が製造・販売していた。そのうち、「小西万金丹」、「野間万金丹」は現在でも販売されている。

〔史料46〕は「野間万金丹」の効能書である〔高木補F-8-1-362〕。これは朝熊山の金剛証寺門前に店を構える野間家のものであるが、この寺の虚空蔵菩薩を信仰していたところ夢の中で薬の製法を得たという伝来を語り、山田妙見町（現伊勢市尾上町）に支店を出すなど繁盛していたという。薬の効能として、気つけ毒消し・腹痛・霍

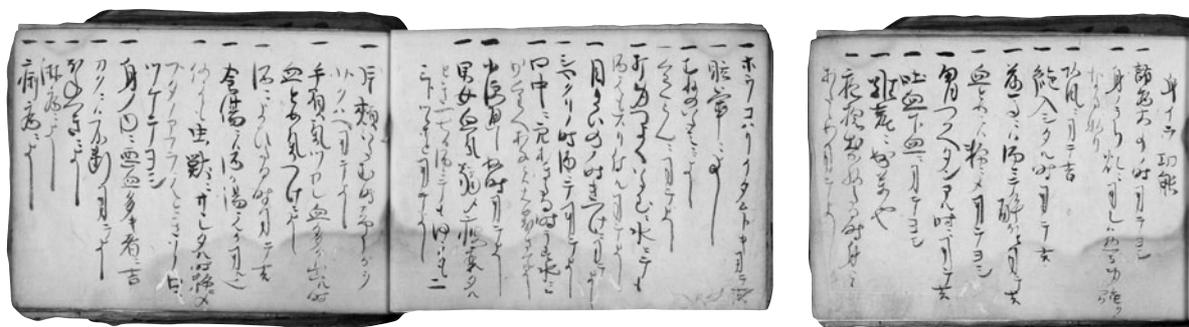


〔史料46写真〕

乱（暑気あたり、吐瀉病も含む）・下痢・疝気（胸痛、腹痛があり痙攣を起こす）・毒虫の解毒や牛馬の患いが挙げられている。なお、この伊勢野間家と、尾張藩医野間家は、ともに知多半島野間の出身という伝承を共有しているようであるが、両家を結びつける確証はいまのところ得られていない。

野間家とミイラ 名古屋では京町（現中区丸の内）を中心に薬種店が軒を並べ、薬種街を形成しており、『尾張名所図絵』には桜天満宮の植木市でござたがえす本町3丁目辺りの様子が描かれている。その背景には「人參三蔵円」や「靈方五龍円」の看板を掲げた薬種店がみられ、各種生薬や売薬を販売していた。「人參三蔵円」は虚弱体質や疲労回復に用いられるもので、調剤する生薬には人參が含まれている。人參は滋養強壯の効能があり、虚労や労咳など多くの症に効く万能薬として重用された。これには輸入品の朝鮮人參、唐人參、国産の御種人參などがあるが、朝鮮人參はとくに人気が高かった。けれども、「人參を飲んで首を縊る」という譬えがあるほどで、その薬価は高く庶民には入手困難なものであった。これは、病気を治すために借金を重ねてようやく人參を手に入れ、首尾良く回復したものの、借金の返済に困り自殺するということから、よく考えて行動しないと、良いことも悪いことになるという戒めがこめられている。

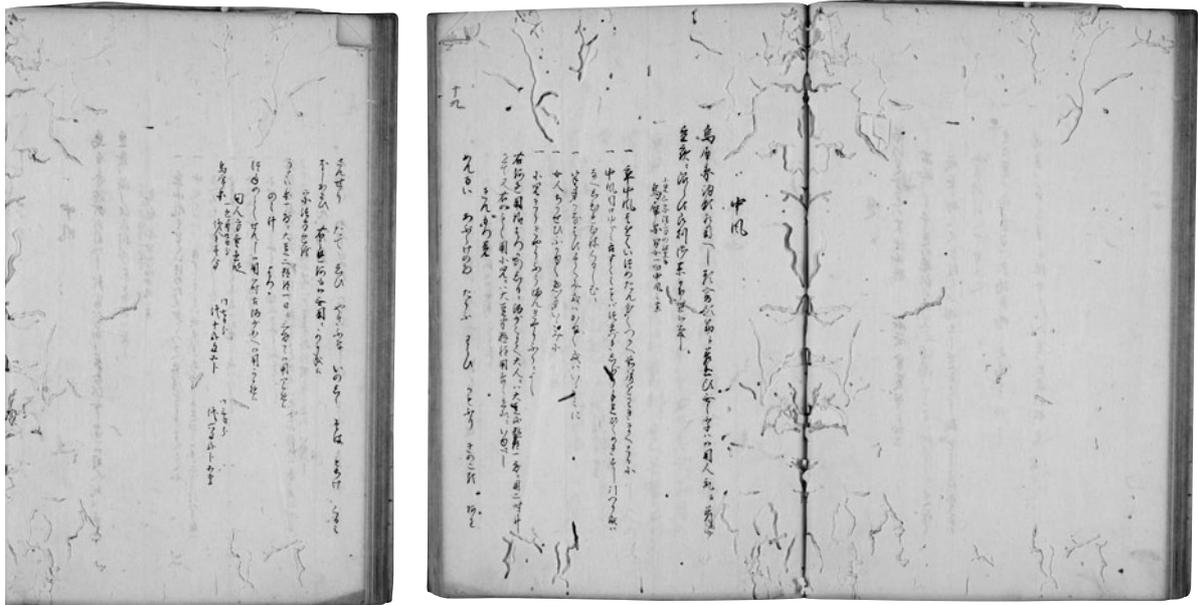
また、珍しいものではミイラが生薬として販売されていた。ミイラとは、腐敗せず乾燥した人間の死体であるが、自然条件下でミイラ化する場合と人為的に特殊な処理をして保存した場合とがある。主に後者のミイラが輸入されていたが、『近世日本の医薬文化』によれば、長崎商館の取引帳簿から将軍吉宗・家重もミイラを購入していたことが確認され、時期によってミイラの質に差があり、延宝期には江戸でミイラの薬が大流行したが、質が悪いミイラを使用していたため効能がなく、数年で廃ったという。この時喧伝されていた効能は、癩、胸のつかえ、虚弱体質改善、食あたり、諸病に効くというものであったが、実際ミイラには止血薬としての効能があることが解明されている（山脇1995）。尾張でもミイラが治療に用いられていたのか、野間家の雑記帳に「身イラ功能」という記載がある〔史料47、野間2-1〕。効能は35ヶ条に及んでいるが、諸病の大事の時、強壯剤、頭痛、気絶、落馬・打ち身・血止め、胃の不調・痰、吐血・下血、難産、めまい、胸痛、霍乱、しゃっくり、小便不通、片頬の痛み、手負い・気疲れ、二日酔い、虫・獣による傷、悪血、癌、食あたり、骨接ぎ、淋病、疫痢、癩など、多種多様で、万能薬的な内容である。用法は粉にしてつけるものもあるが、大体は大人2・3分を酒か湯で服用し、小児は1分を湯か砂糖湯で服用するとしている。



〔史料47写真〕

尾張大塩家の売薬記録 尾張藩士大塩家の「妙薬聞書」には、この地域で一般的に売られていた薬についての記述もみられる。

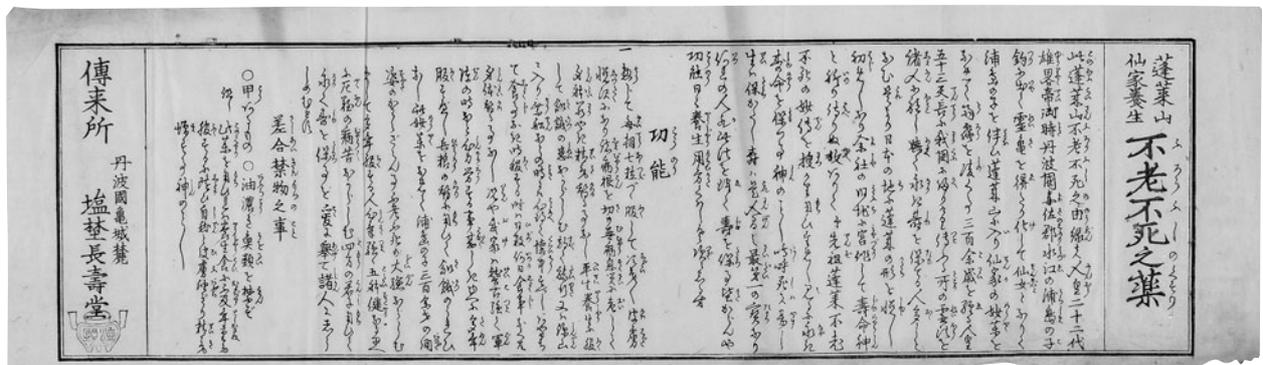
例えば、中風の項には、小見山宗法が販売している烏犀円について、効能や用法、価格などが記載されている〔史料48、大塩家文書〕。前章でみたように、野間家も尾張藩の命をうけて烏犀円の製薬に従事していたが、小見山の烏犀円は「男女一切中風之薬」とされている。その能書きには、「卒中風、はをくいつめ、たん多くつかへ、前後をわきまへさるに」「中風、目はゆがミ、舌すくミ、ことハつまづき、しぶり手足ひくめきすし引つり、或ハなへしびれ、むねくるしむニ」「半身かなはすすくみ、或ハいたミに」「女人ちかせひふかゆく惣身いたみに」「小兒きうきやうふうまんきやうふう」という症状に効果があり、薬の包み紙には「うさい円一度ニ大豆二粒程、一日ニ三度ツ、御用可被遊候、のミ汁 はつか」「つねのことくせんし、御用候時古酒少加へ御用可被遊候」と書かれていたという。つまり、中風とその後遺症だけではなく、女性の血道の不調と皮膚のかゆみ、小児の痲性に対応するとしている。これを大人は一度に大豆2粒程を服用し、小児は大豆半粒程をハッカの汁に酒を少し加えたもので服用すれば忽ち治るが、麺類・油気のもの・豆腐・蕨・キノコ類・粟・山椒などは食べてはいけないとして注意を与えている。代金は、9日分で金1分、7日分で12匁5分、3日分で6匁2分5厘となっている。



〔史料48写真〕

また、疱瘡の項には「京町通藤堀町西江行北測、藤屋家伝兵衛より出候一角丸、妙也」とあるほか、病気や怪我ではないが、江戸調合の白髪染薬や毛生え薬を販売する店として「長嶋町六丁目 川嶋屋理右衛門」が記載されている。ちなみに、この白髪染薬は、髪分量の多寡により、男性は336文か224文、女性は450文か236文であり、毛生え薬の髪生散は172文となっている。

各家の秘伝薬 また、薬種商ではないが、指病の薬に高須御代官山田順蔵、疱瘡の妙薬に成瀬準人正といった名前がみられる。〔図表6〕の瘤等（黒痣・疣）の治療法には竹腰山城守殿名法とあり、秘伝の薬を製造している家は結構あったようである。こうした家の中には秘伝薬を分与するところがあり、地域の寺社でも伝来の薬を販売することがあった。野間家文書の「良法集 家伝秘方記」（野間1-30）には、国府宮神主の蜂須賀越後守が家法の薬を売薬したいと願ひ出ている件の吟味につき寺社奉行から野間家へ話が合ったことや、海東郡万場村光専寺が伝来の薬を懇望する者に売薬したいと願っている旨の記載がみられる。家伝の薬もその効能が知れ渡ると、薬を求める声が高まり、売薬として販売されるようになっていくのである。だが、売薬にはこのような病気回復のための治療薬だけではなく、不老不死の薬までも売り出されている〔史料49、高木補F8-1-361〕。これは丹波国塩埜長寿堂が売り出したもので、病気治療ではなく、滋養強壯に効果があるものである。効能書を見ると、最初に浦島太郎の子供が霊亀に連れられて蓬莱山に入り、仙人に伝わる妙薬をなめて命を長らえ、300年ほど経過してから丹波の国に戻った。そこで蓬莱山で得た霊法を人々に施し、長生きする人が多かったので、寿命神として祀ったところ、この神から先祖が蓬莱不老不死の妙伝を授かった、という伝来を説明している。そして、効能や用法は毎朝7粒づつ服用すると、次第に皮膚が潤い、身体が若やぎ、老いても精気を保つことができる、食事が摂れなくてもこれさえ呑めば何日でも大丈夫である、などの効果を述べ、これを長年服用すれば、心気強く、五体健康



〔史料49写真〕

になるので厄難は寄りつかず、諸国の君子がこれを用いて長寿を保っているとする。「生ハ保かたく、寿ハ是人間之最第一の宝なり」という文言の如く、老いもせず若いまま命をながらせることは人間の最大の願いである。そんな願いを実現すべく、人々はこれを買ひ求め、服用したのであろうか。

置薬と行商 売薬は手軽に病気に対処できる便利なものであったが、僻村などでは薬の入手が困難であった。このような地域には置き薬が重宝された。置き薬とは配置売薬ともいい、薬の行商人が家々を回り、売薬を置いておき、家人はそれを必要に応じて使う。翌年使用した分の薬代を支払い、新たに薬を補充するというシステムである。江戸時代中期以降、こうした行商が盛んとなり、越中富山や近江の日野、佐賀などの行商人が各家庭に売薬を届け、人々の健康を支える重要な役割を担ったのである。

5. 大垣藩医格飯沼家

初代長頭 江戸時代、藩医の他に在野で医療活動を行う町医師と呼ばれる人々がいた。彼らの中には蘭学など新しい技術を吸収して治療に役立てる者もあった。大垣の飯沼家も元々はそのような町医師の家である。

町医師としての飯沼家は、大垣において家伝の膏薬を売るとともに、問屋役・町年寄役を歴任していた飯沼長意の弟長頭から始まる。彼は安永6年(1777)頃からしばらく京都に遊学して福井楓亭から内科を、植林家から外科を学んでいる。そして、医術を身につけて帰郷、大垣で開業しはじめる。そこで、彼は家伝の膏薬を広め評判を得ていたようである。さらに、寛政7年(1795)頃に再び京都に遊学して賀川家から産科を学ぶとともに、本草学を小野蘭山に師事して身につけている。また、師としても活躍したようで多くの門人を抱えていたとも言われる。彼は通称龍夫を名乗り、隠居して六蔵と改名しているが、龍夫という名称は彼以降の飯沼家当主の通称として代々使われるようになる。

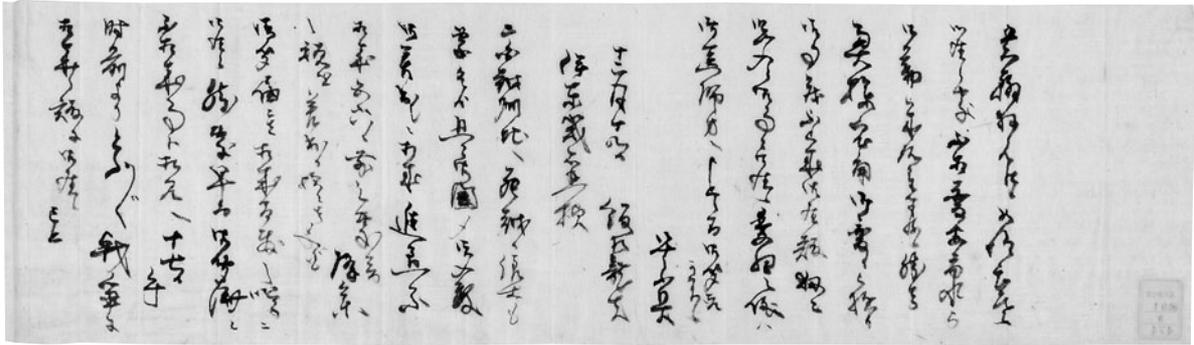
2代目悠斎 長頭の後を継いだのが悠斎(2代目龍夫、長順)である。彼は、もともと大垣商人で、後に亀山に移り住んでいた西村信左衛門の息子であったが、12歳頃に母方の実家である長意を頼って亀山から大垣へ家出し、その後長意の弟の長頭が開いていた桐亭塾に入門した。そこで学問の基礎となる文学を身につけた後、京都へ遊学して福井榕亭に漢方を学んでいる。また、この遊学の前後に長頭の長女志保と結婚している。京都からの帰郷後、彼は大垣俵町で開業、その才能は世間に徐々に認められるようになってゆく。

ところで、当時大垣藩では、藩医江馬蘭齋が江戸で前野良沢・杉田玄白らから蘭方を学び、帰郷後に藤江村に蘭学塾を開くとともに、重病であった京都西本願寺法主文如上人を蘭方で治療するなどして多くの賞賛を得ていた。そして、江馬家の塾には他国からも優秀な門人がやってくるようになり、塾の学問的評価も非常に高かった。そのような大垣藩の雰囲気の中、自然と悠斎も蘭学に傾倒してゆく。悠斎は、江馬蘭齋門人の吉川廣簡に蘭書の読み方の手ほどきをうけ、その後江戸へ遊学し津山藩医宇田川榛齋に師事して本格的に蘭学を身につけている。帰郷後、悠斎は俵町で蘭方を用いた診療を開始する。先人として江馬家がすでに蘭方の信頼を獲得していたこともあり、悠斎は大垣において一躍流行医となり、一説では年間1000両もの収入を得ていたという。また、多くの門人を抱え、後進の指導にも尽力していた。そのような功労が認められ、文政10年(1827)には、在野の医師として病人の治療に精勤したことを藩より賞され、藩主戸田氏庸への御目見と帯刀の免許を与えられている。その後も悠斎は、蘭方の研究に余念がなく、翌年には悠斎の門人で美濃高須藩医であった浅野恒進の尽力で高須藩から処刑された罪人の遺骸を貰い請け、浅野と共に解剖を行っている。

3代目眠齋・4代目恪齋 天保3年(1832)に、50歳となった悠斎は医業に疲れ飯沼家の当主の座を従弟にして義弟の眠齋(3代目龍夫、幼名健助)に譲り、不破郡長松町に設けた平林荘という別荘に隠居する。跡を継いだ眠齋も蘭学の素養があった人物である。彼は弘化元年(1844)に大垣藩から御医師格の身分を与えられている。その後、隠居した悠斎と共に西洋から入ってきた人体に影響が少ない牛痘を利用する種痘(天然痘の予防接種)を熱心に試みている。そのかいあって、安政3年(1856)4月に大垣藩から領民へ種痘を施す御用を仰せつけられ、同年12月には種痘御用を勤めた功労により俸5口を賜っている。

このように悠斎の跡を継ぎ飯沼家の社会的身分上昇に大きな貢献を果たした眠齋であったが、隠居した悠斎に先立って万延元年(1860)に67歳で死去してしまう。眠齋の跡を継いだのが悠斎の実子で、叔父眠齋の養子となっていた恪齋(4代目龍夫、長恪、幼名百蔵)であった。恪齋は安政3年に御医師格を拜命、眠齋の家督を継いだときに俸5口を相続、さらに慶応元年(1865)に御知行組御医師格を拜命するも、3年後の明治元年(1868)に62歳で病により死去している(遠藤ほか1984)。

美濃西高木家との親交 飯沼家は、時・多良両郷に領地をもっていた交代寄合の旗本西高木家と親交があり、西高木家の家族の診察を行っていた(『新修上石津町史』2章4節)。例えば、年未詳申7月12日付の覚(高木G1-3-1608き)によれば、薬料・会積として2両1分が、同じく年未詳12月29日の高木家家臣伊東幾右衛門宛飯沼龍夫



〔史料50写真〕

書状(高木 F5-2-527)によれば葉報代50疋が西高木家から飯沼家へ支払われている。また、奥様の病状に変化がないことについて書かれた、恪斎より西高木家家臣伊東幾右衛門へ宛てた書状も残されている〔史料50、高木 D 1-3-474〕。

(包紙)

〔伊東幾右衛門様貴下 飯沼龍夫〕

貴翰拜見仕候、如仰甚寒御座候処、不相交安康被御勤忝珍重奉存候、然者奥様兎角御変被遊候御事茂不被成御座趣、扱々恐入候御事ニ御座候、委細之儀ハ御医師方へ申上候間、御聞取可被下候、恐々不具

十二月十九日 飯沼龍夫

伊東幾右衛門様

二白 越州地へ罷越候浪士も 所々ち追々ニ御固メ御人数御差出しニ相成進退不相成、五・六日前之処ニ而降参之願を差出候様にも候へとも 御聞届ニ者相成間敷之唱ニ御座候、然処早々御聞濟ニ不相成事ト相見へ十七日午時前よりとうどう戦争に相成候趣に御座候、已上

同書状には年号が付されていないが、幸い追而書(追伸)部分に那珂湊で追討軍に敗北して越前まで逃れてきた天狗党らの降参に関する風聞が書かれているため、元治元年(1864)の史料であることがわかる。したがって、恪斎が診察した奥様は、当時の当主貞広の後妻・於待のことである。この年の高木家の御用日記によれば、8月頃から体調がすぐれなかった於待は恪斎が調薬した薬を服用していた。そのような状態の中、10月11日頃に彼女は麻疹に罹る。この麻疹は、西高木家の御抱医師中原養元の治療により治るが、その後も体調不良が続いたため、10月27日に恪斎に於待の診察をさせることが決まる。そこで、29日に多良の西高木家に呼ばれた恪斎は、養元ら西高木家の医師たちから於待の容体を聞いたあと、於待に面会して診療している。その後も恪斎はこの年に2度多良に赴いて於待を診察し、高木家の医師たちと治療方を相談している。この外、高木家は大垣藩医江馬活堂も一度呼び、於待を診察させている。飯沼家も江馬家も共に蘭方医なので、蘭方による効能が期待され呼ばれたものであろう。もっとも、於待は翌年閏5月に死去しているので、恪斎や江馬活堂の治療によっても快方に向かわなかったようである。なお、この時期西高木家は恪斎の供6人にそれまで600文宛だったところ2朱宛に増額して手当を支給したり、「飯沼龍夫親愆斎、先達而以来老病ニ而相煩、引籠居候次第、達御聴、依之愆斎江為御尋御壺品被遣候ニ付、伊東幾右衛門壺名ニ而龍夫へ向、愆斎病氣御尋御奉状相認メ、御品差贈候ニ相成リ申候」〔史料51、高



〔史料51写真〕

木 F3-1-307] と、隠居中の慾齋に見舞いを贈るなど厚く遇している。

本草学者としての慾齋 ところで、眠齋に当主の座を譲り隠居した慾齋は、当初長年の医業に疲れていたため「余屏居して客を絶ち、園に灌ぎて老を忘れ、書を読みて日を消す」という暮らしをしていた。しかし、好奇心旺盛な慾齋は、そのような状況での生活を長く続けることができず、化学薬品や写真の知識・技術を習得するなど、多岐の分野にわたり興味を示した。特に、彼が隠居してから死すまでの間で、もっとも傾倒したのが本草学の研究で、『慾齋本草図』11巻・『南勢菌譜』6巻・『南海魚譜』4巻などを描き残している（遠藤ほか1984）。

さらに、隠棲後12年目の弘化元年（1844）に、慾齋は『草木図説』を執筆しはじめる。この『草木図説』は、リンネの植物分類法により分類された日本初のものであり、日本的な本草学から西洋近代博物分類思想への転換を示すものと現在では位置づけられている植物図譜である。慾齋は、この『草木図説』の作成にあたり、吉田平九郎、伊藤圭介ら水谷豊文門下の尾張の本草学者たちから大いに学問的影響をうけている。

吉田平九郎は、知行高100石の尾張藩士で雀巢菴と号し、本草物産に精通していた人物である。彼は、毎年正月25日に同好の人々と珍品などを持ち寄り博覧会を開いたりしていたが、安政6年（1859）にコレラに罹り病死している。慾齋は、自分では判断がつかねる不審な植物を得ると、謝礼としてたくさんの美濃紙を携え、大垣から名古屋の吉田平九郎邸へ赴き、平九郎に教を請うていたという（吉川1984）。

伊藤圭介は、慾齋に先立ちリンネの植物分類法を受容し、文政12年（1829）に『泰西本草名疏』を出版して、リンネの植物分類法を日本で初めて紹介した。慾齋は、この『泰西本草名疏』を高く評価し、『草木図説』でリンネ分類法による同定に際して大いに引用している。また、慾齋は圭介を通じて高倍率のイギリス製顕微鏡を入手したり、尾張嘗百社の菰野採葉において圭介と協力して指導役割を果たしたりするなど、圭介と共に東海地域における本草学研究の一翼を担った（遠藤2003）。

V 幕末維新期の野間家と伊藤圭介の登場

1. 親子二代の門人——西山玄道・大河内存真——

医学館講師 晩年の5代野間林庵（昌甫）は、浅井紫山のもとで開かれていた医学館で講師を勤めていた。「勤書」天保7年（1845）7月条には、次のように記している。

[史料52、野間4-127]

一、同七年申七月、浅井董太郎医学館江節々相趣、寄合御医師初惣御医師之子弟等医業修行方之儀、董太郎申相、厚令セ話、塾中之儀も諸事可令セ話候、浅野春道諸事專引受可致セ話旨、大河内存真儀も可致セ話、夫々申渡候間、無覆蔵申相、可相勤旨をも被仰渡候

浅井董^{とう}太郎（号紫山。1797-1860）は尾張藩医浅井家5代目の当主で、父は藩医貞庵^{ていあん}である。江戸の昌平坂学問所（昌平黌）で学び、文政10年（1827）に「寄合医師」となり、2年後、父貞庵の死去とともに家を継ぎ（知行200石）、番医師となった。天保2年（1831）に200石加増となり、この年、父貞庵が自邸内に開設した医学塾の静観堂を、医学館と改称。翌年、奥詰医師および薬園奉行となり、嘉永元年（1848）に奥医師となった人物である（浅井氏家譜大成）。

上の史料によれば、医学館改称5年後の7月、藩医の弟子たちが医業を学ぶために詰めた医学館に、しば

しば林庵（昌甫）は赴き、「医業修行方」や、塾中のことなど諸事にわたって世話をした。林庵（昌甫）70歳の時である。

浅野春道・大河内存真を世話する 医学館で林庵は、浅野春道に関わる諸事全般を引き受けて世話をし、また大河内存真の世話もした。浅野春道（1769-1840）は、林庵より7歳年上で、町医師から奥医師にまでなった人物で、若い頃、小野蘭山に本草学を学んだという（吉川 1931）。大河内存真（1796-1883）は、西山玄道の長男で、伊藤圭介の実兄、西山家から大河内家へ養子に入った人物である（藩士名寄）。次に述べる如く、存真の父玄道の師匠は、林庵（昌甫）の父林庵（養春）であるから、西山家は親子2代にわたり、林庵父子に学んだのである。

門弟西山玄道 伊藤圭介の父西山玄道が林庵（養春）の門弟であったことは、次の文書により明らかとなる。

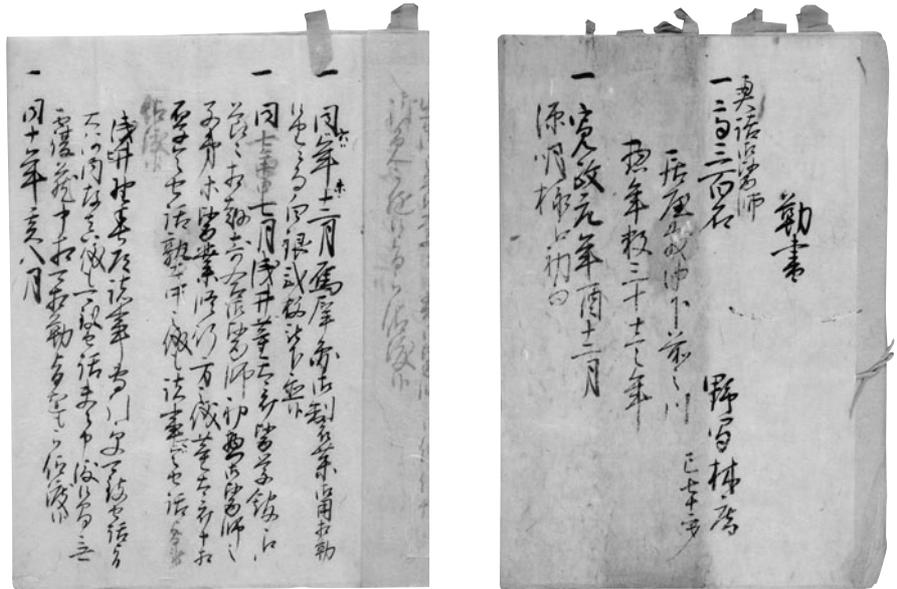
[史料53、野間2-82、口絵写真1]

町医師西山玄道儀、私亡父同姓休山門人ニ而、明和五子年乃濃州可見郡兼山村において療治仕、其後於 御城下 御家中始町在并近国手広療治無懈怠相勤申候付、文化三年寅六月 御目見被 仰付、同六年巳六月 御用懸被 仰付相勤罷在候処、文政六年未十二月及老年候付、奉願 御目見、差上御用懸退役、隠居仕候得共、病用之儀ハ、以前不劣相勤、当辰年迄療治、惣年数六拾五年相成申候、夫ニ付、玄道儀、当年七拾九歳罷成申候得共、未丈夫罷在、療治筋功者ニ而、病人深切ニ取扱申候付、当時逆も流行数十年無懈怠療治仕、稀成者ニ奉存候、付而ハ右申上候通、丈夫ニハ御座候得共、最早余命も無覚束処、規模不相立、此俣相果候儀与、甚以残念至極ニ奉存候間、恐多願品ニ者御座候得共、何卒格別之御吟味を以、如何様共御扶助被成下候歟、何れニも此節規模御立被下置候様仕度、於私只管奉願候、以上

奥詰御医師

六月

野間林庵



[史料52写真 右は表紙、左は天保7年7月条]

上の文書は、野間林庵が父の門人西山玄道（1752-1834）の藩への病用勤め退役を申し出たものである。内容は次のようになる。①町医師の西山玄道は、野間林庵の亡父休山の門人であること。②玄道は明和5年（1768）から美濃国可児郡兼山村で治療を行っていたが、その後、尾張城下の藩家中をはじめ町人など近国の者まで手広く治療を勤めたこと。③そのため玄道は、文化3年（1806）6月に尾張藩主徳川齊朝（なりとも）に目見を果たし、3年後の6月に「御用懸」を命ぜられた。④文政6年（1823）12月、老齢のため「御用懸」を退き隠居した。しかし、藩主の病用については以前と同様に勤め、天保3年（1832・「当辰年」）まで治療した。⑤また玄道は、医師として65年、今年で79歳になる。体は丈夫でかつ治療を行い、病人にも親切に接する。⑥しかし丈夫ではあるが、老い先も短いことであるから、面子を立てて配慮のほどを願いたい。つまりところ病用の勤めを退きたい。

「当辰年」という表現から、天保3年のものと考えられる本文書の注目点は、西山玄道が、野間林庵の父の門人であった点である。これまで、玄道は儒医石川香山や水谷豊文に学んだことが指摘されていた（杉本 1960）が、林庵にも学んでいたのである。この文書は天保3年のものであるから、当時の野間林庵は昌甫である。彼の父休山は奥医師になった人物であり、休山の人望の厚さを窺い知ることができる。

このような休山（養春・林庵）と玄道の師弟関係が、玄道の後妻として野間家から「たき」が嫁ぐ要因となったのであろう〔口絵写真6～8〕。

林庵（昌甫）は、天保10年8月に屋形番を命ぜられ、当番の時には泊番もして、2か月後免ぜられた（前掲、勤書）。その後、弘化2年（1845）4月22日に隠居し、子の道安に代を譲る（藩士名寄）。藩医師として31年の在職であった。没年は不明である。

伊藤圭介母たきの出自 伊藤圭介の母たき（多喜 1765-1852）は野間家出身の女性である。多喜について杉本薫氏はその著書『伊藤圭介』で「その家系が未詳であるばかりでなく、その人となりもとりたてて残る逸話とてなく、明瞭でない」としている。圭介の母方は、これまでほとんど注目されてこなかったのである。この多喜の実家と野間林庵家とは、どのような関係にあるのであろうか。

安政6年（1859）6月に伊藤圭介が尾張藩から寄合医師を命ぜられた際、藩に提出した「親類書遠類書控」（名古屋市東山植物園伊藤圭介記念室所蔵）によれば、以下の様に記している。

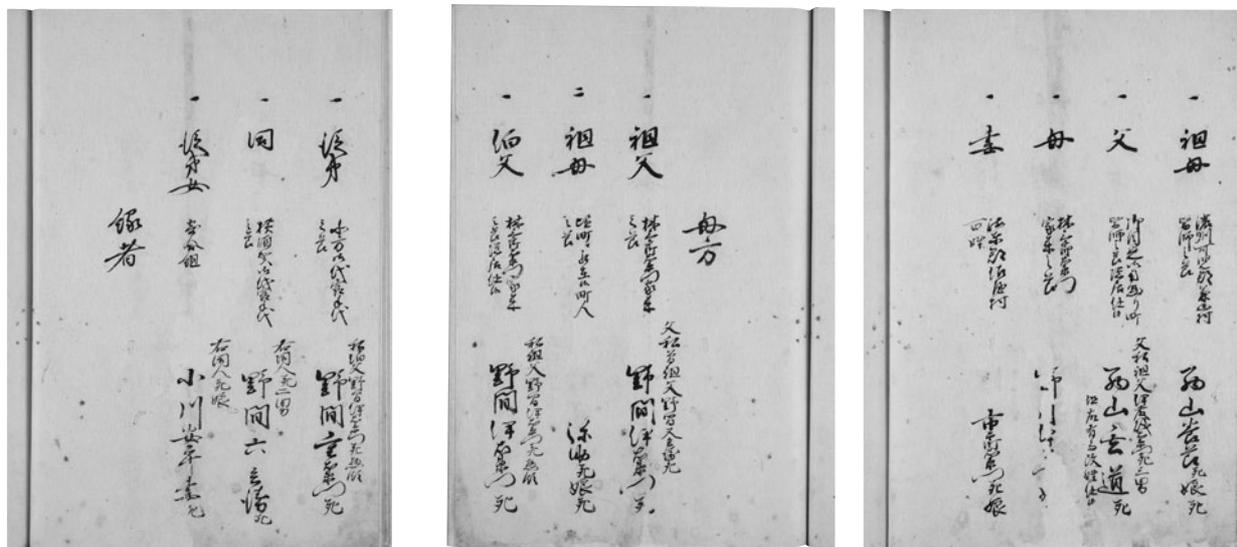
〔史料54〕

一、母 〈林三郎右衛門家来之節〉 野間伊右衛門〈死〉娘〈死〉

野間伊右衛門の実名は、名古屋市東山植物園伊藤圭介記念室所蔵「恵祥様御像」に圭介が、

〔史料55〕

野間氏多喜後称恵祥 野間伊右衛門〈利貞〉娘
百 恵祥様御像 西山玄道妻



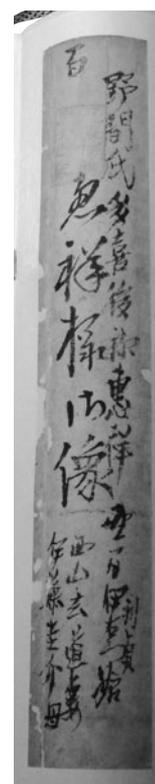
〔史料54写真〕

(朱印印文「尾張伊藤圭介之記」) 伊藤圭介母

と記していることから、利貞であることが判る。また「親類書遠類書控」〔史料54つづき〕には、

- | | |
|----------------------|-----------------------------|
| 母方 | |
| 一、祖父〈林三郎右衛門家来之節〉 | 父私曾祖父野間又兵衛〈死〉
野間伊右衛門〈死〉 |
| 一、祖母〈塩町ニ罷在候町人之節〉 | 弥助〈死〉娘〈死〉 |
| 一、伯父〈林三郎右衛門家来之節隠居仕候〉 | 私祖父野間伊右衛門〈死〉惣領
野間伊右衛門〈死〉 |
| 一、従弟〈北方御代官手代之節〉 | 私伯父野間伊右衛門〈死〉惣領
野間重右衛門〈死〉 |
| 一、同 〈横須賀御代官手代之節〉 | 右同人〈死〉次男
野間六兵衛〈死〉 |
| 一、従弟娘〈寄合組〉 | 右同人〈死〉娘
小川安平妻〈死〉 |
| 遠類書 | |
| (違従弟) | 北方御代官手代 |
| 一、同 | 野間哲之助 |
| 一、同 | 横須賀御代官手代
野間六兵衛 |

とあり、これを系図にまとめると次のようになる。



〔史料55写真〕

このうち「藩土名寄」に載るのは、重右衛門と哲之助の2人だけである。同書によれば、重右衛門（初め弥一郎）は、文政3年（1820）3月19日に勘定奉行同心から北方代官手代並（切米7石扶助）、北方代官手代本役（2石加増）、尾張国鵜多須代官手代、収納方（2石加増）、支配勘定組頭格の北方代官手代（加増米1石、1人分扶持）を勤め嘉永2年（1849）12月20日、願いにより致仕した。

次いで、弥一郎（重右衛門）の子重右衛門（初名泰助、哲之助）は、嘉永2年（1849）12月20日に北方代官内詰手代から北方代官手代となり（切米7石、扶持人2人分、その後2石加増）、川並奉行手代、北方代官手代、普請役（8石2人分）、北方代官本役（加増米1石）、清須代官手代を歴任した。文久2年に家名永続（切米5石）となり分家となった。

以上の経緯から、野間嫡流の林庵家との関係は直接には不明ながら、たきの家系はその名字から野間一族であると推察され、嫡流家の残した名古屋大学附属図書館所蔵「野間家文書」にも関連資料が見えない点から、早くに分かれた分家の一つと考えられる。また、たきの父伊右衛門は、もともと尾張藩士の林三郎右衛門の家来筋であって、尾張藩士となるのは2代続いた伊右衛門の子重右衛門（弥一郎）になってからであった。そして重右衛門（弥一郎）の子哲之助（重右衛門）の代の文久2年に到り、ようやく「家名永続」を藩から認められたのである。

西山玄道が野間林庵の門弟であったことは、玄道の後妻に野間家の女性を迎える要因の一つと思われるが、それは庶流の家の娘が嫁いだのであった。

2. 失意のなかの明治維新

(1) 6代野間琳庵 (道安・青芥・清華 1807-1863-)

相続 林庵（昌甫）の子道安は、文政11年（1828）6月に、10代藩主徳川斉朝（前大納言様）に初目見を果たし、天保11年（1840）2月には12代徳川斉荘の尾張入国に際し、斉荘にも初目見を果たした（勤書）。そして弘化2年

4月22日に彼は再度目見を果たし、願の通り家督相続を許され寄合医師となる。道安39歳の時である。

3年後の嘉永元年(1848)11月8日に嫡子の忠次郎が養春と改名する(野間3-27)と、その翌月18日、道安も琳庵と改名した(藩士名寄)。

製薬日記 翌年4月5日、琳庵は、藩から「奇^き応丸^{おうがん}」製薬につき明後日登城するよう触れられると(野間2-29)、翌日から作業の終わる25日まで、「奇応丸」製薬についての日記を詳細に記している(翌閏4月、稿一段下賜。野間1-27、2-66-3)。この年の12月にも琳庵は、「烏犀円」にかかわる漢方薬の薬効についての書付を「典薬局」として作成している(野間1-10)。とくに「烏犀円」については、その後も度々、薬効・異名についての書上(安政4年付。野間11-11)や「烏犀円製薬日記」(文久2年亥月付。野間2-9)といったものを作成している。

私塾「忠孝堂」 琳庵について特筆されるのは、彼が、弘化(1844-48)の初め頃から「忠孝堂」という私塾を開いて、軽輩の者たちに忠勤孝養の良さを教えたことである。その場所は、巾下上宿というから自宅のそば近くであった。忠孝堂では、杉本蘭皋・鶴飼蘭齋・辰巳柏堂・渡邊芸^{うんり}・岡田完齋などに、和漢の典籍・詩歌・連歌・俳諧といったことまで講談させた。これを聞いた藩主は喜んで、忠孝堂の三字を書いて、その扁額を与えたという(「小治田之真清水」)。

そして文久3年(1863)10月4日に琳庵は隠居した(藩士名寄)。彼は、祖父・父の如く、奥医師になることはなく寄合医師止まりであった。製薬活動や私塾忠孝堂の立ち上げは、彼の境遇とその個性によるものと考えられる。

コラム③忠孝堂をめぐる人々

「小治田之真清水」は、忠孝堂について以下のように述べている

巾下上宿にあり、医官野間氏発起し軽き御扶助の者に忠勤孝養のあじはひを知らしめんかために、弘化乃始より^(註)、杉本蘭皋・鶴飼蘭齋・辰巳柏堂・渡邊芸里^{うんり}・岡田寛齋等をして忠経孝経をはじめ和漢乃典籍・詩歌・連俳までも講談なさしめ初生を励ましむ。その業いまだおほやけならさるうちより御聴に達し其忠孝の名にめでさせ給ひ恐多くも忠孝堂三字御染筆乃扁額を下し賜ひぬ。則聖教忠孝の道に貴賤のへだてなき事をしめし給へるなるべし。むかし泰心賢君^(註)下を御憐の思召莫太におはしましかバ士外の者こぞりてよろこび奉り御逝去の、ちまだまめ心をもてきはだたる御奉公を仕りしと一般の御恵ミ也。

野間家文書 [2-163] は忠孝堂に関する資料である。

私共支配仕候御中間とも日々精勤ハ為仕候得共、いかにも少給にて今日之渡世仕兼候付内職の方に傾き勝二而、やゝもすれば御奉公の心懸ケうすらぎ候半哉と常々心配仕候儀ニ御座候、然処近頃儒学・国学等相心得候者六、七人申合、上宿六軒町にて当三月上旬より忠経孝経をはじめ経書と書等の講釈、軽キ御扶助之者とも番間并内職之すき間ニ夜分会合いたし、仁義五常人倫之道を讃嘆研究いたし候、右ハ御徒格以下明倫堂御講釈承りかたき者ともニ忠孝の味いを為聞知度との存寄より出来仕候事にて、小人道を知れハつかい安しと申聖語ニ相叶ひ忠勤之筋を相弁へ厚志ニ私なき御奉公仕候様ニ成行可申与、私共おゐても殊更大慶ニ奉存候、乍恐 源敬様・源明様文学御精好之御余沢にてうるはしき御風国の故ニ候哉、右講釈聴聞いたし候者日々相増し、只今ハ僅カ成借宅間狭にて多人数相取りかたく迷惑仕候、就而ハ江川端丹羽与一右衛門揚り屋敷家宅毀ち取候跡を右忠孝堂敷地ニ拝領被成下候ハ、諸役所調役以下御側組同心并私共御小人頭配下等申合成合なる講釈所取立可申候、右ハ御出増御入増等之筋ニ相拘り候儀ニも無御座候間、何卒右明キ屋敷拝領被 仰付被下置候様仕度、一統奉願上候、以上

何月

惣御中間頭

この資料からは、忠孝堂はもともと上宿の借家にあったこと、講義を行った者は儒学・国学に精通して

いたこと、講義を受けた者は藩校明倫堂の講義を受けられない下級藩士であったことが分かる。

野間琳庵から岡田啓（六兵衛、文園）宛の書状^(註3)には、忠孝堂の命名について「借家」と言っているのもおかしいので「忠孝堂」と名付けたとあるので、当初忠孝堂が借家に置かれていたことは間違いない。また、忠孝堂における講義についても、修行の志がある若者へ講義を行う「先生方」に愚人が愚かでなくなる様言い聞かせることを再三願ったら、やむを得ず出席していただけることになったと世間に広めておく方が良いとするなど、「惣而評判よく仕度候」と忠孝堂が成功するように宣伝活動も行っていたことが分かる。琳庵は忠孝堂設立に対して非常に熱心であったと言える。

忠孝堂で講義を行った「先生方」である杉本蘭皋^(註4)・鶴飼蘭齋^(註5)・辰巳柏堂^(註6)・渡辺芸里^(註7)・岡田寛齋^(註8)は、儒学や国学を好み、詩歌・俳諧に秀でていた人物である。杉本蘭皋（愛七）は、岡田啓や小田切伝之丞（忠近）とともに「尾張志」編纂に関わっている。渡辺芸里は、細野要齋や小寺玉晃と交流し、同好会において「尾張名所図会」編纂に関わった野口道直（市兵衛、梅居）や岡田啓、清須代官を勤め尊皇攘夷派の金鉄党首領である西部伊藤五（相嘉）と交流を持った。

彼らは、柳町や五平蔵といった名古屋城下から西北に当たる上宿と呼ばれる下級藩士の役宅が多い地域に居住していた。ちなみに、琳庵から忠孝堂への出席を求められていた^(註9)岡田啓も上宿に居住していた。岡田啓は「尾張志」や「尾張名所図会」の編纂で知られる。「小治田之真清水」は、「尾張名所図会」では自分の思い通りのことが出来なかった啓が思い通りに作ったものである。啓は尾張藩の小吏で国学を好み、神谷克禎・植松茂岳・西部伊藤五・小田切伝之丞・中尾義稲・野口道直等と交流し、野口道直と並ぶ蔵書家であった^(註10)。上宿には野間琳庵家があった「前ノ川」も含まれ、彼らが密接に交流する環境にあったことが窺える。そうした地域に忠孝堂は設立されたのである。

なお、野間琳庵から岡田啓宛書状には、啓の家族に対する製薬の記述が見られるなど、琳庵の医師としての側面を見ることが出来るが、興味深いのは「小治田之真清水」の草稿に関わる内容のもの^(註11)と、書籍の貸借や学問上の疑問等を通じた文化的交流である。そうした交流の中に渡辺芸里、野口道直、小田切伝之丞、田宮如雲（弥太郎）の名が登場する^(註12)。田宮如雲は、西部伊藤五と同様金鉄党であり、町奉行から小納戸頭取・用人格・側用人・側大寄合に昇進した慶勝の側近である^(註13)。したがって、忠孝堂に関わった人物は思想的に国学を好み慶勝派に近い人物であったと考えられる。

尾張藩では、10代から13代藩主までが將軍家関係からの押しつけ養子が続いていたが、この状況に不満を持つ下級藩士を母体とする金鉄党などは、尾張藩の支藩である高須藩出身の慶勝を藩主に推す動きを強めていった。忠孝堂はそうした下級藩士へ忠孝を説く役割を担ったと推測される。野間家文書 [2-163] の文中では、文治主義をとった初代藩主義直（源敬様）と、教学を振興して藩校明倫堂を創立した9代藩主宗睦（源明様）時代の国風が賛美されている。これは、藩主の相続問題で藩内が揺れるなか14代藩主となった慶勝が、宗睦の寛政期（1789～1801）の政治理念を藩内に広く示そうとした動きと密接に関係していると思われる。幕末の尾張藩では尊皇攘夷派（慶勝派）と佐幕開港派（15代藩主茂徳派）が対立するが、国学を推進して尊皇攘夷を目指す政治勢力を背景に、忠孝堂の役割は重要視されたのではないだろうか。

野間家文書 [2-163] からは、御小人頭あるいはその周辺の人物と野間琳庵が関係を持っており、もともと琳庵の借家であろう場所にあった忠孝堂を尾張藩からの拝領屋敷に移転させようとする動きに琳庵も関わっていたことが推測される。この資料をもとにして忠孝堂敷地拝領の願書が実際に出されたのか、もし出されたのであれば拝領の願いは聞き届けられたのか、については関連資料が見あたらない為不明である。しかし、「惣御中間頭」を差出人とするこうした願書を出す動きがあったということは、忠孝堂が単なる私塾ではなくその設立には尾張藩も関与していたのではないかと推測される。琳庵から岡田啓宛書状では、琳庵が忠孝堂を設立することについて「江戸表之具合承候」とあり^(註14)、琳庵が江戸の状況を把握しながら忠孝堂の設立を進めていたと思われることから、尾張藩の関与が窺えるのである。

忠孝堂の設立には幕末の尾張藩の政治状況が大きく影響していると思われるが、その実現には野間琳庵の文化人としての人脈が大いに活かされたのは間違いない。したがって、「小治田之真清水」における「忠孝堂」の記載は野間琳庵や岡田啓等の文化的交流から生み出されたものとも言える。

注1 『名古屋市史』人物編第二 鶴飼蘭齋の項では「嘉永元年三月野間琳庵、上宿泥町に忠孝堂を起し、一般民衆の為に講筵を開く、蘭齋が講習たり」とあり、忠孝堂の成立を弘化期（1844～1847）ではなく、嘉永元年（1848）としている。

- 注2 尾張藩3代藩主綱誠
 注3・9・12・14 名古屋市鶴舞中央図書館所蔵 名古屋市史料「名家書翰集 岡田所蔵文書 一」
 注4 名古屋市鶴舞中央図書館所蔵『名古屋人物史料』16巻「諸家名簿」儒学詩文の項
 「名区小景」巻中人名録
 『名古屋市史』人物編第一 杉本蘭皋の項
 注5・6 『名古屋人物史料』16巻「諸家名簿」儒学詩文の項
 注7 「名区小景」巻中人名録
 『名古屋市史』人物編第二 渡邊芸里の項
 注8 『名古屋人物史料』16巻「諸家名簿」儒学詩文の項
 「名区小景」巻中人名録
 注10 『名古屋市史』人物編第二 岡田文園の項
 注11 名古屋市鶴舞中央図書館所蔵 名古屋市史料「名家書翰集 岡田所蔵文書 三」
 注13 『名古屋市史』人物編第一 田宮如雲の項

[参考文献]

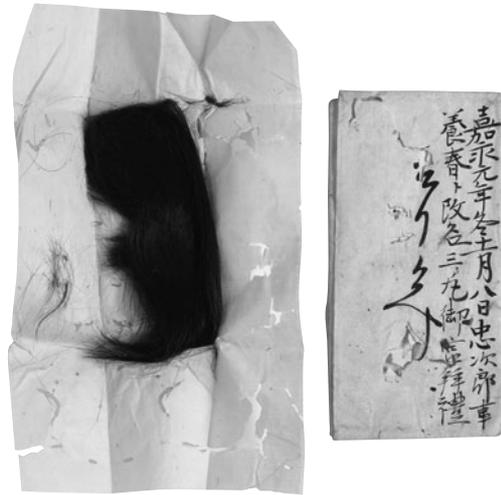
山内一信「尾張藩医師野間家の周辺調査について」(『附属図書館研究年報』所収 2008年)
 新修名古屋市史編集委員会『新修名古屋市史 第四巻』 1999年

(清水禎子)

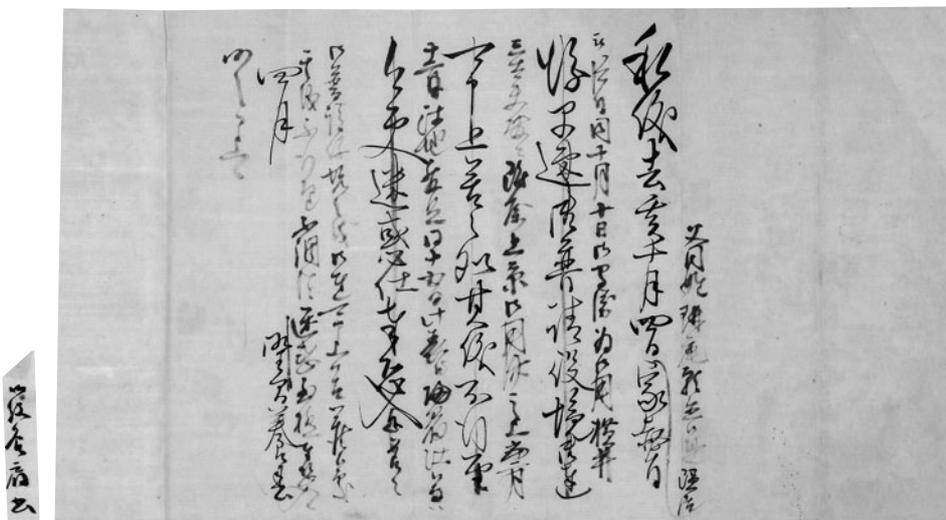
(2) 7代野間林庵(養春・瀧口 -1848-96-)

そりかみ 琳庵(道安)の子忠次郎は、嘉永元年11月8日に養春と改名した。「野間家文書」には、外包紙に「嘉永元年冬十一月八日忠次郎事養春ト改名三ノ丸御宮拝礼 そりかみ」とある髪の毛が残る〔史料56、野間3-27〕。恐らくこの時養春は法体となり、医師としての活動を始めたものと推察される。

相続 義春はその後、文久3年(1863)10月4日に、尾張藩主になったばかりの16代徳川義宜に目見を果たし、家督を相続し、寄合医師となる(藩士名寄)。彼は父琳庵の隠居後、すぐに守衛(横井三大夫付属)として上京し、翌元治元年(1864)2月に帰国と同時に普請役を命ぜられたが、これを迷惑至極とその年の4月に申上書を作成している〔史料57、野間4-64〕。



〔史料56、写真〕



〔史料57写真〕

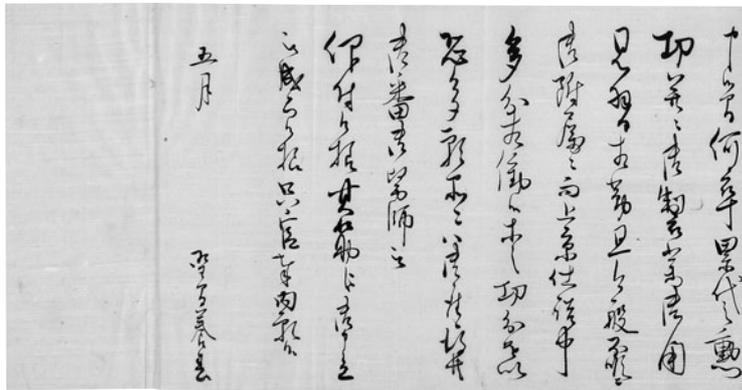
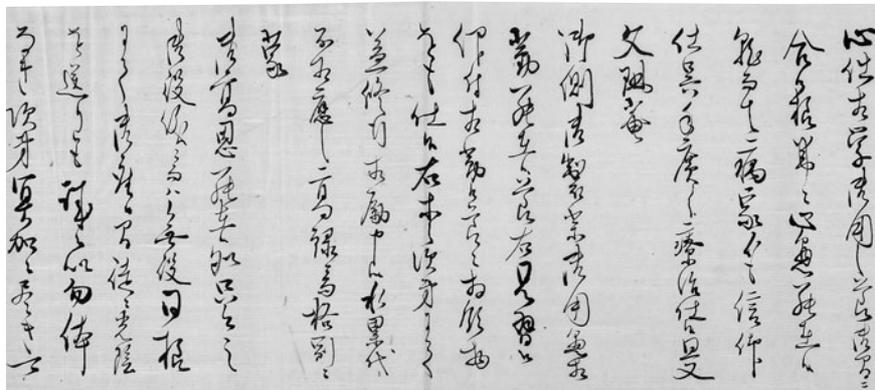
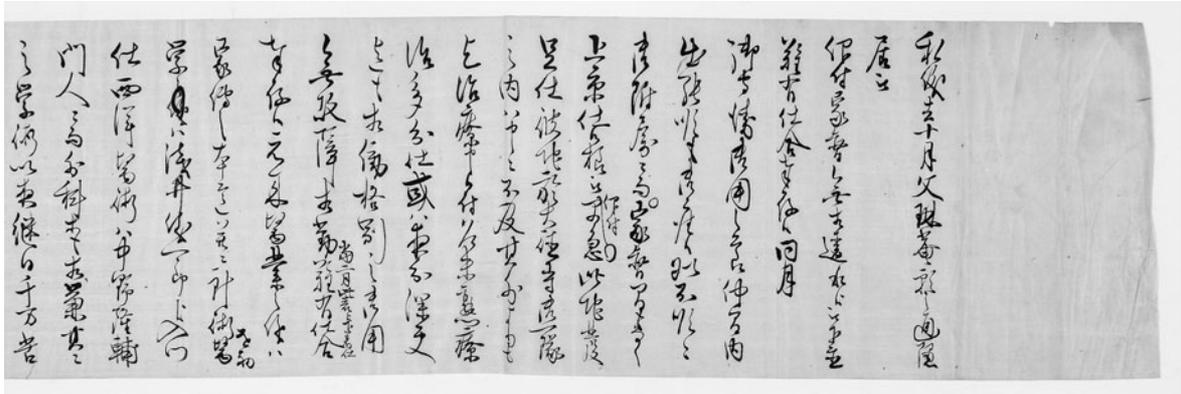
番医師昇進運動 また翌5月に養春が再度認めた申上書は、彼の番医師昇進を願うもので、その学問の形成について窺える興味深い内容を持つ。

[史料58、野間4-143]

私儀去十月父琳庵之願之通隠居被 仰付、家督無相違承私江被下置、難有仕合奉存候、同月 御守衛御用之節、仲間内出張順も御座候処、不順ニ御附属ニ而、家督間もなく上京仕候様被仰付、早急此地発足仕、彼地於大徳寺御一隊之内ハ申ニ不及、其前よりも乞治療申被付、乍未熟療治多分仕、或ハ夜分深更迄も相働、格別之御用無故障相勤<当二月此表江下着仕>、難有仕合奉存候、元来医業之儀ハ、家伝之本道并ニ針術を初医学之義ハ浅井儀一郎江入門仕、西洋医術ハ中野隆輔門人ニ而、外科等も相兼、其々之學術、以夜繼日千万苦心仕相学、御用之節、御間ニ合候様、万々心懸罷在候、就而者、病家方も信仰仕呉、手広く療治仕候、且又父琳庵 御例御製菓御用懸相勤罷在候節、右見習被 仰付相勤候節々、拝領物をも仕候、右等之次第にて、益修行相助申候、私累代不相応之高録ニ而、格別ニ蒙 御高恩罷在候処、只今之御役儀ニ而ハ、無役同様に御座候間、徒ニ光陰を送り候も、誠ニ以勿体なき次第、冥加ニ尽き可申候間、何卒累代之勲功并ニ御製菓御用見習相勤、且今般不順ニ御附属ニ而上京仕、諸中多分相勤候等之功分を以、恐多願品ニハ御座候得共、御番御医師被 仰付候様、其筋江御申立被成下候様、只官奉内願候

五月

野間養春



[史料58写真]

上の文書の内容は次の3点にまとめられる。

①、先の守衛としての上京では、養春は家督相続後間もなく、かつ仲間内では決まった順序でない出張を命ぜられた上、京都大徳寺にいた一隊だけでなく、乞われればどこにでも行き治療にあたり、それは深夜に及ぶこともあった。それを無事勤め終え、かつこの役儀を無役で行った。

②、野間家の医業は本道(=漢方)を家伝としており、養春は本道および針術を浅井儀一郎(紫山の子。正賛、号九阜・樺庵。1828-83)に学び、西洋医術は中野隆輔に学んだ。また外科等も兼ね、苦心して学び、御用の時に備えている。そのため病人のいる家から厚い信仰を得ており、手広く治療を行っている。

③、父琳庵が「御製薬御用懸」を勤めた際、養春はその見習いを勤め、修行に励んだ。

ここでの注目点は、野間家が本道(漢方)を旨とする家だとする点である。また養春自身は西洋医術や外科にも通じていて、かつ「病人のいる家から厚い信仰を得ており、手広く治療を行っている」(「病家方も信仰仕呉、手広く療治仕候」と言っているのは、恐らくは藩士への治療を手広く行っていることを示しているものと思われる。

祖父の代に奥医師にまで上り詰めながら、父が寄合医師のままであったことから、かつて祖父たちが経験した昇進を望み起こしたのがこの番医師昇進運動であった。しかしこの申上書も功を奏さなかった。彼は藩医野間家を継ぐものとして、この年の8月9日に林庵と改名する(藩士名寄)。そして、寄合医師のまま明治維新を迎えることとなる。

北越出兵 その後、林庵(養春)は、慶応4年(明治元・1868)に大番組となり、同年12月28日には、尾張藩の北越出兵に医師として従軍する。帰国後、彼はこの従軍で格別に尽力したとして書院番格になる。また高300石の半分である150石分の普請役が免除された。さらに、この時から軍事奉行の支配となった。

藩医師制度の解体 この年、林庵は「瀧口」と改名する。林庵の瀧口改名は、代々藩医として使用してきた名称を変えたことになる。彼にとって明治元年は、大番組・書院番格と藩医師制度とは違う所属となり、軍事奉行の配下に入っていることから、藩医身分の転機、すなわち尾張藩医師制度の解体に伴う改名と見られる。そして翌明治2年2月14日、軍務副知事付属となった。(藩士名寄)。

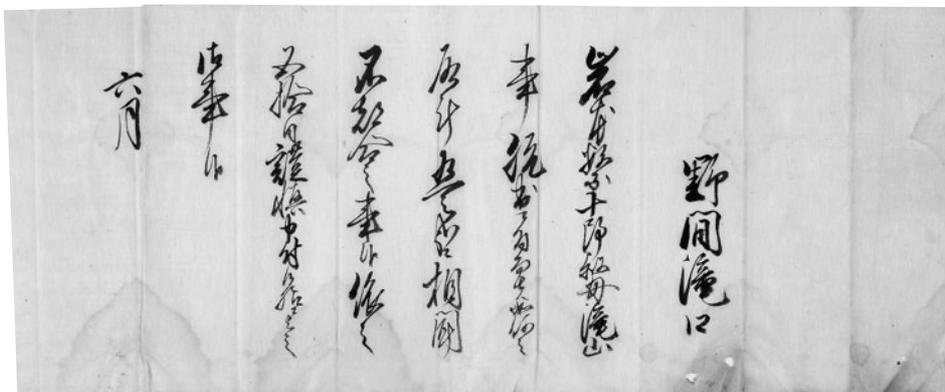
滝山脱走事件 翌3年(1870)6月、岩本繁十郎の叔母滝山が「締場所」を焼破して脱走し、一度は「恐入」って戻ってくるも、再度脱走するという事件が起こった(藩士名寄・岩本繁十郎の項)。22日に軍務権判事から軍務局へ呼び出された瀧口は、瀧山の「脱出」に取り計らいがあったかどうか尋ねられた(野間4-133-4)。その結果、瀧口はこれに関与していたようで、「不都合」につき謹慎50日を軍務局から言い渡された〔史料59、60〕。24日には、瀧口への「心添」を禁じる触が出されている(野間4-133-2)。

[史料59、野間4-133-5]

野間滝口

岩本繁十郎叔母滝山事、脱出ニ付而者、如何之取計有之哉ニ相聞、不都合之事候、依之、五拾日謹慎申付候様ニ与之御事候

六月



[史料59写真]



〔史料60写真、附箋1.2は端裏〕

〔史料60、野間4-133-7〕

(付箋1)「別紙書付式通、六月廿三日、軍務権判事 吉田五郎殿」 (付箋3)「書面心得方、別紙二相達候、六月」

(付箋2)「付札之通、監察より相達候事」

六等官軍務局附属
野間滝口

岩本繁十郎叔母滝山事、脱出ニ付而ハ、如何之取計有之哉ニ相聞、不都合之事候、依之、五拾日謹慎申付候様ニ与之御事候旨被 命候、付而ハ滝口慎方之儀、如何相心得可然哉、御問合申達候、

六等官軍務権判事附属
吉田五郎

六月

岩本家とは、瀧口の祖父である休山の妻が岩本平八の養女であったから、野間家の親類であった（野間家親類書・遠類書、野間4-98）。その後も岩本家との関係は、大正2年（1913）3月に野間あさかが岩本嘉種へ、筆筒など預けていたものを必要のため返還したいと記した書状が残っていて、親類として付き合いがあったようである（野間1-75）。「野間家文書」からは滝山脱走事件について、これ以上明らかにすることはできない。また瀧口が謹慎後どのようになったのかも不明である。野間家は失意のうちに明治を迎えることとなる。

3. 野間林庵がみた北越戦争

幕末の政局と戊辰戦争 前項でみたように、7代林庵は、慶応4年（1868、9月8日に明治と改元）に大番組となり、同年の北越戦争に従軍している。

慶応3年（1867）10月14日、15代将軍徳川慶喜は、朝廷に政権を返上したが（大政奉還）、幕府制度は依然として残されていた。これに対し、この状況では朝廷を中心とした国家権力を形成できないと考えた尾張・越前・土佐・安芸・薩摩の5藩兵が、12月9日に京都御所を固め、慶喜から将軍職と委任政務を剥奪し、幕府制度と摂関制度を廃止するクーデターを執行した（王政復古）。

その後も慶喜や会津藩などを中心とする旧幕府側と、王政復古によって成立した新政府側との対立が続いた。その結果、翌同4年正月3日に鳥羽・伏見（京都市）において両勢力が武力衝突することになった（鳥羽・伏見の戦い）。鳥羽・伏見の戦いの後の正月15日に慶喜追討令が、ついで3月29日には仙台・米沢両藩へ会津藩討伐令が出され、この戦いに勝利した新政府軍は、慶喜や会津藩などを追討し、東海道・中山道などの諸道を鎮撫する軍隊（官軍）を派遣していった。鳥羽・伏見の戦いから翌明治2年5月の箱館戦争までの一連の戦争を、慶応4（明治元）年の干支にちなんで戊辰戦争と総称している。

王政復古クーデターに加わり、新政府側に属していた尾張藩は、越後国長岡（新潟県長岡市）や、陸奥国会津若松（福島県会津若松市）などを主戦場とする北越・東北戦争にも出兵し、のちに奥羽越列藩同盟を結ぶ東北・

北越諸藩（賊軍）と戦っている。

野間林庵の北陸戦争従軍 尾張藩では、慶応4年4月8日の開城後における江戸城の警備を担っていたが、24日になると津田帯刀を隊長とする一隊が江戸から信越方面へ出兵した。その後、千賀与八郎を惣括（総督）とする主力部隊が、4月29日に名古屋を出発し、越後新井宿（新潟県妙高市）で津田隊と交替した。尾張藩士佐久間鋏三郎が著したと推定される『北越日記』（稲川2001）の閏4月12日条には、

一二日、去月二十八日千賀与八郎惣括ノ命ヲ被リ、名古屋表発足之趣先触当駅ニ来ル、相随フ人々ニハ、銃手隊長高橋民部、参謀山上甚之丞・佐久間嘉斗雄、軍目田島一之助、^(中津川)醫師野間林庵、壮士隊

とあり、この時林庵も従軍した。「尾州正気隊越後国江出陣之節之記録」（須田1999）によると、千賀惣括に付属していたことがわかる。また、林庵は、医師の肩書きで従軍していたことが諸史料にみえるが、『北越日記』の閏4月26日条には、次のようにある。

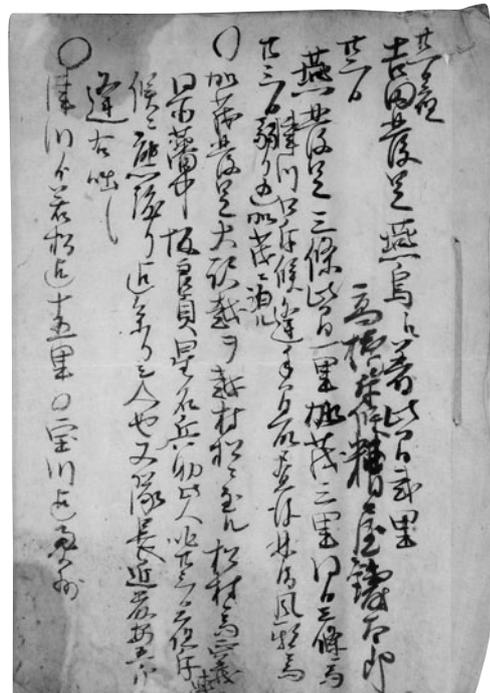
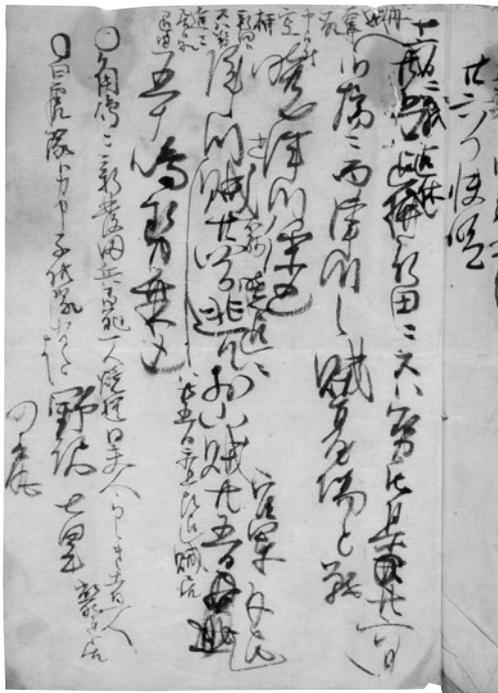
一、二十六日黎明雨ル為、斥候野口村ニ至リ、夫レヨリ敵地ニ迫リ、真人村ヨリ猶進テ、石名坂・雪峠山下ニ至ル、今泉新蔵・柘植大次郎・野間林庵三士、其外松代藩ノ斥候之者打掛リ、賊ノ営下ニ迫リ、賊ヨリモ斥候ヲ出シ坂下ニ至ル、我カ進ミ来ルヲ見テ、賊引テ山上ニ返ス、我モ亦少シク退キ、野間林庵ヲシテ此由ヲ惣括ニ報告ス（後略）^(半)

すなわち、林庵は、北越戦争のうちでも激戦の一つと言われる芋坂・雪峠の戦い（新潟県小千谷市）の緒戦において実際の戦闘にも参加し、その模様を千賀惣括に報告しているのである。

その後、尾張藩は長岡城をめぐる攻防戦や会津若松の戦いに参加し、9月22日の会津若松城（鶴ヶ城）の開城ののち11月28日に名古屋へ帰陣したが、林庵も「中仙道官軍帰陣ノ宿ワリ」（『北越日記』）を命じられ帰陣した。

林庵の従軍日誌 このように、林庵は北越戦争に従軍しているのであるが、野間家文書にはその時の従軍日誌が3点残されている。

いずれも加除・訂正が甚だしく、また、明らかに後筆のものであると思われる異筆があることや、合点などがみられ記事を選択している様子がうかがえることから、従軍中の行動や見聞を逐次記したものの、あるいはのちに藩庁などに提出した報告書類の草稿である可能性が高い。その内容は、医師として負傷者を治療した記事はみられず、林庵自身の行動と見聞が中心である。以下ではその内容を簡単に紹介したい（以下、日誌から記事を引用する場合には、繁雑さを避けるために異筆や見せ消しなどを適宜省略した）。



【史料61写真】

〔史料61野間4-139〕 日誌(1)

無表紙の半縦帳。本文中に「図中」「図ノ如」といった記載がみられるが、その図は現存していない。

尾張藩は、長岡城の攻防戦に参加した後会津若松方面へ進軍した。林庵は、7月21日夜に吉田村（新潟市三条市）を出発してから、燕町（燕市）、三条町（三条市）、加茂町村（加茂市）を経て、23日に村松町（五泉市）に到着した。村松では、越後国村松藩の正義党（連）の隊長近藤安五郎や越前・長州・薩摩・高田藩士などから戦況を聞き、周辺の地理も記している。

そして、24日の昼頃になると、五十島村（阿賀町）に着き、ここでも戦況を記し、25～26日頃には津川町（同）へ到着したようである。津川には賊軍が台場を築いていたが、諏訪勢がそれと戦い、五十島勢も乗り込み撃退したという。この頃、津川には会津藩の白虎隊の寄合一・二番隊が派兵されており、「白虎隊トカ申子供隊有之よし」と、それについての伝聞があることは注目される〔史料61〕。

本史料は、最後に「廿五^(日)□夜^(時)廿六日夕迄ニ新発田江スハ峠越し、人数多分繰込、両人事 角島順覧候上、午頃新津江繰込巡邏、賊砲台等熟覽仕候」と、新発田藩が新発田から津川へ抜ける新発田街道の難所の一つである諏訪峠を多人数で越え、角島村（阿賀町）を巡覧した後、新津村（新潟市）へ繰り込み、賊軍の砲台などを熟覧したという記事で終わっている。

〔史料62、野間2-69〕 日誌(2)

切継紙。上部の破損が甚だしい。日誌(1)に続く、7月27日以降の行程と伝聞が記されている。

27日に津川を出発、車峠の茶屋に1泊し、28日には上野尻（福島県西会津町）で行われていたと思われる舟渡の戦争を一見、「テナヤ」に1泊し滞在した。29日になると、「昼夜砲声不絶」と、柳津口（柳津町）周辺の川渡をめぐる攻防が記されている。

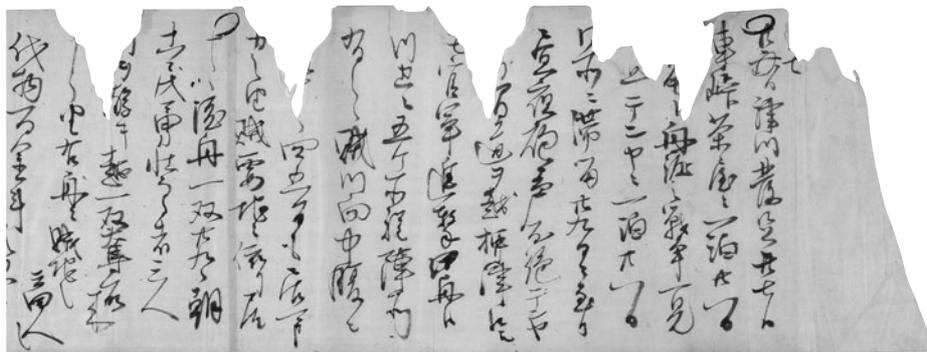
その後の29日条はすべて伝聞記事である。

まず、「白川口滝沢^(時)□れ申候事ト相見申候」と、官軍が滝沢峠（会津若松市）を奪取した様子が記されている。滝沢峠は、「滝沢峠ハ会城ヲ眼下ニ見下シ候山ニ而、賊之第一之要地之由」と日誌にもあるように、白河口（白河市）から会津若松城へ向かう白河街道沿いの要所であり、麓の滝沢口（村）には会津藩の本陣が置かれていた。

続く記事には、「政道甚厳酷ニ付、土民不残会ヲ怨居申候」という、会津藩の政治が非常に厳しかったため、百姓はすべて藩を怨んでいるという会津藩政に対する感想が書かれた上で、会津若松城下や会津藩の状況が記されている。ここでは、そのうちから興味深い記事をいくつか引用しておく。

- 一、贖金ヲ拵候、二分・一分・一朱、朱沢モ拵候由
- 一、会当主、七月初頃^(坂)廿日計津川ニ滞在、練兵いたし居候由、其後野沢二十日程滞留、板下ニモ暫時滞之由
- 一、会謝罪之儀ヲ周旋付候仙台・米沢ヲ初取扱候者、先者朝敵トナシ御誅代可有之旨、□使^(後)ろ勅使江之密偽書ヲ拵、わさと仙台ニ奪セシ由、夫ニ而奥羽諸藩憤発いたし候由、新発田藩ニ承り候風説ニ御座候
(中略)
- 一、英人ヲ頼金銀山ヲ見出サセ□ □民共ニ過分之用金申付、夫ヲフキ替贖金ヲ拵候由

最初の条文では、会津で贖金が製造されていたことが書かれている。また、最後の条文には、イギリス人に金・





【史料62写真】

銀山を発見させ、民衆に過大な御用金の上納を命じ、それらをもとに贋金を製造していたともある。この贋金の製造・流通は、明治になって社会的・政治的な大問題となる。

次の条文では、会津藩の藩主松平容保の動静が書かれている。容保は、7月の初旬から20日間津川に滞在しながら練兵にあたり、その後野沢町（福島県西会津町）に10日ほど滞留し、坂下村（会津坂下町）にもしばらく滞在したという。先ほども述べたように、この頃津川には白虎隊がおり、容保が練兵にあたったのはこの隊の可能性が高い。

3条目には、奥羽越列藩同盟をめぐる政情について新発田藩から聞いた風説が記されている。この風説によると、会津藩謝罪の周旋を行っていた仙台・米沢両藩に対し、まずは会津藩を朝敵とみなし討伐するようとの「密偽書」が作成され、それをわざと仙台藩に奪わさせ、それを知った奥羽諸藩が憤発したという。これは世良修蔵暗殺事件に関する風説の可能性が高い。米沢・会津両藩は会津藩の赦免（謝罪）の周旋を続け、閏4月19日に東北諸藩連名の嘆願書を新政府に提出し、新政府の奥羽鎮撫総督九条道孝もそれを受理した。しかし、参謀世良修蔵は、この嘆願を却下する方針を示し、「奥州皆敵と見て」兵を白河方面に結集し、酒田港（山形県酒田市）へも船で援兵して、会津・庄内両藩を挟み撃ちする新戦について記した、参謀大山格之助（綱良）宛の密書を作成した。この密書を送付を依頼されていた福島藩士から入手した仙台藩士は憤慨し、翌閏4月20日に世良を暗殺した。多少事実と異なる点があるものの、この事件を一つの契機として、5月3日に東北諸藩による奥羽列藩同

盟が結成され、のちに北陸諸藩も加わり奥羽越列藩同盟となっただけに、興味深い風説である。

そして、本史料の最後は、「二本松落城いたし候由」という二本松城落城についての伝聞で終わっている。事実、二本松城は、7月29日に落城している。

〔史料63、野間3-128〕 日誌(3)

切継紙。「白川口御家人数隊士」と、白河口へ派兵された東海道先鋒隊長富永孫太夫、司令士平岩善蔵などといった尾張藩士の名を記した書付が折り込まれている。伝聞記事が中心である。

本史料は次の記事から始まる。

ろ四里

須賀州辺今泉ニ而

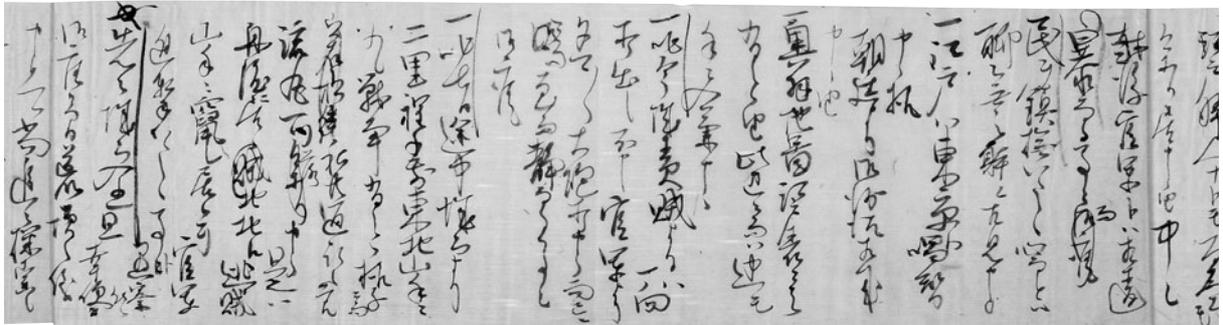
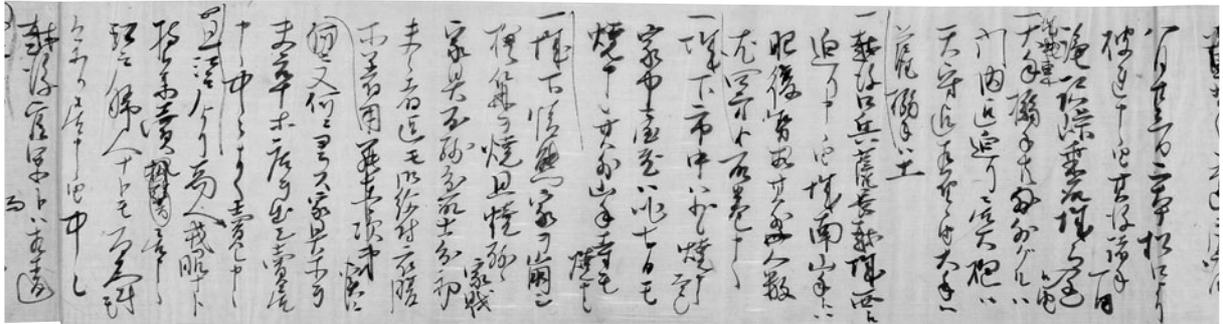
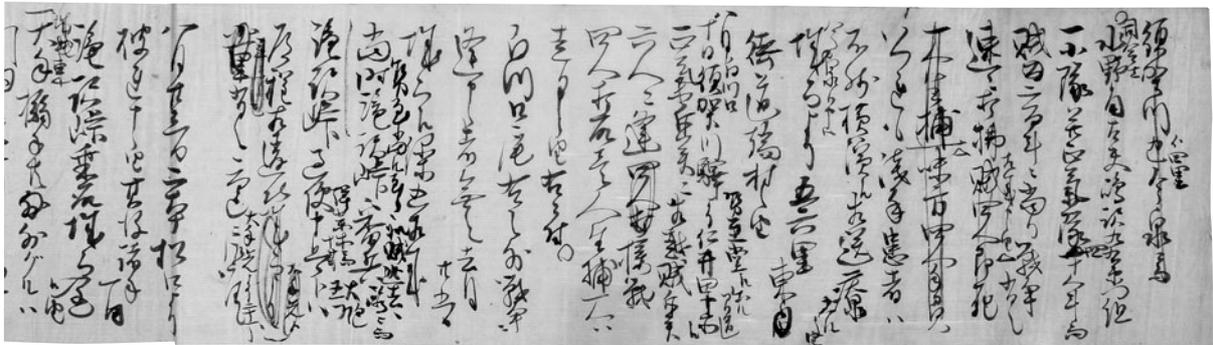
司令士

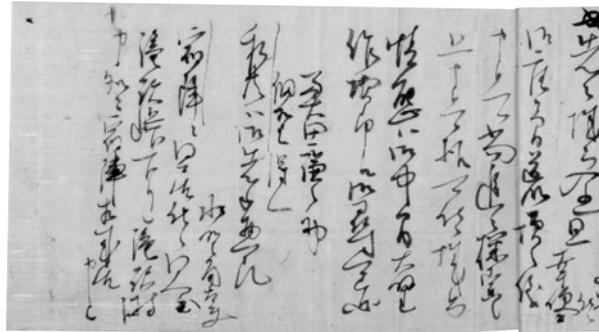
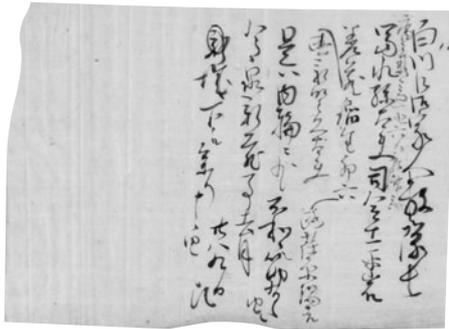
水野角太夫・鳥沢九右衛門組一小隊并正気隊四十人計ニ而賊二百計ニ当り、戦争有之、速ニ打払相成申候由、いつれも浅手、患者ハ不残横浜江相送療養之由

(中略)

八月 白川口 勢至堂江出ル間道

十日、須賀川駅より仁井田十所江正気斥関ニ相越、賊斥員六人ニ逢接戦、四人打死、壹人生捕、一人ハ走り申候由 (後略)





〔史料63写真〕

これは、8月9日と10日の今泉・仁井田両村（現福島県須賀川市）における戦闘に関する伝聞を書き留めたものである。この戦闘は、『三世紀事略』や『復古記』にもみられるが、「いつれも浅手、患者ハ不残横濱江相送療養之由」と戦闘で負傷した者が療養のために横濱へ搬送されたという部分は他の史料にはみられない。「医師」野間林庵ならではの記事と言えようか。なお、この戦闘に参加した正気隊とは帰順（東）正気隊と呼ばれる草莽隊のことである。文久2年（1802）に江戸で幕府によって組織された民間剣客の隊である新徴組が、京都で新選組と新調組とに分かれた。新調組は江戸で庄内藩に属したが、戊辰戦争開始後庄内藩が新政府に対抗する姿勢を示すと、その中の46名が官軍に属する（帰順する）ことを決め、尾張藩付属の隊となった。美濃国の土田村・帷子両村（岐阜県可児市）の百姓を中心とする正気隊の支隊とされたためこの名がある（長谷川1965）。

そして、「八月廿三日、二本松口より破れ申候由、其後諸手一同滝沢峠乗取、城而及び候由」とあるように、8月23日になると官軍が二本松口から白河街道を経て滝沢峠へ進攻し、会津若松城の付近へ迫ったという伝聞が記され、続く記事では会津若松城とその城下の様子が詳細に書かれている。

- 一、大手・搦手共分グルハ門内迄迫り居、大砲ハ天守迄相届候由、大手ハ薩、搦手ハ土
- 一、越後口兵薩長越城西江迫申候由、城南山手江ハ肥後勢其分人数、尤四方ヲ取巻申候
- 一、城下市中ハ少し焼申候而已、家中屋敷ハ昨日モ焼申候、其分山手寺モ焼申候
- 一、城下情態、家ヲ崩シ、猶箒ヲ焼、且焼残候家財・家具不残分取、士分初夫々者迄モ御紋付衣服等着用、何ニ又何ニヨラス家具等ヲ夫卒等店ヲ出シ売居申候、中々よく売レ申候
- 一、且江戸より商人戎服ナト持参売居申候、江戸婦人ナトモ百人計モ参り居申候由、中々越後官軍トハ相違暴る、事ニ而、民ヲ鎮撫いたし唱とハ聊無之体と相見申候
(中略)
- 一、昨今城責賊よりハ一向打出し不申、官軍よりタマ／＼大砲打申候而已ニ而、至而静なる事ニ御座候

文意が取りにくい箇所もあるが、その内容は次の通りである。

- ①官軍が大手・搦手門内まで迫っており、大砲の砲弾が天守閣まで届いている。大手門へは薩摩藩、搦手門へは土佐藩の藩兵が進軍している。
- ②薩摩・長州・越前藩兵が越後口から城西へ迫っている。城南の山手へは肥後藩兵が迫り、四方より取り囲む状況である。
- ③城下市中は少しかだけ焼けている。家臣の屋敷は10日に焼け、山手の寺院も焼けた。
- ④城下の様子は、家を崩し、箒（かがり）を焼き、その上焼け残った家財・家具を残さず分捕っている。武士身分の者をはじめそれぞれの者までもが紋付の衣服を着用し、夫卒などが店を出し家具などを売っており、なかなか良く売れている。
- ⑤江戸から商人が洋服などを持参し売っている。江戸の婦人なども100人ばかり来ているという。越後の官軍との相違が明らかなことであり、民衆を鎮撫するという唱えは全くない様子である。
- ⑥近頃賊軍からは撃ち出さず、官軍から時々大砲を撃つのみであり、非常に静かである。

官軍が城の四方を囲み薩摩・土佐藩兵が大手・搦手門内に侵入しているという緊迫した状況である一方で、いまだ本格的な戦闘状況にはなっていないことがわかる。分捕行為が行われ、それを売る者がいたことや、江戸から商人・婦人が来ていたことも戦争の実態がうかがえる点で興味深い。

以上のように、本史料は、断片的ではあるものの、野間林庵の北越従軍の様子がわかるとともに、戦闘の実態

や北越・会津地方の情勢といった北越戦争の様相をうかがうことができるものとして重要である。それに加え、北越戦争に出兵した百姓などで構成される草莽隊や千村隊などといった諸隊に比べれば不明な点の多い、尾張藩本隊の状況を知ることができるものとして貴重である。

4. 野間家の明治時代

貫属士族 明治5年(1872)9月27日付で「貫属士族野間隆広」が愛知県庁へ提出した野間家屋敷地申請書には、敷地面積が表間20間2尺2寸2分・裏幅同上・奥行35間5尺3寸5分、6尺1間の計算で802坪8分9厘あると記している〔史料64、野間4-107〕。この場所は、江戸時代以来の前之川筋を北にもつ地である。肩書からは、野間家が尾張藩士から「貫属」の「士族」となっていたことが判る。また、それまで使用していた瀧口という通称をやめ、隆広という実名を名乗りだしており、「貫属士族」となったのを機に改めたものと考えられる。

大乃伎神社の神官 その後、隆広は、同7年2月23日の教部省辞令に「尾張国春日井郡大野木村大乃伎神社祠掌野間隆廣」とみえ、「権訓導」の兼補を命ぜられた〔史料65、野間1-84〕。明治5年3月に神祇省を廃止して設置された教部省は、神道・仏教とその国民教化をになう中央官庁の一つである。同省には教導職を置いて、大教正以下権訓導まで14級に分け、神職・僧侶が任命された。隆広が、現在の名古屋市西区大野木にある大乃伎神社の祠掌(下級の神官)となっていたこと、かつその教導職の最下級の権訓導を兼務するようになったことが判る。

この頃彼は、大野木村の南隣にある小田井村に寄留し、大乃伎神社祠掌を勤めていた。同8年作成の「尾参士族名簿」(愛知県立公文書館所蔵写真帳)野間隆廣の項には、次のように記している。

第三大区三小区下、小田井村寄留

永世禄二十九石五升 当県士族
之内現米十四石 父野間琳庵亡長男
五升奉還残り 士族 野間隆廣(印)
永世禄十五石 文久三年十月四日琳庵隠居跡家督相続

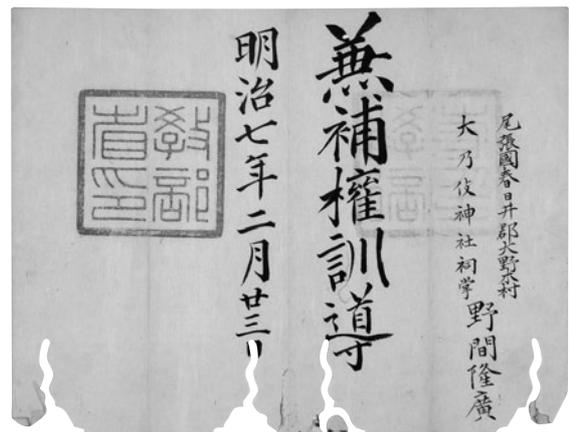
この時、隆広はわずか15石の家禄しか国から支給されていなかった。

権訓導としての任務は同8年5月28日に免ぜられた(野間1-85)。また同6年正月8日には、尾張熱田社から「大乃木神社祠掌 野間春雄」が呼び出されており、野間一族のものが大乃伎神社の神官になっていた(野間3-60)。

隆広は、権訓導を免ぜられた年の11月9日に愛知県から「聴訟課雇」も免ぜられており、これ以前に県の司法にかかわる「聴訟課」も勤めていたようである。



〔史料64写真〕



〔史料65写真〕

名古屋区役所職員 明治11年12月、彼は名古屋区役所に職を得る〔史料66、野間2-194〕。2年後には、「愛知県名古屋区書記 野間隆広」が、前年の「虎列刺」流行時の予防事務をとくに勉め励んだことを賞され、県より賞金5円を下されている〔史料67、野間3-50〕。このことは、名古屋区の書記を勤めながらも、野間家が民衆の衛生管理に関わっていたことを窺わせる。この「書記」は、同14年4月13日に願いにより免ぜられた(野間4-159)。

コラム④ 「北越従軍銃創図録」について

本館医学部分館が所蔵する史料に、著者不明の「北越従軍銃創図録」（以下、「図録」と略す）という表題の横帳がある。

「図録」の冒頭は、

此度洋医 相成、其外医官被差置 官軍病院根拠越柏崎表ニ被居、出張先之分院ヨリ大患者越根拠へ差送り、厚御世話被為在之思召 候間、各藩病院衆医合一致シ熟談を遂ケ、懇切ニ治療可致旨被仰出候間、各深密ニ御趣意洞徹可致様可相心得事

と、このたび洋医やその他の医官が赴任する官軍病院の本拠地を柏崎（現新潟県柏崎市）に設置するので、出張先の分院から大患者をそこへ搬送し、厚く治療せよとの思召であるから、各藩の病院の者たちは懇切に治療すべきであるとの明治元年（1868）8月付の布告からはじまるが、続く「序」からこの「図録」を著した目的と背景が判明する。

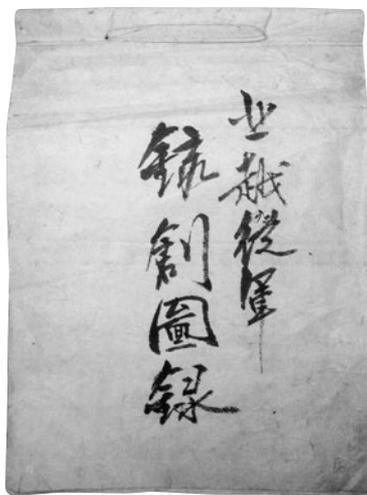
今茲東北叛為賊、予従軍往地越転及、到新発田病院創者甚多、英人宇利期者、因 朝 命来療之、抱大切断術、予輩因得親見許多之治療、実大場出征、東燦然、分黑白胸間覚旨得也、乃抄録患者数十人異同之図、豈不為子弟小補哉

「図録」の著者が北越戦争に従軍し、新発田（新潟県新発田市）の病院に赴いたところ、負傷者が非常に多かった。イギリス人のウィリス（宇利期）が、朝廷の命令によりそこへ赴き治療を行っていた。彼の手術の様子を直接見る機会を得て、それは目から鱗が落ちるような経験であった。そこで、患者数十人の図を子弟のために抄録したというのである。

ここで名前の挙げられているウィリスとは、イギリス人医師のウィリアム・ウィリス（1837-1894）のことである。アイルランド生まれで、エジンバラ大学で医学博士の学位を取得し、文久元年（1861）には駐日英国領事館付補佐官兼医官となった。鳥羽・伏見の戦いの時には、薩摩藩の依頼により大坂と京都で負傷者の治療にあたっている（萩原1998・2000、大山2003）。ちょうどその頃、伊藤圭介も尾張藩主徳川義宣について上京しており、彼の日記『錦窠翁日記』の慶応4年（1868）2月7日条には、「薩邸病院ニ此頃来ル英医ノ治療ヲ可觀ノコトアリ」と、薩摩藩の病院で治療にあたっている彼の様子を見学したという記事がみられる（圭介文書研究会1998）。

慶応4年6月になると、ウィリスは戊辰戦争による戦傷兵士治療のため、大総督府（新政府）の要請で横浜の病院に勤務した。野間林庵の従軍日誌(3)[史料63]に、北越戦争で負傷した兵士が横浜へ搬送された記事がみられるが、横浜で治療にあたったのは彼と同僚のイギリス人医師シドルの2人であった。同時期の彼の書簡にその様子が記されている（大山2003）。

その後、彼は北越戦争に従軍することになった。9月1日から28日にかけて高田・柏崎・新潟で戦傷者



「北越従軍銃創図録」

の治療を行った上で、「明日新潟から七里離れた新発田という土地に向けて出発するつもりである。そこには40名の負傷者がおり、その中には緊急に手足の切断手術をしなければならない者がいるとのことである」と彼の報告書にあるように、10月1日になると新発田へ赴き、そこで5日間治療にあたった（荻原2000、大山2003、近藤1989、山内1997）。「図録」の著者が彼の治療の様子を実見し、それを記録に残したのは、この時のことである。

「序」に続き、「図録」には、36例の患者の図が描かれている。患者の所属と名前、何日に負傷したのか、どのような治療を行ったのかが記されるとともに、傷の様子が図で描かれている。患者は、治療を行っていた地の新発田藩の関係者が25例と一番多いが、なかには大総督府付属の兵や、長州・薩摩両藩の藩兵の例もみられる。また、武士身分以外に、苗字を持たない「軍夫」「夫卒」「百姓」の患者の例もある。傷の状態は、表題が示すように銃による傷（銃創）が多いが、矢による傷や骨折の例も散見され、戦闘が銃と矢の飛び交う激しいものであったことがうかがわれる。

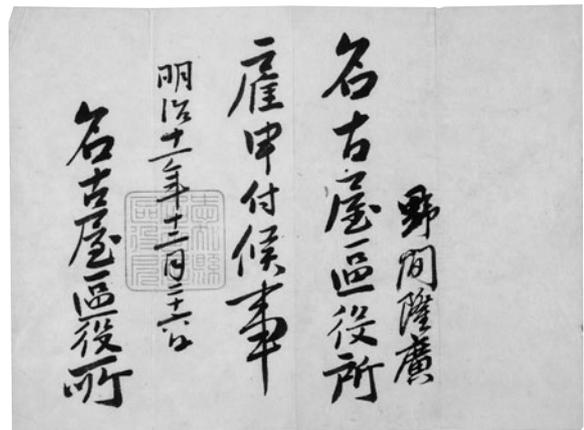
「図録」は、当時のイギリス人医師による医療技術のみならず、北越戦争における戦闘の状況を垣間見ることができるものとして貴重な史料である。

(勝亦貴之)

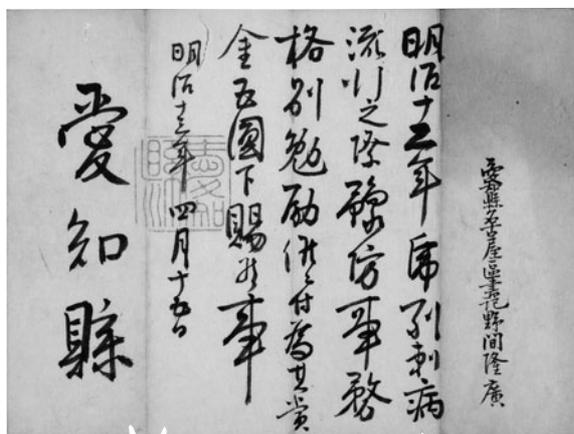
この頃の住居は、明治13年8月に隆広ほか3名の連名で、碓氷重房なる人物から金20円を借りた借金証文によれば、「同区上園町」(現在の中区丸の内・錦辺り。旧上御園町・中御園町が合併)にあった(野間2-139)。

三重県への移住と公衆衛生向上の努力 隆広には長男「菊若」がいた。菊若は、愛知県名古屋区の明倫学校を卒業し、明治21年に柳下商店に就職している(野間3-11、3-46)。長男の就職を機に、隆広は一家で三重県へ移り住

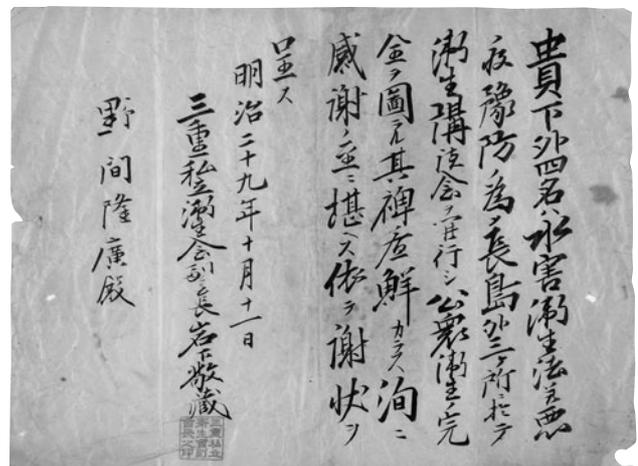
んだようで、同22年には娘と思われる「みどり」「ちとせ」らが「三重県士族」として「三重県桑名郡長嶋村立長嶋尋常小学校」に通っている(野間1-83、1-82)、また隆広自身についても、同29年10月に三重私立衛生会から、水害衛生法・悪疾予防のために長嶋ほか3か所で衛生講演会等を開いて、公衆衛生の向上に努めていたことに対し、感謝状が出されている〔史料68、野間3-66〕。野間家は、三重県に移ってから民衆の衛生管理に関わっていたのである。このことは明治18年5月付で刊行された、三重県の医業規則を記した心得書(医業規則・死亡届取扱規則・伝染病予防心得書)が「野間家文書」中に残されていることから窺い知ることができる〔史料69、野間1-34〕。



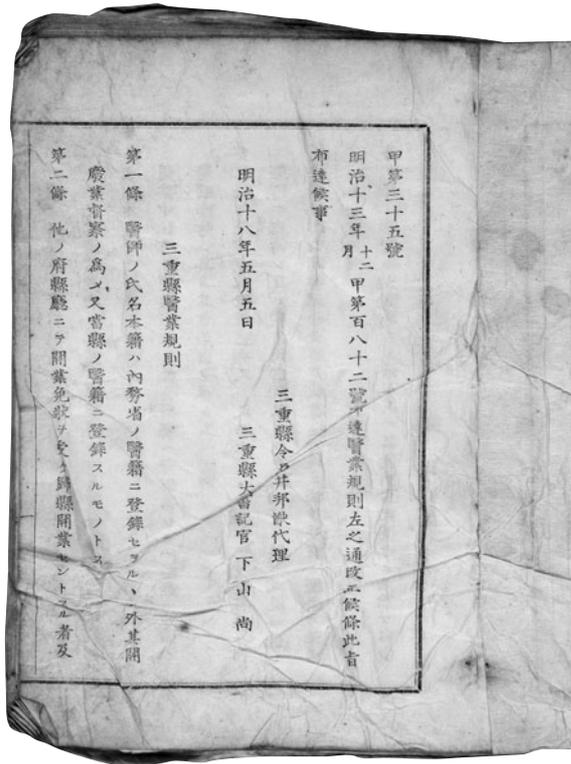
〔史料66写真〕



〔史料67写真〕



〔史料68写真〕



〔史料69写真 右は表紙、左は年記部分〕

参考文献（編著者50音順）

- 浅井国幹遺稿『浅井氏家譜大成・古医方小史』医聖社、1980年
- 石井孝『戊辰戦争論』吉川弘文館、1984年
- 伊藤孝幸「日本近世知行制の再検討―尾張藩を素材として―」『歴史の理論と教育』78、1989年
- 稲川明雄編『北越戊辰戦争史料集』新人物往来社、2001年
- 岩下哲典「近世後期における尾張藩主の側薬と薬園―藩主側近の職務日記にみる薬・薬園と藩主・藩士・領民―」『金鯢叢書』24、1998年
- 岩下哲典「尾張藩「御医師」の基礎的研究」『金鯢叢書』27-29、思文閣出版、2000-02年
- 岩下哲典「尾張藩「御医師」の幕末維新」『金鯢叢書』30-32、思文閣出版、2003-05年
- 遠藤正治・北村二郎・水野瑞夫「飯沼慾齋の生涯」、飯沼慾齋生誕二百年記念誌編集委員会編『飯沼慾齋』1984年
- 遠藤正治「伊藤圭介と飯沼慾齋」、名古屋市東山植物園編『伊藤圭介の生涯とその業績』2003年
- 大山瑞代訳『幕末維新を駆け抜けた英国人医師―蘇るウィリアム・ウィリス文書―』創泉堂出版、2003年
- 鍛冶宏介「江戸時代における医師の僧位叙位手続き」勝山清次編『南都寺院文書の世界』思文閣出版、2007年
- 可見町編『可見町史』通史編、1980年
- 河合正治「戦国武士の教養と宗教」『広島大学文学部紀要』24巻2号、1965年
- 圭介文書研究会編『伊藤圭介日記第四集 錦窠翁日記（慶応四年閏四月～八月）』名古屋市東山植物園、1998年
- 近藤達平「北越従軍銃創図録」について」『ミクロスコピア』6巻1号、1989年
- 酒井シヅ『日本の医療史』東京書籍、1982年
- 繁田信一「平安貴族社会における医療と呪術―医療人類学的研究の成果を手がかりとして―」『宗教と社会』創刊号、1995年
- 新修上石津町史編集委員会編『新修上石津町史』2004年
- 新修名古屋市史編集委員会編『新修名古屋市史』3、1999年
- 上海科学技術出版社、小学館編『中薬大辞典』1～4巻、別巻、小学館、1985年
- 杉本勲『伊藤圭介』吉川弘文館、1960年
- 須田肇「〔史料紹介〕尾張藩北越出兵関係史料」『徳川林政史研究所研究紀要』33、1999年
- 高野信治『近世大名家臣団と領主制』吉川弘文館、1997年
- 高橋敏『幕末狂乱 コレラがやって来た！』朝日選書、2005年
- 立川昭二『近世病草紙』平凡社選書、1979年
- 立川昭二『病気を癒す小さな神々』平凡社、1993年
- 谷端昭夫『茶の湯の文化史』吉川弘文館、1999年
- 玉川しんめい『反魂丹の文化史―越中富山の薬売り―』晶文社、1979年
- 内藤記念くすり博物館『目でみる くすりの博物誌』1982年
- 内藤記念くすり博物館『鍼のひびき・灸のぬくもり―癒しの歴史―』2002年
- 長久手町史編さん委員会編『長久手町史』資料編7 近世、1989年
- 長濱善夫『鍼灸の医学』創元社、1979年
- 奈倉道治「尾張藩・名古屋を中心とした江戸時代の医療の流れ」『日本医師学会雑誌』41-2、1995年
- 名古屋市役所編『名古屋市史』政治編第1、1915年
- 名古屋市役所編『名古屋市史』地理編、1916年
- 波平恵美子『病気と治療の文化人類学』海鳴社、1984年
- 西島太郎「尾張藩「奥御医師」野間林庵家の研究」『名古屋大学附属図書館研究年報』6、2008年
- 萩原延壽『旅立ち 遠い崖―アーネスト・サトウ日記抄1』朝日新聞社、1998年
- 萩原延壽『江戸開城 遠い崖―アーネスト・サトウ日記抄7』朝日新聞社、2000年
- 長谷川昇『尾張藩草莽隊始末攷』『東海学園大学紀要』創刊号、1965年
- 花部英雄『呪歌と説話 一歌・呪い・憑き物の世界』三弥井書店、1998年
- 原口清『戊辰戦争』塙書房、1963年
- 保谷徹『戦争の日本史18 戊辰戦争』吉川弘文館、2007年
- 真鍋隆彦「大隅町岩川八幡神社の秋祭り―弥五郎どん祭り―」『経済学論集』28、1988年
- 八尾嘉男「小堀遠州と武家の茶湯」『仏教大学大学院紀要』35、2007年

矢数道明「曲直瀬道三の医学について」『日本東洋医学雑誌』42-2、1991年
安井広迪「江戸時代の漢方医学の諸流派について」『名古屋医史談話会会報』27、2000年
安江政一「名古屋藩における薬用人参」『日本医史学雑誌』33-3、1987年
安田富貴子「近世受領考」『古浄瑠璃』八木書店、1998年（初出1967年）
山内一信「幕末の戦争と尾張藩医師」圭介文書研究会編『伊藤圭介日記第四集 錦窠翁日記（慶応四年一月～閏四月）』名古屋市東山植物園、1997年
山内一信「尾張藩御医師野間家の周辺調査について」『名古屋大学附属図書館研究年報』6、2008年
山原條二ほか「伝承薬“奇応丸”の薬理作用」『生薬学雑誌』38-4、1984年
山本俊一『日本コレラ史』東京大学出版会、1982年
山脇悌二郎『近世日本の医薬文化—ミイラ・アヘン・コーヒー—』平凡社、1995年
吉川芳秋「浅野春道」木村陽二郎・遠藤正治編『医学・洋学・本草学者の研究—吉川芳秋著作集—』八坂書房、1993年。初出1931年
吉川芳秋「尾張藩医宗浅井家一門の人達」『現代医学』23-3、1976年
吉川芳秋「尾張本草学と飯沼慾齋」、飯沼慾齋生誕二百年記念誌編集委員会編『飯沼慾齋』1984年

実行委員会

伊藤 義人（委員長） 渡邊 俊彦
斎藤 夏来 蒲生 英博
三根 慎二 伊藤 哲谷
川瀬 正幸 次良丸 章
井上 修 山田 朋子
増田 晃一

調査協力

東充寺
名古屋市東山植物園
養林寺
秋山 晶則 寺井 仁
石川 寛 長屋 隆幸
井上 佳美 西島 太郎
勝亦 貴之 山内 一信
塩村 耕 山下 廉太郎
清水 禎子 横山 進
辻 公子

名古屋大学附属図書館 2008年春季特別展

濃尾の医術

—尾張藩奥医師 野間家文書を中心に—

会期：2008年4月14日(月)～5月2日(金)

9：30～17：00（土日・祝祭日も開館）

会場：名古屋大学中央図書館4階展示室

主催：名古屋大学附属図書館・同附属図書館研究開発室

協力：名古屋市東山植物園

後援：愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市の各教育委員会

〈講演会〉

日時：4月19日(土) 13：00～15：30

場所：名古屋大学中央図書館5階多目的室

講師：酒井シヅ（順天堂大学医学部客員教授）

「濃尾の名医たち」

展示解説：斎藤夏来（名古屋大学附属図書館研究開発室特任准教授）

本図録の執筆者及び担当項目は以下の通りである（掲載順）。

西島太郎（野間家歴代系図、Ⅰ、Ⅴ-1、2、4）、斎藤夏来（コラム①、Ⅲ）、長屋隆幸（コラム②、Ⅱ、Ⅳ-2、5）、辻公子（Ⅳ-1、3、4）、清水禎子（コラム③）、勝亦貴之（Ⅴ-3、コラム④）／史料翻刻は、原則として常用漢字を使用した。文中の典拠表示のうち、野間家文書は整理番号で（野間1-1）、高木家文書の場合は（高木A1-1-1）などと表記した。

名古屋大学附属図書館 2008年春季特別展

濃尾の医術

一 尾張藩奥医師 野間家文書を中心に一

発行日 2008年4月14日

編集・発行 名古屋大学附属図書館・附属図書館研究開発室

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

TEL : 052-789-3667 FAX : 052-789-3693

<http://www.nul.nagoya-u.ac.jp>

©名古屋大学附属図書館

ISBN 978-4-903893-04-4